

村長は語る

農村更生座談會

特 251

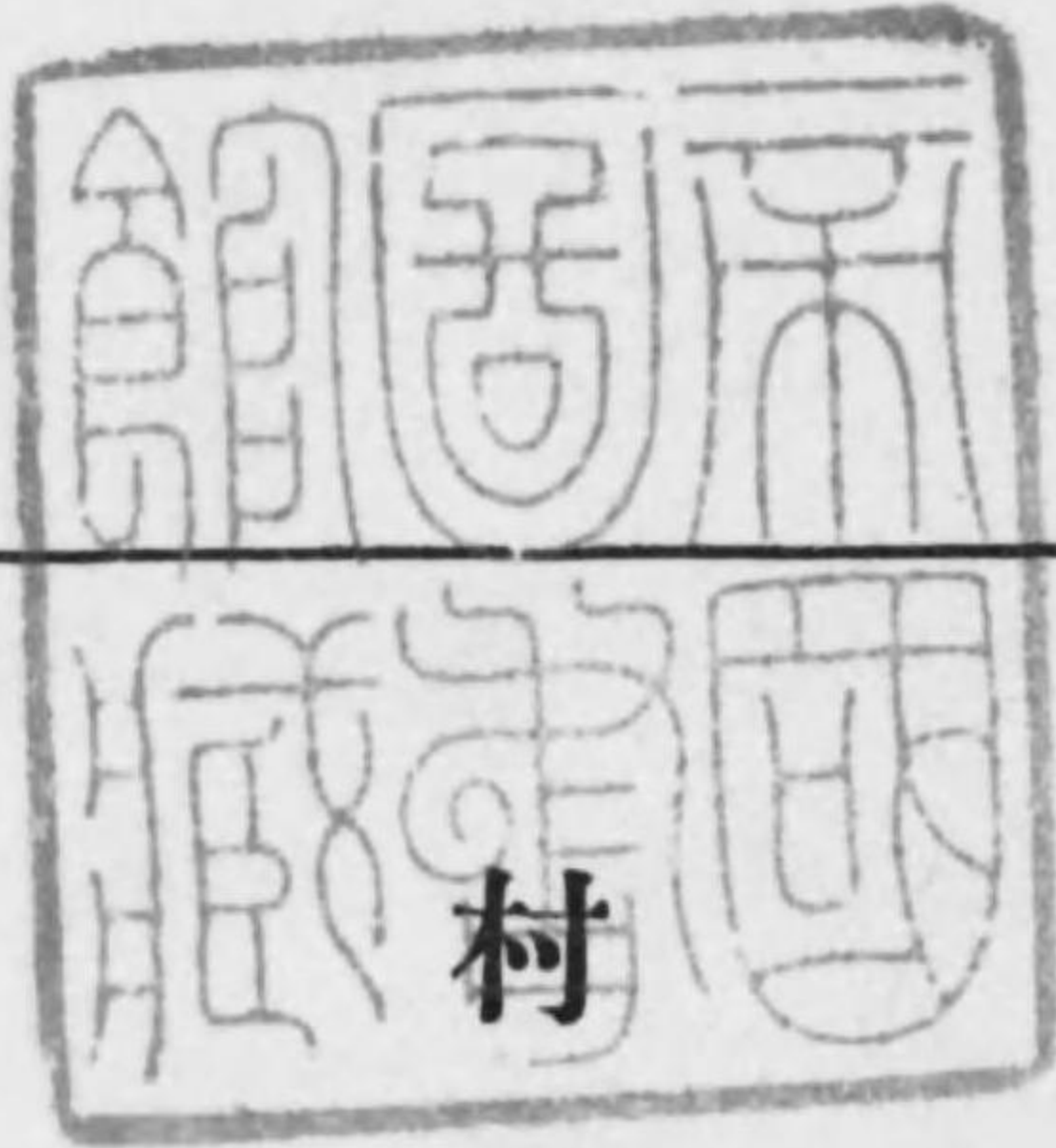
761

社団法人
農村更生協會編

始



特251
761



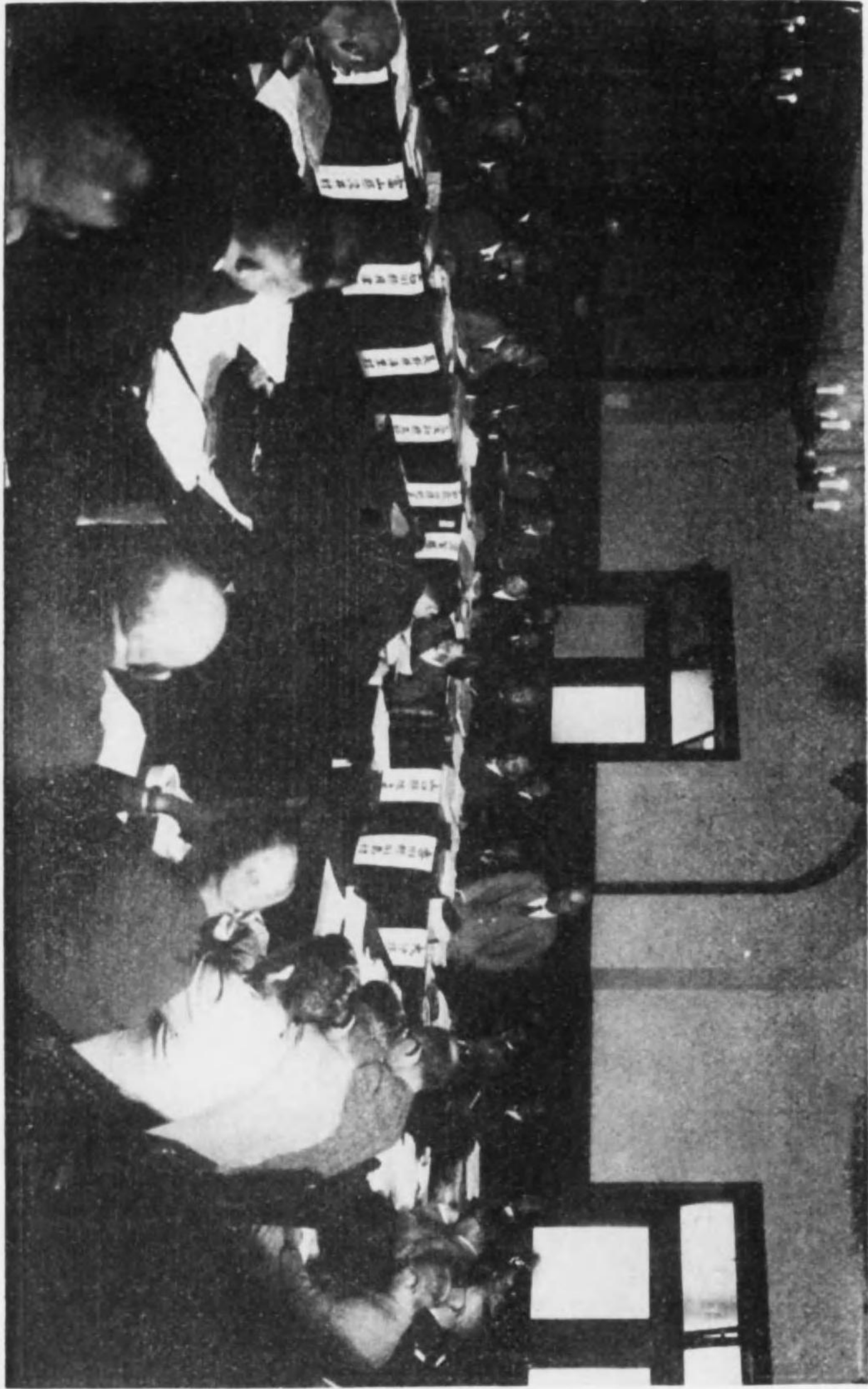
村
長は語る

農村更生座談會速記録

發行 社團 農村更生協會
法人

發行所寄贈本







まへがき

農村更生運動の大旗の下に、全國農村が郷土再建に奮起してから滿三ヶ年それは世界を襲つた恐慌の波に抗しての苦難の三ヶ年であつた。けに村々は平穩時の三十ヶ年にも比すべきえらい經驗を嘗めさせられた譯であつた。此經驗を正しく批判し其の結果を充分に受入れる事なくして今後の更生運動は其正しい進路を確保する事は不可能に近い。

我が社團法人農村更生協會が恰かも農村更生の先驅二宮尊徳翁の逝去八十年祭記念の式典が東京に取り行はれる昭和十年十月十八日の前日を選んで、二十府縣に於ける優良村々長二十氏を東京に招いて「農村更生座談會」を開いた所以は全く上述の趣旨に外ならない。それは既往三年の更生運動を語る里程石であると共に、更生計畫第一期五ヶ年の到來を前にしたる日本農村の不可缺の準備であつたともいへる。

我々はこの座談會を開くに當つては、先づ青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、千葉、富山、石川、長野、愛知、滋賀、和歌山、兵庫、鳥取、山口、香川、大分、佐

賀の二十縣知事を煩はして縣下に於て最も更生運動に熱心なる村長一名の推薦を得た。二十縣に限つたのは單に便宜上の考慮にすぎなかつたが、村長に限つた所以は村長は農村更生の中心たることを思つて先づ村長に聽かんとしたのである。

幸にこの催は出席各村長の熱心と關係者方面の好意ある援助によつて満足すべき成果を残したといつてよい。殊に山崎農相、後藤内相がこの催を聞き付けられて繁忙の折柄に拘らず、特に出席村長及び主催者側をその官邸に招いて懇談を求められたことは、錦上花を添へた有難い事であつて、各村長は夫々の機會に感激熱辯されたのであつた。其の爲に今回の催は其の前後二回の招待即ち十六日の農相官邸、十八日の内相官邸の兩座談會を合せて、眞に首尾一貫せるものとなつたとさへいはれる。

いま十七日の「農村更生座談會速記録」成るに當り、一言開催の次第を述べて出席各位及贊助各方面に對し感謝の意を表する。

十二月一日

農村更生
協會理事

石 黒 忠 篤

村長は語る 目 次

寫 眞

まへがさ

出席町村長名

農村更生座談會

關係町村の概況

青森縣上北郡横濱村……………	(一)	千葉縣安房郡豊房村……………	(一七)	和歌山縣伊都郡紀見村……………	(三四)
岩手縣紫波郡彦部村……………	(三)	富山縣射水郡淺井村……………	(二〇)	鳥取縣東伯郡竹田村……………	(三五)
宮城縣遠田郡富永村……………	(五)	石川縣江沼郡月津村……………	(三三)	山口縣阿武郡佐々並村……………	(三九)
秋田縣山利郡石澤村……………	(八)	長野縣小縣郡浦里村……………	(三四)	香川縣木田郡川島町……………	(四一)
山形縣西村山郡高松村……………	(一〇)	愛知縣西加茂郡三好村……………	(二七)	佐賀縣小城郡砥川村……………	(四四)
福島縣伊達郡石戸村……………	(三)	滋賀縣蒲生郡馬淵村……………	(二九)	大分縣大分郡判田村……………	(四六)
栃木縣安蘇郡三好村……………	(五)	兵庫縣神崎郡山田村……………	(三一)		

編輯後記

出席町村長名

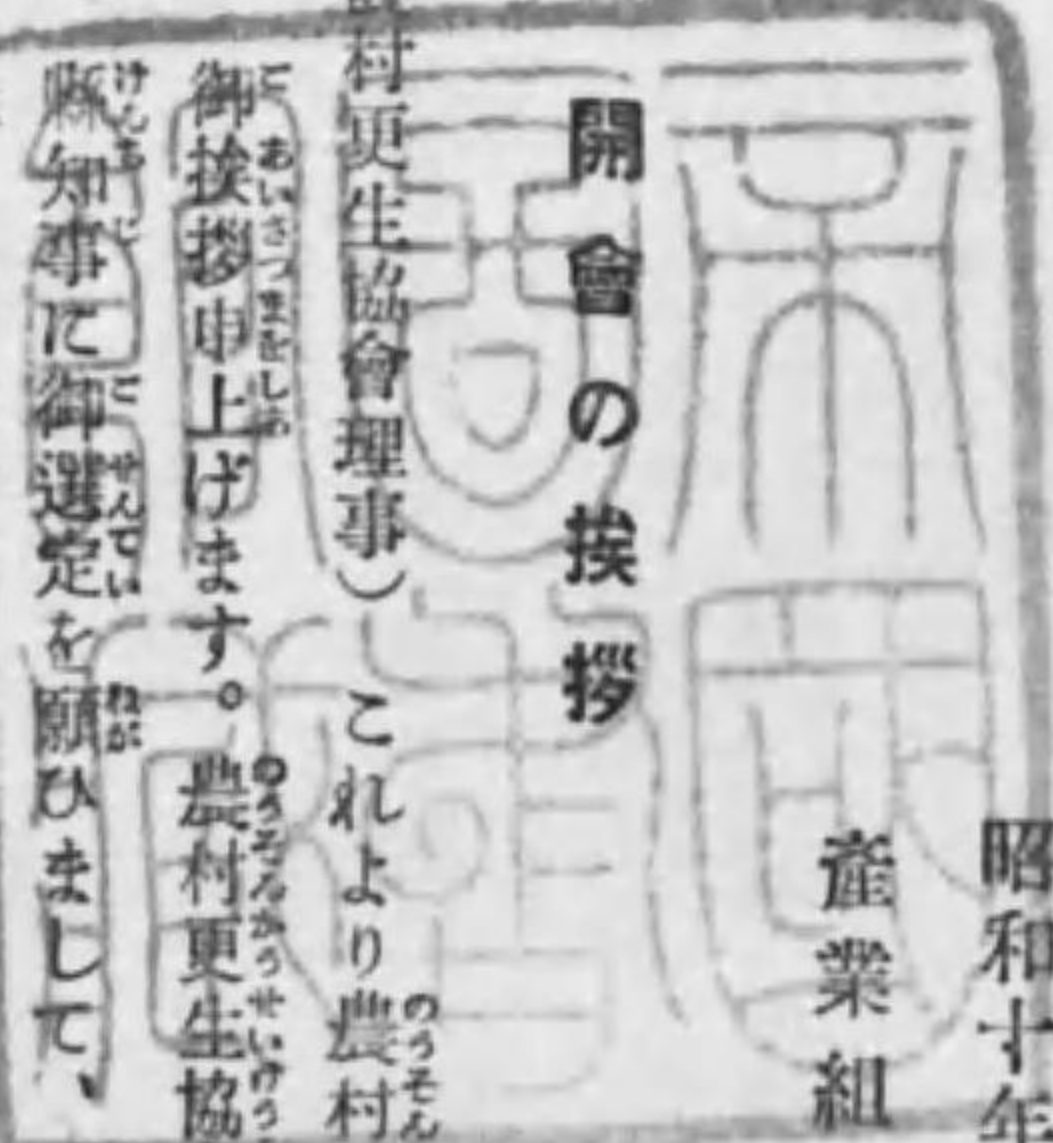
- | | | | |
|-------------|-----------|-------------|-------------|
| 青森縣上北郡横濱村長 | 大 關 勇 | 長野縣小縣郡浦里村長 | 宮 下 周 |
| 岩手縣紫波郡彦部村長 | 佐 藤 定 八 | 愛知縣西加茂郡三好村長 | 久 野 源 藏 |
| 宮城縣遠田郡富永村長 | 鈴 木 久 吉 | 滋賀縣蒲生郡馬淵村長 | 山 田 光 太 郎 |
| 秋田縣由利郡石澤村長 | 猪 股 謙 二 郎 | 兵庫縣神崎郡山田村長 | 藤 本 榮 太 郎 |
| 山形縣西村山郡高松村長 | 加 藤 正 信 | 和歌山縣伊都郡紀見村長 | 吉 田 六 右 衛 門 |
| 福島縣伊達郡石戸村長 | 遠 藤 保 隆 | 鳥取縣東伯郡竹田村長 | 安 田 秀 信 |
| 栃木縣安蘇郡三好村長 | 山 口 光 一 郎 | 山口縣阿武郡佐々並村長 | 溝 部 求 治 |
| 千葉縣安房郡豊房村長 | 鈴 木 朝 次 郎 | 香川縣木田郡川島町長 | 宮 崎 團 之 祐 |
| 富山縣射水郡淺井村長 | 麻 生 正 藏 | 大分縣大分郡判田村長 | 野 尻 司 米 藏 |
| 石川縣江沼郡月津村長 | 東 庄 太 郎 | | |

農村更生座談會

昭和十年十月十七日午前九時半より
産業組合中央金庫講堂に於て



座長石黒忠篤氏(農村更生協合理事)



開會の挨拶
御挨拶申し上げます。これより農村更生座談會を開きます。初めに當りまして、
御挨拶申し上げます。農村更生協會が今回各地方の更生指定村の中から、各府
縣知事に御選定を願ひまして、更生運動開始後三年の尊い御経験を、お持寄り

願ひ、お互にこの問題に就いて座談的に研究を致し、それらの経験を交換
致して行くことが頗る意義のあることであると云ふので、この企てを致したのであります。皆
様はそれ／＼府縣知事の推薦によりまして、御遠方、又御多忙の際に御繰合せ下さつてお集ま

り頂いた次第であります。どうぞ本日はいろ／＼な點につきまして、私共の方からお伺ひを致しますし、皆様の方からも進んでお話を願ひたい。又私の會の催しではありますけれども、關係官廳その他有力な方々も進んで御出席下さつてゐるのでありますから、何かお尋ね等もございましたならば、適當な程度に於て座談の間に挟みまして、お尋ねに對してお答を得ると云ふやうなことに取計らひたいと考へて居ります。

尊徳翁八十年祭を機に

この催しを致したいと云ふ考へは前からあつたのでありますが、今回二宮尊徳翁の八十年祭が明日（十月十八日）行はれるにつきまして、翁は農村更生と云ふことについては我々の最も尊敬する大先輩であられるのでありますから、その時機を利用して致すのが一番宜しからうといふやうに考へまして、今回開いた譯であります。農林、内務兩大臣に於かれては、この舉を非常に御賛同下さいまして、この前後、お集まりの町村長諸君のお話を直接に聴きたいからと云ふことで、昨晩は農相官邸に於て諸君御到着の際、風呂にも召されぬ中に、長い間熱心

にお話願ひ、大臣に於ても又熱心にそれをお聴取り下さつて、今日出張されると云ふやうな洵に協會としては有難い、得難い時機であつたと思ひます。又明日は内務大臣が諸君のお出でを願つて催しをしたいと云ふことになりましたので、本日一日のお話合ひと、明日の尊徳翁のお祭りに成るべく御参列を願ひたいと云ふことを考へて行ひましたものが、それ以外のいろいろな得難い機會を附加へて参つたやうな譯でありまして、私共はこの催しの洵に意義の深くなつたことを感謝してゐる次第であります。

尙ほ、座談會に關聯いたしましたしまして農村更生に關する資料の一部分を御覽に入れるために、日本青年館の一室を借りまして、展覽會を開いて居ります。三階の中講堂なので場所等に制限があり、洵に一部分に過ぎず、甚だ不完全なものであります。今後お需めに應じて各地を巡回いたしたいと存じますから、この際御覽頂いて、これ等に關する、又地方的のいろ／＼な御要望、御注意等がありましたら御指摘を頂くことが願はしいと思ひます。

さう云ふ附加はつて起りました事がそれ／＼ありますが、しかし何を申しましても、企ての中心は本日のこれから開きます農村更生に關する皆様の御體驗をお互に交換致し、話合ふと云

ふことにあるのでありますから、どうぞ御腹臈なく、極く打ちとけてお話しが願ひたいと存する次第であります。尚ほ、更生協会のやつて居る、やりたいと考へて居ります事項等に關しましては、今日會の後に御懇話申上げることになつて居りますから、その際にゆつくり御話を願ひたいと考へて居ります。

今日の座談の進め方

それではこれより座談會に移りたいと思ひます。お話を進行して参りますことに關して申上げますが、今度お出を頂いてそれ／＼お話を願ひたいことの項目につきまして、豫てお手紙を以て申上げて置きました點は、經濟更生の重點を何處に置いてやつて居られるかと云ふ點と、計畫の實行組織と各種團體との聯絡協調がどんなことになつて居るか、經濟更生計畫實行上、部落の中心人物はどう云ふ風に選ばれて、どう云ふ風に訓練されて居るかと云ふ點と、隣接の町村と協同で更生計畫を實行されたことがありますかどうかと云ふこと、それから第五と致しまして、更生計畫の進行中どう云ふやうな障礙にぶつかつて、どう云ふ風に解決されてゐるか

と云ふ、御苦心のあつた點などを、成るべく中心にしてお話しを願ひたい、お話しは何に亘つても宜いのであります。何か中心となる項目を申上げて置いた方が宜からうと思ひ、心付きだけを申上げ置きました。これに關しては、いろ／＼書類を以て、現在はどうなつて居るか、どう云ふ風な経過を述べて来たかと云ふ詳しい御報告にも接して居る向きもありますし、又昨晩農林大臣の官邸で、一般的に皆様からこれらの諸點に觸れてお話しがありました。實は農林大臣の所のお話しが、この會よりも前に來ると云ふことが豫め分つて居らなかつたからであります。それにしても昨晩段々皆様からこれらの點に觸れてのお話しがあつたのに、こゝに再び繰返へすと云ふことは、お互に、お話しになる方でも御迷惑だと思ひます。尤も中には特別の點だけ、非常に簡単に要を得てお話し下さつた向きもあり、それらの方々につきましては、私共もまだ伺ひたいし、皆様もお話したいと云ふ氣持が澤山あるであります。併し多くの方は大體これらの點に就いて既にお話しがあつて拜聴致したのであります。そこで今日のお話しの方法をどうしたら宜いかと云ふことについては、私共一寸そこに方法を變へなければならぬと思はれます。併し要するに、問題はさきの點を出でないのであります。たゞ昨晩いろ／＼伺つたことによりま

して、以上の項目の、特に各町村でやり方の違つて居られるやうに承はつた點、及び特にもう少し詳しく意見の交換をして見たいと考へる點、それらをえり抜きまして、さうして今日の座談の中心と致したいとか考へるのであります。それを刷りましたものを只今お手許にお配りして置きましたが、お話の具合によつて、どうこれが展開して行きますか、必ずしもきちきちにやる必要はないのであります。極く碎けてお話を願ふ結果は、何處に中心が移りましたも差支へないのであります。併し話を進行致します順序として、凡その私共主催者側と致しましての、昨晚のお話を伺つた後の中心項目としましては、この御覽を頂きました刷物の四つの點に中心を置いて、話を段々進めて行つてはどうかと考へます。併し御氣付きによつて、又別の事に致しても差支へないと思ひますが、主催者側としまして、一應これでやつて見たいと思つて居ります。(國枝主事に向つて)一寸讀んで説明をして頂きたい。

協會 國枝主事(刷物を朗讀す)

座談の中心といたしたき項目

第一 今や農村更生計畫は各戸經濟の計畫化へと進みつゝあります。各戸の計畫經濟を徹底さ

せる方法として村内全部指導主義をとるか、選定指導主義によるかはこの際研究すべき重要な問題と思ひます。

あなたの村の實情と御意見は？

計畫を各戸に徹底さすには



簡単に説明致します。村の更生計畫は、初めに村の更生計畫が出来て一軒々々の家の更生計畫が出来るか、或は一軒々々の家の計畫を先にして、始めて部落の計畫も出来、村の計畫も出来るか、と云ふことにつきましたは、いろいろ議論のあることと思ひますが、少くとも今日の經濟更生運動と云ふものは、先に村の計畫が出来まして、その次に部落、各戸と云ふやうに、實際的にはさう云ふやうな經過を辿つてゐる村が多いやうに考へます。それで更生運動が始まつて既に四年目になりました今日の問題と致しましては、實際に一軒々々の家の經濟更生計畫を、どう云ふ方法で徹底させるかと云ふことが非常に重要な問題と思ひます。その方法としましては、こゝに掲げました村内の全部落

を總體的に、一般的に、全部落を指導する主義をとるか、或は村の中で特別に選定してこれを指導する主義をとるか、大體この二通りに分れると思ひます。選定主義の中にも亦、村の中の特定の或る何十名かを選びまして、それを模範的に各戸經濟を立てさせまして指導するか、或はそれとは多少趣きを變へまして、村の中の一、二の部落を特に選定致しまして、そこに集約的なる指導を行ふかの二方法があります。斯様に各戸經濟を如何にして徹底させるかと云ふ事については、随分と皆様も御苦心なすつてゐらつしやることと思ひます。さう云ふ點につきましては、随分と御意見を承りたいと云ふのが第一の趣旨でございます。

座長 今の様な趣旨で第一の項目を書いて見たのであります。尚ほ第二、第三とありますが、それ／＼の場合に申上げる事に致して、大體かう云ふやうに進めて行きたいと思ひますが、如何でございますか。尤も昨晩お伺ひすることの出来なかつた——比較的簡單に要領を得た、特徴だけをお話して取いた方々には、もう少し一般的なお話を伺ひたいことがあるやうに考へます。これらも漸次私から指摘致しまして、一般的なお話を願つても宜しいのであります。どうでありませうか。これをやりながら、成るべく昨日お話し洩れのあつた方々に、比較的詳細

に御意見なり實情を伺ふことにしたらどうかと、かう私は考へます。……別段御意見もないやうでありますから、試みに私の案によりまして進行致したいと思ひます。只今國枝君から朗讀御説明致しました一／＼やうな點に連關致しまして、實際の實情と御意見を伺ひたいと思ひます。何方からでも願ひたいのであります。鳥取の竹田村長安田さん如何でありますか。昨晩はあまり簡單でありましたから、これらについて……。

鳥取縣東伯郡竹田村長安田秀信氏 私に前にほんの五分間ばかりごくつまらないことを申上げただけで、私共の更生計畫に對する信念の全體を申上げる機會がありませんでした。甚だ時間を頂戴して済みませんけれども、少しばかりそれを申上げさせて頂きたいと思ひます。



前に協會の方から、私共が努力せねばならぬ、考へなければならぬことを指摘して頂きました。それに對する意見をお尋ねのお手紙を頂きました。大體私はそのことを申上げて見たいと思ひます。事實私共農村のものは疲弊致して居ります。けれども百姓それ自體になつて見ますれば、好んで自から貧乏致して居るのであります。何とかして更生、振興せねばならぬと云ふ、似合相應の決心を持ち又苦心は致

して居りながら、如何に喘ぎ苦しみましても貧乏せねばならぬ實情になつて居るのでありますが、それを知らずに唯苦しんで居る姿なのであります。

自覚こそ更生の途

それで凡ての者に更生計畫を立てさせてやらせやうとしますには、どうしてもそれが農村民に已むに已まれぬ要求であり、念願である事を自覚させねばならぬと思ふのであります。已むに已まれぬところの念願になりました時、始めて爲さねば置かぬところの勇猛心となり、實行力が現れて來ると斯様に私は信じて居るのであります。農民は、何故我々は働いても貧乏せなければならぬものであらうか、かう云ふことを反省するだけの能力を持つて居らぬのであります。又それだけの餘裕を持つて居らぬのであります、けれども我々は何故働いても貧乏せなければならぬのか……。經濟更生は誰が何と言ひましても、入るを計つて出づるを制する以外にその方法はありません。我々は何とかして負債を整理しやう、光明ある生活をやらうと、斯様に苦しんで居りながら、さて蓋を開けて見ますると貧乏であると云ふ結果が出て來るのであります。

ますが、その點が農村の人々の頭にみつしり入つて居らぬところに、今の經濟戰に於て敗亡の途を辿る理由があるやうに私は考へますので、その點を深く追究致しまして自覚をさせる、さうしてこの道こそ農村更生の唯一の道であると云ふことを突止めまして、生命のある限り、我々の心根の續く限り、一代で出來なければ二代、三代かゝつてもどうしてもやり抜くと云ふ、この信念態度に農村民を引戻さなければ、現代に於て僅かな増産の途を立て、僅かな消費節約の計畫を立てても、今の農村の缺陷だらけの所にあつては、丁度戰爭をするに文りの利器に對して肉弾を以て當る様なものであります。我々は信念の上では肉弾に負けないと致しましても今の農村の状態ではどうしても更生出來ない。斯様に考へまして、その點を所謂教育の問題として徹底させやうと云ふことに中心を置いてゐるのであります。又隣保共助によらねば、農村更生は不可能であるといふことを、すなはち、一戸を圓滿に、一部落、一村を圓滿にしなければ、さらには全國五百五十萬戸の農家を大同團結せしめねば何事も解決がつかないと云ふことを、確りと農村民に自覚させますならば、産業組合の宣傳をしなくても、ひとりでに仕事が出来、所謂その基礎工事が出来る。何故我々は手を繋ぎ合はねばならぬかと云ふことを、上滑り

の議論でなく、成程さうだと納得させ、それから如何にすれば交換經濟の搾取から脱すること
 が出来るかといふことを考へさせる。如何に我々が増産計畫を立て、見ましても、有り餘れば
 直ちに下落するのであるから、そこで始めて、生産に於ても統制が必要であり、販賣に於ても
 同様であると云ふことが分ると思ひます。經濟價值のある産業に農業を引戻すことが第一でな
 ければならぬ。それには我々は天然自然を相手に能ふ限りの力を以て、成るべく良いものを安
 く作ると云ふことを考へるのは當然でありますけれども、折角作りました物が經濟價值を失な
 はれて、常に交換經濟の搾取から免がれないとするならば、増産即ち減收の結果になりはしな
 いかと考へます。どうすればそれから免がれることが出来るか、我々農家の經濟を確立するこ
 とが出来るか、延いては農村民の生活權を確立することが出来るか、この點に對する考へを根
 本的に農村民に植付ける、これではなければ經濟更生は確立しない。經濟的に能率的に、どうし
 たならば我々の生産物の經濟價值が出来るかと云ふ點も亦深く考へねばならぬ、それから生
 活費は如何にすれば合理的に制限することが出来るか。即ち我々の全體の消費に對しまして、
 農民としても要るだけの物は要るのでありますから、人格的に有意義な、さうして立派な生活

をするのであるが、而も經費制限すると云ふ、これらの點も深く認識させねばならぬ。如何に
 すれば農村經濟の機構を改善することが出来るか、現在の増産並に消費計畫を立て得る基礎工
 作たるところの農村經濟機構の確立、この點をどうすれば解決し得るか、又如何にすれば政治
 的に私共農村民は恵まれたる立憲治下の國民としての喜びを得るかと言へば、それは農山村
 民が選舉權の行使を誤まつてゐる、それを改めなければならぬ。

必要な政治的自覺

食ふに食へないやうな所謂經濟重病入である農山村の者は、都市の方々よりも、等しい能力
 に於て、三倍も四倍もの税金を拂はなければならぬ。我々は正當なる、似合相應の税金である
 ならば、國家の外敵に當る肉弾の決心を以て、村なり、縣なり、國なりの必要なる税金を出し各
 しみするのではないが、重病の状態にある者がなほかつ二倍三倍のものを負擔せねばならぬと
 云ふことを振返つて見ますと、自ら求めた罪であることを自覺して更生しなければならぬ
 なつて来る。これは選舉肅正に聞くまでもないが、理想的農村更生を建設することは、理想的

選挙を行ふにあらざるが、農民はこれを認識して居らぬ。これらの事を根本的に改め、公正な選挙を行つて立派な代表者を得て出すことを教育の核心とすべきで、私共は農村の経済更生の聖戦に闘ひ得るところの熱心なる農民を養成することが、何よりも根本的のものであり、その前提であると斯様に考へまして、この點に非常な努力を致して居ります。尙ほ又農民自體が自己の職業に對して完全な働きをしてゐるかと思ふことを考へて見ますと、豫算計畫を立てず、出納の整理をせず、漫然と好景氣來を夢見て、爲すことも爲さず、年末になつて負債に閉されて光明のない正月を迎へて居るのは、自分の爲にも不忠實な態度でありますから、これらの點を認識させるために私共は喧しく言つて居るのであります。

全村一家族主義

さて、第一の題目たる更生計畫でありますが、餘り時間を頂戴しては失禮でありますけれども、私共としては、村内の何人も所謂全村一家族主義の經營と云ふこと、即ち隣保共助の徹底した共存同榮主義による組織、このことを計畫の中心に致して居ります關係上、如何なる家も

計畫を立て、大なり小なりの差はありましても、その家の年々の收支は必ず整理させまして、どの家も黒字の出る計畫經濟に引直さなければならぬと思ふのであります。丁度私共の村民全體を見る眼は、私の身體に於ける細胞のそれが微妙に統制的に結合致しまして、一つの理想的活動を致して居るやうに、村民全體が精神的に經濟的に目覺めて、その確立を期したところからこそ、始めて一村の理想的地土が築かれると、斯様に考へますから、全村民に對して計畫を樹立、實行させまして、どの家庭に於ても黒字が出るやうに指導せねばならぬと思つて居ります。けれども、何としてもこれをやると云ふことの信念が基礎となつてやりましたことでは、れば價值がありません。唯、喧ましい事を言ふから帳面をつける眞似をしてゐると云ふのでは、帳面をつける手間と帳面代が損になるだけで、何等經濟更生に役立ちません。その計畫豫算のことを日々經理して行くことが、我が家の健全な更生の爲にどうしてもなさなければならぬものなりとの信念が基礎になつて帳面をつけるところに、下手な文字を書いてもそれが生きてゐるのであります。

決死隊六十戸を選定

それですから、この帳面をつけさせ、豫算を立てさすと云ふことも、村民の自覚を基礎として漸次やるべきものなりと斯様に考へますので、昭和八年に三百戸の中先づ六十戸を擇りまして、どんなに苦しくても、このことを諸君が先頭に立つて村民に教へなければ、どうしても經濟更生の基礎的條件が缺けるから、決死隊の考へでやつてくれ、よし、やらうと云ふので六十戸の指導計畫を作つた。次に昭和九年には九十戸を選びましたが、何れもそれをやつてくれませんでした。ところが終ひになつて、全村を一組合と致しました十部落三百三戸のもので特に許されて無限責任の負債整理組合を作りましたが、その場合に村民の中借金を背負つて居らぬ者、金を貸しては居るが借りて居らぬと云ふ財産階級の者から、我々が無限連帯の責任になつてそれで安田君心配はないかと云ふお尋ねがありました。私は村民の自覚と云ふことを基礎としてやる以上心配はありません。それならばやらう、と云ふことで作りましたが、心配はないかと尋ねられた場合に、私が反省致しましたときに、自分の一年の豫算と收支の決算を作ること

の出来得ないやうな者に對して、負債を棒引にしてやつたところで、翌年は又赤字が出る。年に三百圓の收入のある者から、二千圓、三千圓の者に至るまで、財産のあるなしを論ぜずして、その家に黒字を出して行く、その傍らに負債を償還するに相應しいところの財源を確かに生み出すと云ふことが實際に出来ることではないとすると、所謂經濟的に健康體の人に、經濟的重病人の病を傳染させ、媒介させるものではないかと云ふことを私は非常に重要な問題と考へまして、村民全體を幾度も集つて貰ひまして、本當に借金を整理しやうと云ふ氣の人は、他の全體の人に傳染させないやうに豫防方法として、亂雑を避け、豫算を作つて、どんな場合でも黒字を出すやうにやらなければならぬ。故に皆さんが本當に光明ある村を作らうとすれば、先づ光明ある自分の家を作らねばならぬ、可愛い子孫のためを思へば、この位のことが出来ないことはない、と言つて、昭和九年の七月に全部のものが纏まつた譯であります。今は全部の者にやらせて居りますが、方法と致しましては指導農家を拵へ、決死隊を作つてやらせるのが方便と考へますけれども、全部の者にやらせることによつて始めてその村に病菌の入る餘裕を與へないのぢやないかと斯様に考へますので、全體をやらせるべきものと考へます。

國枝主事 今の指導農家が全體になつたところの経路を今少しお話願ひたいと思ひます。

先づ學校で青年を教育

安田氏 昭和八年に六十戸やりました。但しその前に八年から補習學校で青年處女の方に、私の村で作つて居ります豫算の形式、それから豫算の立て方、その家の財産なり、負債なりの書き出し方、それから日常の經理、これらのものを學校で習はせる、時間の餘裕を一時間位割きまして、村の中心となるべき子弟——青年處女の方に學校でそれらのものを教へて頂いたんであります。さうして村の人がやらうと云ふ場合に、何時でもその手傳ひが出来るやうな具合に青年處女を育て、それから六十戸の人にやらせました。次に九十戸、これは前年の年末に翌年のものを指定することに致しました。九年の四月に負債整理組合を作りまして、それから直ちに四月から、その部落々々に私共が出掛けまして、尙ほ婦人なりお婆さんやお爺さんを集めまして、一日掛りで、私が經濟更生計畫とはどう云ふ意味のものか、負債整理はどう云ふ信念によつて始めて出来るか、かう云ふやうなことを話し、又負債を背負つて居らない者

が、貧乏の人々のために、無限責任で、眞裸で這入つてくれたと云ふ、報恩感謝の念を持たなければならぬと云ふことを、午後から十二時まで、どうかこの腹でやつて下さいとお話をし、學校の先生や助役以下産業組合の連中も皆出しまして、村中の方々にやつて頂きまして、その家の豫算を皆立て、やり、經理する方法を教へて、後は青年處女の方がつけたりすることを手傳つて行く、親父が自分で出来ればやり、婦人會の人がやるとか、跡取りの青年なり、處女會の人がやると云ふやうにして、全體をするやうに致したのであります。

國枝主事 それは現金に付てのことですか？ 現物の方面も入りますか？

安田氏 現物の方は覺えにして居ります。現金だけつけて居ります。但し現物は大體の相場標準を立てまして、經理させるやうに致して居ります。現物は別の項目で全部受拂ひするやうに致して居ります。

座長 宮城の富永村長に一つこの點について……。

専ら青年を指導

宮城縣遠田郡富永村長鈴木久吉氏

私の村でもやはり前の方が申されましたやうに、共存同



榮主義でやるべきであると云ふやうな趣意をもちまして、いろ／＼會合をやつたんであります。併しながら當時寄りました方々が全部一家の主人で、相當な年齢の人でありまして、なか／＼私共の考へて居るやうなことが徹底

致しませんので、いろ／＼協議致しまして、その後、二十五歳から三十五歳位の青年を抜きまして、その青年を専ら指導して、今のやうな豫算生活、記帳させることや、その他いろ／＼な方面に導びいたのであります。これはやはり私の村の大勢の借金が原因でありまして、なか／＼豫算を立て、記帳に現はすと云ふことは古い方々に珍らしいのであります。それで私共はどうしても、後を引継ぐ、今の一家の家政に餘り關係致しません若い人達に、すつかり植付けることが大事だと考へまして、今申上げたやうな二十五歳から三十五歳までの人に呼びかけて居るやうな譯でありまして、これらの人は最近の學問を習つて居ります關係で、算盤も出來れば記帳も出來ますから、さう云ふ人達に植付けてやつて居るやうな譯であります。

機會を捉へて絶えず訓練

現在は五十六戸、之は方針を變へまして昨年からはじめたのであります。五十六戸のさうした本當に自分の更生を念ずる青年衆を引抜いて、さうして時折會合しまして、精神的方面、或は農産物の收穫方面、或は又原料を配給する場合、さうした直接間接の大事な時期に寄りまして、色々と相談致して居ります。何かさう云ふやうな必要に迫られた場合でありませんと、やはり刺激が薄いと思ひます。さう云ふやうな時を選びまして、月に二回或は三回も出ることもありますが、寄らぬ時は二ヶ月も寄りません。尤も私の村の良い條件としては村が丁度〇、六四方里ばかりで、洵に小さい村でありますから、農會の技術員が廻ります時でも、人を煩はしませんで、直接廻つてしまふ、さうしたことが、いろ／＼な問題に携はりましても質問されたり、或は指導するに便利で、大變條件の良い村であります。

更生相談部て一人づつ救済

私の村に宅地五段持つて居るだけで、耕作反別二町八段、全部小作しながら、借金を約一萬圓持つてゐる人がゐる。それは、好景氣時代のもので、隣り近所の方を頼み、連帯々々で、十八人の債権者を持つて居る。これは私共の村の一番借金の多い人であり、その人の借金の仕末をするために、先程申上げました農會の技術員が更生相談部と云ふものを設けて、その後極端な人だけを特に引抜いて借金を何とかせねばならぬ時に、特に更生相談部に相談させてやつて居ります。それでその人は今言つた十八人の債権者に十ヶ年の年賦償還にして利子は無利子と云ふことに全部の者に相談して頂いたのであります。極端な話の様だが、その人はもう今頃から來年の三四月邊りまでは家に居れなかつたのであります。といふのは、十八人もの債権者が代る／＼参りますので、一週間一回参つても、一日三人か四人がその家に借金を取りに來ると云ふことになり、どうしてもその家の家族は無論お茶を出したり、言譯をしたり、無駄なことをしなければなりませんし、主人は朝早く出掛けたり、夜遅くまで家に居れない、家族の方も同様にさう云ふ債権者に責められて家に居れない。かう云ふことになつて、非常に其の人が精神的にも面白くない結果になりつゝあつたのであります。それをいろ／＼相談致

しまして、計畫を立て、やりましたのでその人は意氣に燃えて、今は收穫期に於ても樂な生活を續けて、昨年からは匡救事業にも出たり、いろ／＼な方面で働いて居ります。十月から來年の三、四月まで、殆んど借金の爲に、隠れて歩くやうな人が、この頃では家業をやつて居られるやうになつたのであります。さう云ふやうに、村の區の中から、極端な人を一人々々抜いて、産業組合に於て及ぶ限りの援助を致しまして、その人の負債整理計畫を立て、特別な指導をやつて居りますが、一般的に申上げますことは、先程申上げたやうに役立つ人を引抜き、指導して居るやうな次第でございます。

座長 兵庫縣の山田村長の昨晚のお話でありましたが、五十人程引抜いたと云ふやうなことにいつて……。

選抜して競争させる

兵庫縣神崎郡山田村長藤本榮太郎氏 私共の村も宮城縣のお話の如く、先づ中堅となるべき人を十戸に一人位の割合で引抜きまして、指導致して居ります。昨年の結果によりますと、かう

云ふ具合にやつて居ります。土地を如何に利用して生かして居るか、又一人當りの能力はどう云ふ風になつて居るか、農業の純収入はどうであるか、家の費用はどうであるか、記帳の成績



はどうか、かう云ふことの總計を百點と致しまして調べたのでありますが、それは五十人中三十五人がまあ良かったのであります。三十五人の成績から見ますと、一等（諸種の成績を平均して一等になりしもの）に位して居るものが、農業純収入が三百點満點として二百八十三點、二等が三百點と云ふやうな具合で、今ではこの人達に倣ふ人が段々増加するやうになつて来て居ります。やはり一般に各戸の經濟を建直さねばならぬのであります。どうしても初めは全部と云ふやうな具合には参りません。それで十戸に一名位の割合で選んでやらせつゝあるのであります。

座長 今伺つた所によりますと、鳥取の安田さんのお話は、初めは選擇してやつたけれども、段々負債整理をやつて、全體に及ぼさなければならぬ、今そこまで参つて居ると云ふ實情のお話、その他富永、山田兩村の如きは既にやられて居るけれども、まだ中途であつて、結局は全體にしくちやならぬと思ふけれども、指導は模範的に選び出してやると云ふお話であります。

一寸今香川の川島町長がお見えになりませんが、川島町は可なりよくやつて居られるやうであります。これは何れ後でお伺ひすることにします。

和歌山縣の紀見村では、比較的新しいことであります。全體に對して一度にお始めになつたやうに伺つて居りますが、如何でありますか、その實情を……。

紀見村の更生計畫

和歌山縣伊都郡紀見村長吉田六右衛門氏 第一ですか。第一の問題は一般的に考へます時に、



私は選定主義をとつて漸進的に進むことが本當だらうと思ひますが、私の村の實情を申上げて見ますと、私の村は御承知の如く和歌山縣の東北端にありませぬ關係上、大阪には一時間で往來が出来、比較的便利でありますから農村でありながら物質文明と云ふやうなことが早くから取入れられたのであります。併し村民は純農村であります關係上、昔から淳朴そのものであります。大變私共は自分の村民の農民に對して熱き涙を流して感謝致して居ります。そして、今次の不況は固より歐州戰爭の

餘波を受けて好景氣になつたその反動によるもので、世界的不況が農村を襲つたと云ふことは農民一同自覺して居りますが、収入は好景氣の際の三割位しかないと云ふやうな現状にありましても、支出は、生活状態が向上して参りました關係上、收支償はぬと云ふのが一般の實情になつて居るのであります。それ故に皆は、これではどうしても生れ變つてやらなくてはならぬと云ふことを考へて居りましても、已むに已まれず、今までの向上した日常生活に追はれて、泣きの涙で貧乏を續けて居ります。そこで私は何とかしてこれが解決をつけると云ふことは、村長としての爲すべき仕事であると云ふことを考へました。私の村は、昨晚も少し申上げましたが、製絲事業に手を出した有産階級の者が十人位あつて、これらの人の負債が五十萬圓に達して居ります。この製絲に供繭致しました組合員の繭代を貰はなかつたのが三萬圓分あるやうな不幸な状態でありましたために、何としてもこれらの整理をすることが使命であると考へまして、十人程の資産家の全部の負債の整理を私はしてやりました。さうして次に、學校は三つありますが、その三つの學校で戸主も青年も婦人も集めて全部の村民大會を開きまして、何としてもこの村の建直しをすると云ふ時は今より外にない、過ぐる大正九年の原内閣

の床次内相時代に民力漸養を説かれたのであり、また、あの時は民力の五大要綱が十分に村民に徹底した。それによつて村民は勤儉貯蓄組合を拵へて各戸の貯金はしたが、その時分には懐ろに金があつたから、まだ十分とは行かなかつた。それで今度はあれではいかんからやり直しをさせなければならぬ」と云ふことを私が話して見ますと、村民中には、然らばその大運動によつて負債の調査をしましても、若し負債の高まつた時に村長さん、どうして呉れますかと云ふ質問があつた。私はそれは言はずとも知れたことだ、僕の手で紀見村の有産階級の方々十人を裸かにしてしまつて、既に村を出て行つて貰つたやうな氣の毒な目に遭つたが、あゝ云ふ風に僕がすつかり責任を持つて負債の整理をしてやるから、一つ有りのまゝの負債を書出して貰ひたいと言つて、さうして負債の調査をして更生計畫を立てると云ふことに致しました。併し私共にしましても、經濟を擔當して居ります戸主は不況に喘いで居りますから、十分覺悟は持つて居りますけれども、婦人や青年に十分な覺悟がないと駄目だと思ひまして、特に婦人中には、家庭によりましては、主人と十分びつたり行合はないで、家の負債がどれだけあるか、家にどれだけの金があるか知らぬやうな家庭もあることを私は喝破した。それと同時に青年

は年が若いためにさうしたことに気が進んで居らぬと云ふことを見まして、當時私の村には頭の毛を長くした者が百人中五十人位ありました。それで私は農村の青年が頭の毛を長くすると云ふことは全く心を緩めるものである、百姓はそれではいかぬと云ふことで、先づ婦人や青年の精神更生を第一眼目と致しまして、頭をすつかり丸刈にしてみました。私の村には床屋が一軒もないので皆なに銘々丸刈にさせて、その散髪で得たものは社会事業の方に入れると云ふことにして、一人残らず丸刈にしました。それから又その當時青年はスポーツとか雄辯主義に耽つて居りました。それも私は時代遅れの感があるやうに思ひましたけれども、現下の我が村に住む青年は雄辯であるとか、或はスポーツとか云ふものは必要でない、農村の青年は十分運動をし過ぎる位にして居るからスポーツはやめて貰ひたい。又雄辯などと云ふことも、青年諸君に一回位の話ならさうでもないが、多くの話をするると云ふ時には、或は自分の體驗ぢやないことを無理に話さんがために話す、これも不必要であるからやめて貰ひたい。その代りに村が更生計畫を立てるから、この實行に向つて進んで貰ひたい。さうするためには家で婦人の方々に家計簿をつけて貰ひますから、それをお母さんと相談してつける役目を負ふことと、

今一つは青年に産業部を拵へて、さうして農業主義を十分に頭に入れて貰ふと云ふことが必要であると云ふことを話しました。又婦人會に對しましては、私自から婦人會長にありませう關係上、常に細かい所まで注意を致して居ります。それで社交、儀禮的のことは婦人の力に俟たなければならぬと思ひましたので、更に勤儉貯蓄獎勵組合なるもの、固い規約を拵へまして、一例を申し上げますと、或はお葬式であるとか、病人のお見舞、軍隊の歡送迎、その他出産の慶びと云ふやうなことは、全然昔のものをすつかり改めて、皆な精神的に祝ふ、精神的に見舞ふと云ふことにして、一切金の掛らないやうに生活改善に手を着けましたことと、それから今度婦人會の手によりまして、どうしても農村の教化は神社・寺院を中心にならなければならぬと云ふことから、敬神崇祖の觀念を一層涵養する意味に於きまして、婦人會の手にかうしたことをすべて委ねました事、それから特に私共の方では一番弊害と致して居ります結婚問題、結婚は非常に金のかゝる調度を致して居りますので、婦人會を十分徹底させまして、會で婦人の嫁入りの式服を拵へて、これを貸賃をとつて貸すと云ふやうに、萬事婦人の手によつて起さしました。それから餘り社交儀禮の改善を極端にやつて却つて農村の淳風美俗を破壊しても困

ると思ひまして、婦人會の手で敬老會をやり、七十五歳以上の老人を招きまして、婦人の手でいろ／＼な物を拵へてもてなし、餘興なども、婦人會自らやつて見せた。又その時に村内全部の者が集まつて一日の娛樂をすると云ふやうな具合になりました、婦人會が力を致したのであります。それから又婦人會の共同作業と云ふやうなことを奨めさせましたこと、さうして土地に對しましては五人組制度をとりまして、昨夜も少し申上げましたが、總て大字の所は八人、十人位を一組とした組を作りまして、伍長を基本として、伍長の集まりから實行組合長を——即ち實行組合長は、私の村では大字の區長をさして居りますが、この人は絶對信任ある人にやつて貰ひ、その人に統一して貰ふ、かう云ふやうに運動を起して進めて參つて來た譯であります。それでありますから、私の村は總て一身同體と云ふやうな氣分で進んで參りましたので昭和七年度の調査の時には相當大きな赤字を出して居りまして、何時どう云ふ風になるかも知れないと心配も致しましたし、又村民中には、村長さん、かゝり物だけは役場に納めるが、日常は物々交換をして貰はなければならぬと云ふことを言ふ人さへありました位です。又隣接の橋本町の人から、貴方の税金の取立てが餘り厳しいから、私の方に支拂はなければならぬ

ものをくれません、村民中には買物をしても拂ひが足らぬのを、こゝに私の金はあるけれどもこれは村に納めるのでやれないと云ふやうな嘘を言つた者もあると聞きましたので、私はこれはどうしても道德的に缺ける所があると云ふ見地から、道德と經濟とは何處までも併行して進めなければならぬと考へまして、昨夜も少し申上げたが、どうしてもこれは二宮尊徳翁の徳と訓へを一般に普及すると云ふことが本當であると思ひまして、自分で行つて報徳社の精神を體得して參りまして、村に歸るなりそれを全村に亘つて巡回講演をして歩き、寄ると觸はると報徳精神を焚きつけ、經濟更生の仕事をやると云ふことが本當であると考へ、これまで農會に技師員が一人ありましたのを三人に増しまして、或は有畜農業、或は林間園藝の普及に力を致して居ります。

座長 一寸……私の伺つたのは、第一に付て、貴方の所は相當廣く記帳をお始めになつたと云ふことを昨夜お話になりましたが、各戸經濟の建直しと云ふことを、選り出した農家だけに、模範的にさせて、後はそれに従へと云ふ主義で行く流儀と、それは一時の経過として執る方法であるけれども、成べく早く全部に簡易なものでもつけさせると云ふ方法と兩方あるやうに思

ひますので、それを伺つて居るのであります。いろ／＼精神感化のお話など、昨晚も相當伺つたことでもありますから、そこまでお話を願はないでも宜しいので……。

國枝主事 何方にお聞きしても宜しいのですが、今の選定主義と申ましても、さう云ふ風に村全體から何人と云ふやうに選定される方法もありませうが、もう一つは或る部落から始めて行くと云ふやうな方法もあるのぢやないかと思ひますが、さう云ふことをやつておいでの村は……。

村の状態で方法が違ふ

山口縣阿武郡佐々並村長瀧部求治氏

只今の一番の問題につきまして、私の村でやつて居るこ



とを簡単に申上げたいのであります。只今の前者によるか後者によるかと云ふことは村の人々の状態如何によりまして、或る部落を限つてやれば宜しいと云ふ場合もあり、全般が水平線以上にやつたその中で、更に又特殊の獎勵施設を講じたいと云ふやうな場合には、又一段抜出したものを選んで、更に一段上の階級の方法を講ずると云ふやうな點で違ふと思ひます。特殊な獎勵をやる、或は除虫菊を作るとか芋麻

を作るとか云ふやうな特殊のものを試験的にやる場合には、或は部落指導の方が宜からう、或は又選定主義が宜からうと云ふ考へを持つて居ります。私の村のやつてゐることを今の問題に考へ比べて、その點を一二申上げると、椎茸、木炭と云ふやうな、木炭は全村的のものでありまして、その中でこれは外の町村に比べましたならば、随分進歩して居るのであります。更に進歩の上に進歩を加へたものを産する部落を作る意味に於て、村内で最も優秀な部落を一つ選んで、木炭の指導組合として居ります。このやうな組合——木炭とか椎茸とか小麦と云ふやうな生産計畫中に於ける獎勵事項の中で、特別にこの部落ならば望みがある、一段進んでゐるとか云ふやうなもの十一を選びまして、十一の指導組合と云ふものを拵へて居るのであります。三十三の報徳農事實行組合の中で十一を特別に選んでゐるが、これは全村的の選定主義であります。又模範農家と云ふものを選びまして、昨年は五戸を選んで居りました。大中小の經營によつて、此方から計畫を授けて試験的にやらせると云ふには、選定主義でやるべきだと考へるのであります。尙ほ全部指導の方は、共同共進會をやりまして、獎勵事項二十四、五項目を選びまして、何れの點からも採點をやる、その年度は四月一日より翌年三月三十一日まで

の間であります。この點に於ては部落の全村主義によつてやつて行くのであります。先刻申しましたやうに、又昨夜も申上げましたやうに、兎に角新しいことでも何でもやつて見やうと云ふ進取の精神と、熱意を以てやり遂げると云ふ心意氣の下にやつて居ります。縣でも試験して見たいと云ふことは、私の村でみんなやつて居るのであります。さう云ふ點に於て縣の御厄介になつて居ることが多々あります。時には或る部落を指導組合にするとか、或は何部落に試験田を置くと云つたやうに、限られた部落によることは選定主義であります。採集圃、各部落の試験田と云ふやうなものは全村的にやつて居ります、さう云ふ風に、今これが良いか悪いかと云ふことは、村の狀態によりまして決すべきものであつて、物によつて選定主義、全部主義と云ふことをやつて來てゐるのであります。

國枝主事 私のお聞きの仕事が悪かつたか知れませんが、適地適作と云ふやうな意味でお聞きした譯でなく、全體としての各戸經濟と云ふものを計畫されると云ふ場合に、一部落を先づぐつと押へて段々やると云ふやうな方法で計畫を徹底させるか、或はさうでなしに、所謂數戸選定主義におやりになるか……。

座長 一部落だけ洩れなくやらせると云ふ主義か、村内各部落の數戸をとつてやらせると云ふことです。さう云ふ意味ですから……。

國枝主事 私の伺ひたいのは各戸經濟の建直しを面倒見てやつて居られる所のお話が……。

先づ貧乏部落を選ぶ

大分縣大分郡判田村長野尻司米藏氏 村全體のものを水平的にやると云ふことは誰でも希望するが、さう云ふ風に行くものではない。それで私の村では指導的にやり、その選定の方法には三つ四つの理由があります。一つは成べく村の中で貧乏に暮してゐる部落に――、これは何故かと云ふと貧乏を早く救ふのが當然であります。又さう云ふ風な所に力を盡した方が早く眼につき易いのであります。富裕に暮して居る部落はその盡した成績が現はれても非常に感じ方が薄いと思ひます。それで富裕に暮してゐる部落より、富裕でない部落を選んでやります。今一つは選定を致しませんが、町村長とか云ふやうな者は部落に出かけて指導すると云ふことがなか／＼出来ない。技術員がやるにしても、



どうやらせるかと云ふことは、村長さんを中心にした人々が計畫して幾ら指定しても部落を指導してくれる人がなければ出来ない。この人なら立派にやつてくれるだらうと云ふ人を認めて、その人に頼んでその部落を指導させると云ふことで、三つの郷社毎にその部落を設けてゐる。これは報徳主義によるものであることは勿論であります。私の方では當年漸く個人計畫に着手したもので、まだそれに就いて語ることは出来ないのですが、全部で二十五程の部落については、暑中の間に役場吏員が手分けして大體の方途を示しまして、全般に亘つて家庭だけの計畫は立てましたが、これは負債整理組合を作つて、これだけの借金があるから、これはかう云ふ方法にして返してやると云ふことを教へましたが、唯部落の人の前に借金をさらけ出して恥のかき合ひになりはせんかと思ひ、又一面に於て貸金を持つて居る人は、課税標準にされるかも知れないと思つて、事實の申告をしないのであります。私はかうしなければならぬと云ふ信念に基いて計畫を立て、やつて居ります。

諸意見を要約すれば

座長

所謂やり方としましては、選定的にやつて行く、併し理想としては總てにやりたいと云ふのが皆さんのお考へのやうであるが、それにはなか／＼困難なそれ／＼の村の事情である。併し段々進んだ村におかれては、負債整理は更生に必要であると云ふことに促がされて、結局理想の村にされると云ふところに近づいて行く、かう云ふことのやうに思ひます。時間が多くありませんから、この程度で、この問題についての意見を切上げまして、第二の問題に遣入ります

國枝主事 (刷物の朗讀)

第二 更生計畫の指導は各種團體の總動員にまつこと益々大となつて参りました。各種團體の協調更に各部落組合間の連絡統制の最適法は各團體長を一人が兼統べるか、それともむしろ夫々適任者を求めて分擔するが良いかは村の事情にも依る事とせうが、この點についてあなたの村の實情と御意見は？

各團體長を兼ねるがいゝか

第一の問題をおやりの時に既にお分りになつたかと思ひますが、この第一の取扱ひ方は、更

生運動と云ふことを、極めて限定致しまして、更生運動と云ふものはいろいろあるけれども先づこゝでとられましたのは、一軒々々の農家の建直しをしようと云ふ考へ方、而もそれは自力的な方面から見たのでありまして、そこで各戸経済と云ふものが極めて今後重大な問題であると云ふ意味で、これを出したのであります。第二の問題としましては、その一軒々々の計畫經濟と云ふものが場合に よりましてはお互に矛盾する場合もございませうし、又さう云つた一軒一軒の孤立した計畫は駄目である、共同の方面に寧ろ各戸經濟を伸ばし得ると云ふ、積極的の意味と兩方あると思ふのであります。さう云ふ場合に各種團體の總動員と云ふことが、今日非常に重要になつて來ると思ひますし、従つてさう云つた團體の共同と云ふことにつきましては各團體長を一人で以て兼ると云ふやうな御意見もあるかと思ひますし、又村の事情によりまして、いろいろお話があると思ひます。これについての實情がお聞きしたい譯であります。もう一つそれ以外に、尙ほ何處の部落と云ふやうに或る一つの部落を御指定になることによりまして、部落全體にどうも不満があるとか、或はある部落に村の力を注ぐと云ふことによりまして、他の部落が寧ろ却つて恨むと云ふやうなこともあつて、村全體の調和がとれぬ場合があり

はしないか、さう云ふ場合に於きまして各種團體の非常な活躍にまつことが多いと思ひます。さう云ふ意味から第二の問題を座談の項目と致した譯であります。

座長 これは昨晚も伺ひますと、村長がいろいろな各種團體長と云ふやうなものを、必然的に一人で總てを兼統べてやつて行くのが宜しいと云ふ御主張もあるやうに思ひますし、それからさうでなくて自然さう云ふやうになつて非常に行詰つて居るやうな事例もあります。御主張の如何はとにかく、事實がさう云ふことになつて居ると云ふお話しもありました。又それ／＼の團體長が別々に居られまして、その間が非常によく行つて居ると云ふやうなお話しもあつたやうに伺ひました。はつきり伺つたものではありませんけれども、それ／＼の團體長や組合長が別になつてゐて、よくその間の連絡がついて來て居ると云ふやうに伺つたのであります。これは無論これにも書いてありますが、町村の事情によることで、現に居られる團體長の人物如何と云ふことにもよることと思ひます。併し一方に於て總てを一人でなさつた方が宜いと云ふやうな御主張とそれについての御意見や實情を伺ひたいと思ひます。尙ほ國枝君から今お話がありました

が、部落々々が事情を異にして居るのは、村としての更生が困難ではないか、それらに連關し

まして何か御意見を伺ふことがありましたらどうぞ……。これは私の方からお尋ねして居りますが、お互にお尋ねになることがありましたら皆さん相互の間にも御質問があつて宜しからうと思ひます。で、この點に關して私の方から初め一二指定して伺ひたいと思ひますが、昨晩栃木の三好村長の山口さんのお話が、非常に簡潔を得たお話で五分でお切上げになつた、その間にこの問題に反對をなさつて居られました。この問題に連關し、且つ多少それ以外に互つても宜しうございます。村の御事情が他の村長諸君よりもお話が短かゝつた關係上よく分つて居りませんから、それもどうぞ……。

連絡上兼任がいよ



栃木縣安蘇郡三好村長山口光一郎氏 私はこの問題については、全體村の中心は一人ですべきものと考へて居るのであります。勿論先程お話がございました通り、村内の事情とか色々複雑したこともありすから、或は然からしめ得ない場合があるのですが、又なんだかそんなことは變なやうにも思ひますが、

自分では村長、組合長、公民學校、その他いろ／＼な團體長を全部兼て居るのであります。併しながら、これは私が村長になつてから兼たのではなくて、自分も村會議員をやつて居る當時これを強く主張したのであります。今後は誰が村長になつても農會長とかその他重要な組合各種團體長は必ず一人でやるべきものであつて、適材適處主義はいろ／＼不便が生ずるか、村長一人にさせるやうにしようではないかと云ふ主張がありまして、私も非常に賛成しました、寧ろその主唱者となつてこれは定めたのであります。理由としましては、私の村ではその前に於ては農會長と村長との間の連絡がうまく行かなくて、農會のことで役場に行つても村長は居つても農會長が居らぬ、それでどうして宜いか分らぬと云ふやうなことで、村長にすれば、農會の技術員が何處に行つてゐるか農會長が居らんと分らぬと云ふやうな例が度々ありまして、それから今一つは産業組合には主事とか職員とか、役場には吏員農會には顧問とか技術員が居りますが、それらの待遇の状態、或は又耕地整理組合とか各種の組合と村との關係とか云ふことについて、各種團體が別々の主腦者であつたならば、どうしても分ちり主義になつてしまふと思ひますし、その他にもいろ／＼な不便が起きますが、若しこれらの團體

長が一人の場合にはさう云ふことがなくて、最も適當なる指導が出来ると思ひます。所謂一村が同じ人の指導の下に協力一致が結ばれると信ずるのであります。この意味に於て私の村では——他の村のことは知りませんが——私が職を去つても村の不文律として變へないと云ふ現在の方々の申合せであります。以上でございます。

國枝主事 それは村の申合せでありまして、實際には段々選挙をなさることもあり、それが同じ人になると云ふやうな……。

山口氏 村會現在の役員が出て相談致しまして、今後はさう云ふ風にしやうと云ふことを、今から七八年前に定めてやつとして居ります。

組織を生かすが肝要

福島縣伊達郡石戸村長遠藤保隆氏 只今の件に就いて、私は只今お話しになりましたのと反對の結果で洵に困つて居ります。最初私は一人一職主義で皆が理解してやつて行かうぢやないかと云ふことを村長になります以前、村の中心として叫んで來ました。當時私は會社銀行に



關係して居りまして、餘り村の政治と云ふことに關係してゐませんでした。私共の親や古參の人が一堂に會して、村で學校の改築を始めるとか云ふことになると、村民が疑心暗鬼で必ず反對する。何度か私の家に來たりし

て、私かに村の更生計畫を立てると云ふやうなことを若い時代に傍から眺めて、苦々しいことだと深く心に留めて居つたのであります。それで村の事に關係しますことだけは、一人一職主義で行かなければならぬと云ふ信念を持つて居りました。それが村長になり今日まで参ります中に、段々自分の方針を捨てなければならぬ結果になつて、村長を始め村にある全部のことを村長が兼ると云ふ、やがては青年團長から女子青年團長等まで村長が兼ると云ふ結果になつて來た。昨晩も申上げましたが、私は一人一職主義で、事業の關係もございまして、今回の改選には是非止めさせて貰ひたいと云ふことを村民に話しましたが、今は村は更生の進捗途上にあるし、自分がこれまで責任を持つてやつて來ましたので、この機会にこれをうつちやつてしまふと云ふことが出来ないやうな立場に至つたのであります。それにつきまして、産業組合の方等も、何時でも私は止め得ると云ふことにしようと思ひ、更生途上に最も働いて見

なければならぬところの産業組合の役員は、敬老と云ふ意味から言へば不合理かも知れませんが、お爺さんと孫と役員交代をして頂いた。兎に角我々の今日の指導と云ふものは容易なものではないから、これを組織の上に中心を作つて行かうと云ふ私の考へで、着々改めて來ましたが、理想に相反しまして、一人一職主義が反つて自分が全部を、やがては神社の總代から菩提寺の總代まで村長が中心になつて相談すると云ふ結果になつて來ました。併し人間であればやはり不測の災難があり、その場合に、折角やつて來ました計畫と云ふものは、之が組織の上に立派に表現して居りませんと云ふと、折角の努力が無駄になるのではないかと、私は深く憂ふるのであります。この點に付て只今の栃木の村長さんのお話は、村長を今やめたらどうするかと考へて居る者には大なる懸隔がございませうけれども、要するに村と云ふものは人に依らずして、組織の上に立派なる精神を作つて行くことが本當ではなからうか、これを理想としてこれに我々は邁進しなければならぬと思ふのであります。村長はいつでもやめる、一寸一年ばかりで辭職して貰つて、又他の團體長をやらしてくれと云ふやうなことになるまでは、この一事で村を紊亂の巷に陥れる原因を作るものではないか、村の争ひはこの點から起さるのでは

ないかと云ふやうなことを私は深く考へて居るのであります。これは一面やはり、一人一職主義と云ふことで、皆それ／＼違つた者への人、又理想の異つてゐる人を、本當に心から結合したのでなければ、眞の融合統一と云ふものは成立しないのではないかと、私は考へて居るのであります。

兼任主義はためにならぬ

長野郡小縣郡浦里村長宮下周氏 私も今福島の方が言はれましたやうに、村長から産業組合長、



社會事業の團體長、耕地整理組合長から、有ゆる團體の長を一人でやつて居るのでありますけれども、今のお話は理想としては非常に宜しいことと思つて居るのであります。村の更生の上から出來ますれば、各種團體長は皆方々でやつて、本當に私らはその連絡をとつてやると云ふのが理想としては一番宜いと思ひますが、私共の方では村の都合でさう云ふことが今は出來て居りません。已むを得ず村の有ゆる團體長を一人でやつて居る譯でありますが、かう云ふ行き方は、決して村の將來の爲になら

ないと云ふことを私は確信して居るのであります、今福島で言はれまじやうに、いつ何時でも誰がやめても村は貧乏ゆるぎもしないと云ふやうな組織を確立して行かなければならぬと思ふのであります。そこで私は、私の下に助役なり或は農會の副會長なり、その他産業組合、社會事業、耕地整理組合の中に、村の將來を指導出来る人を全部拵へて居るのであります、只今はいろ／＼な事情もありますから、こゝ二、三年は已むを得ないと思ひますが、その間に、順次さう云ふ人によつて十分やつて貰ふやうにして、決して後日事務の上に缺けることのないやうに、さう云ふ風にやつて居る譯であります。それで、一人で多くの團體長を兼ねると云ふことは、村の將來のためによくないと私は思ふのであります。

一人て統べる必要はない

愛知縣西加茂郡三好村長久野源藏氏 只今長野縣のお話にもありましたが、私も實は村の長年の習慣で總てを兼て参つたのであります、只今までのところと致しましては、部落の協調などに別段差支へは生じて來て居りません。最も彫調に進んで居ると思つて居りますが、今まで



やつて参りました上から私が考へますと、あなたがち一人で統べる必要はあ
るまいと云ふ考へを持つて居るのであります。私の村は千二百戸、部落は
十一で、一つの部落が大體百軒位あるのであります、自然と各種の組合と
か、教化團體とか、又婦人會或は女子青年團などに於きましても團長を兼ねる様になつて居りま
す。現在これらが全部月並の例會を開きますので——之は不斷は夜行ひます——青年團或は婦
人會等や、部落の仕事と中央村の連絡を完全にし、又意志を相通じましてやつて参るには、どう
しても私共の手によらなければならぬ關係から、私共は殆んど月の中二十日以上は、夜十
二時頃に家へ歸つて寝ると云ふやうな状態で活動して居る譯であります。無論一人で参つても
追つきませんので、教化に關係して居る者が代る／＼参りますから、實際と致しましては、私
が月に十五日以上、各月並會へ出るのであります、部落は遠い所で一里位から近くて十町位
の間の部落を廻つて、それに参加致すのであります。已むを得ず参つて居るやうな状態であり
ますが、各種團體の活動を完全にするには、大きな農會とか産業組合、村長と云ふやうなもの
は別問題として、小さな團體だけでも到底一人では追つきません。必ず適者をそこに入れまし

て、その活動を敏活にして、それらの團體長が完全なる連絡協調を致しますれば、更生計畫を實行致します上に、意志の疏通を缺くやうなことはないと思ひますので、自然村の更生に努力するには一人でない方が宜からうと思つて居ります。

多人数は自治を妨害

大分縣判田村長野尻氏 私は一町村一人主義を絶対に希望するものであります。勿論一人で一つの事をするより、一人で三つの仕事をする方が能率の上らぬことは當然であります。適材適處、その仕事を分擔してやつて行くことは宜いことだと思ひます。先刻何方か言はれましたやうに良結果をもたらすのであります。ところが選挙等を行ふ場合には、動もするとその名譽職になりたい人とか、分捕り主義をする人があるのであります。これが非常に町村の自治を妨げるものであります。それは一人で全般の事をやつても手が廻らんことありませんけれども、それは本當に町村を愛する所ではないと思ふのであります。強ひて一人だと云ふ事は弊害があります、出来ることならばあの人にとりか總てのことをやつて貰ひたいと云ふやうな

人を見付けさせ、又村の人もさう云ふ風に考へなければならぬのであります。私の縣に於ける状態から申しますと、農會長と町村長とが御相談して、町村長の變る毎に農會長も變ると云ふことにして置いた方が非常に宜しいやうに考へて居ります。又さう云ふ町村の方が、農會の招集の如きも總てに於て良結果をもたらしてゐるやうに考へます。唯、それはその村の本當の状態によることでもありますので、一人で何もかも兼る場合も宜しいかも知れませんが、出来ることなら一人の人が兼て、その人がその仕事に適任者を——副組長とか、副會長と云ふものを置いて統一して行くことが最も宜しいのではないかと考へます。

一人はやりいゝが永持ちせぬ

長野縣浦里村長宮下氏 一人でみんなやつて行くと云ふ問題であります、それは仕事は非常にやり宜いと思ひます。例へば今農村更生のことを考へても、自分の村に五百町歩の耕作地がありまして、殆んどその六割しか収益を上げ得ない、五百町歩の收穫を完全にするにはどうすれば宜いかと云ふことを考へ、肥料の資金でも産業組合で出してくれれば宜いと云ふ考へで、

自分が組合長であるから産業組合に歸つて来る、さうするとどうも産業組合の金を矢鱈に貸しては困らうと組合のことを考へる、併し又自分が組合長だしするから、何とかいろ／＼方法を講じてさう云ふ資金を皆に貸してやり、そのことによつて村の生産が非常に上つて来ると云ふことになり、一人でやつて居れば便利で非常に宜いこともありすし、又自分が一人でやつて居れば費用もかゝらぬで宜いのでありますが、併し、俺が死んだあとはどうなるか、あとを誰がやつて行くかと云ふことを考へる時に、私はこれは意味がないと思ひます。

農会長だけは兼ねたがい

大分縣判田村長野尻氏 私、産業組合長を五ヶ年ばかり村長として兼ねて居りましたが、貯金も各戸千五百圓宛になりましたので、その後役場の収入役に出て行つてやつてもらつて、私が産業組合の組合長としてほんの名義を出して居ることにして、今日役員會があつても殆んど出たことはありません。たゞ農會長と町村長と云ふものはこれはどうしても私は兼ねてやらなければならぬと思ふのであります。その他のものは必ずしも兼ねなければならぬと云ふ譯の

ものではなく、それを強ひて兼ねやうとすると無理が出来るのではないかと思ひます。それは又村によつて事情が違ひますから、先刻申上げましたやうに在郷軍人會であれば分會長の適當な人を立て、頂き、自分が大綱を握つて分會長と時々相談すると云ふやうにすればうまく行くと思ひます。氣取つて何もかも背負ひ込むと云ふ考へではありませんから、その邊に付ては悪しからず……。

座長 青森の横濱村長に一つどうぞ。

兼ねてゐるがよいことでない

青森縣上北郡横濱村長大關勇氏 私は昭和六年に村長になつたのでありますが、村長になりました年から更生計畫については考へて居りましたが、その會長は私になり、農會長の改選になりました時にも村の方では私になれと云ふことになり、又産業組合長も、始めて組合を作つたのでありますから、さう云ふやうな關係で組合長になつて居るやうな譯であります。又男女青年團長の方も引受けて居り



ますし、村の耕地整理組合長も私がやつて居ります。昨晚申上げたやうに、私の村は漁を主として農を従として参つたものですが、私はその反対に農に重きを置き、漁と云ふものは従たるものにするに云ふことに根本を置いてゐるのでありますから、従つて農事指導の方の關係は農會長を通じ、經濟機關の方は産業組合長を通ずると云ふことにどうしてもなつて行かなければならぬと云ふ實情にあるのであります。耕地整理の方は、耕地擴張と云ふことは主たる私の村の問題でありますから、その點から行きましたも、その組合長を私が引受けて居りますことは適當であると考へて居りますが、理想と致しましては、私は決して私自身が總ての團體長を引受けて居りますことはよくないと思つて居ります。どうしても相當な人を選びまして、そして又更生計畫も、昨晚も申上げましたやうに、本當の成績を上げ得たと云ふやうな譯ではありませんが、とにかく基礎が出来た譯でありますから、今後は相當な人に持つて頂くと云ふことになる方が宜いと思ひます。又村の人が全部の産業團體長を私にさせると云ふことにつきましては、御承知の如く青森縣は政争縣でありますが、私の村も随分政争と云ふものに惱まされたため總てに於て遅れを取つたのであります。さうした關係から村長と農會

長が別であります時分には、どうしてもその間にうまく連絡が取れなかつたと云ふ點もあるのであります。そんな關係からして現在のところと致しましては、私の村では村長中心主義の方が宜いと思ひます。尙ほ部落の方に行きますと、産業組合の世話係りとか、農會の總代、農事實行組合長と云ふものが各々ありますが、これらはその部落々々から選舉さして、さうしてその人に更生委員をお断ひすると云ふやうに致して居ります。

分散主義を信条に

岩手縣紫波郡彦部村長佐藤定八氏



私の村では私の方針と致しまして、村長が總ての職を兼ねる性質のものでないと云ふ事を信念として二十年来やり來つて居ります。但し農會とか耕地整理組合とか、信用組合とか云ふやうな村長が直き／＼手を下さなければならぬ場合に限つて引受けてゐるのであります。ある組織が其合がよければ何でも宜いのでありますから、村長は顧問又は現在耕地整理の方も副會長に甘んじて居り、農會も副會長です。適任者を見つけたならば、それは獨立した團體長にさせ、

適任者のない場合に村長が當分やつて世話して居る。かう云ふ立場の下にやつて居ります。各々御意見もあるでありませうが、自分の村の狀態としては斯様にやつて居ります。負債整理の關係は、始めてのことでもあり、なか／＼困難でありますので、他の部落に範を示す種りで、六十二戸より成る大巻負債整理組合を自分が組合長になつて組織し、漸く先日までかゝつて一萬三千圓の整理に手をつけ始めました。この問題についても考へるのでありますが、必ず名前を長と云ふ——産業組合長、農會長、或は各種團體長とか云ふ名前をつけなければ、自分の意志が通らぬと云ふことであつては、村治は圓満に解決すべからざるものと考へて居ります。要點だけを申上げて置きます。

座長 只今まで伺ひました所では、栃木の三好村のお話は一般に兼ねると云ふことが原則としてはいゝやうなお話でありました。尙ほ判田村長もそれに近い、少くとも農會長と村長は一人でなければいかぬと云ふ様なお話でありました。その他の方は、村長が事實上監督するが理想としては無論それ／＼の適任者が分擔するが宜しい、殊に村として長続きさせるには、組織の力で行かなければならぬ、個人の一人に集中すると云ふことはどうであらうと云ふやうなお話

そこで栃木の三好村長に、貴方の村では、御就任の前からさう云ふ主義で居られたと云ふ事情もありましたし、それがどう云ふ風にうまく進行されて居るか、又貴方の村では産業組合なり農會なりに、無論段々後継ぎの青年も養成されて居りませうから、それらのことに聯繫して、又學校の校長をやめて村長に就任されたと云ふ昨晚のお話も大變短かつたので、もう少し承りたいと思ひます。多少特殊な村の御事情もあつて、さう云ふ風に導びいて居られるやうに思はれるのでありますが、その邊のことが承りたい。

一人主義は理論でなく事實

栃木縣三好村長山口氏 先程、時間をあまり頂戴することは失禮かと思ひ解單に申上げましたが少し附加へて置きます。各種團體長と言ひましたのは、私が言ひ足りなかつたので、青年團長から女子青年團長までと云ふ意味ではなかつたのであります。語りさう云ふ方面——精神方面でなく、物質方面であります。生産方面、所謂物質の方面に關する耕地整理、産業組合とか農會とか、さう云ふ村の實際上の仕事を兼ると云ふ意味で、あまり細かい範圍にまで亘ると云

ふ意味ではありませんでした。併しながら、福島、長野の理想家としては、私もその懐みが非常にあるのであります。寄るとさはると、後継者を作らなければならぬと云ふ話が出る、私の前でも集まつた時にある人達は始終さう云ふ話題を出すのであります。私はその時に村民の前で言つて居るのでありますが、一人の缺陷を見ることが農村の人達は好きだ、産業團體でも、それを一人の人が兼ねた方がやり宜いと云ふ理論を見出したならば、それを確信を持つて、長所を見つけて伸ばすやうにしたならば、必ずしも出来ないことはあるまい」と。私が村會議員當時の村長さんは、非常に温厚篤實な方でございまして、無論名譽職をやる野心とか物質上の欲と云ふものもなく、現在も村の顧問格でやつて居られますが、その人に徴しても先に理由を申上げた通り、實際上に於て、どうしても私の村としてはさう云ふ風にやつて行く方が宜いと思ふのであります。理想としては、自分一人で二つを兼ねれば、その力が二分されることは火を見るより明かです。何ら論ずる必要はないのであるが、實際案としては、どうしてもそこに――別に深い理論を持つて居るのではありませんが――私の村の長年の實情に即しまして、今後はさう云ふ風にしやうではないかと云ふ申合せをしたのであります。但し村長

の選挙期間と、農會長の選挙期間、産業組合の選挙期間が別々になつて居りますので、村長が満期になつたから直ぐ農會を招集してやめるとか、産業組合は四ヶ年の期間があるのが、それが今年一年あるのに無理にやめて一人にして貰ふと云ふ程の嚴格さを持つた意味ではありません。その次の機会が出来るまで、二ヶ月や三ヶ月を無理してもやると云ふのではありませんが、要するに趣意がそこにあるのでありますから、そこに落着くのであります。詰り理論ではなく實情に即した問題として取扱つて頂きたいのであります。又後継者も考へて居ります。さう云ふ風に今から打融けて考へて居つたならば必ず見つかからないことはないかと信じて居ります。

組織が出来る迄は人の力

鳥取縣竹田村長安田氏 いろ／＼御意見を拜聴致しましたが、私は組織を作り上げるまでは人間の力が絶対に必要であり、その全部の人間の調和と連絡が、一つの村の各分子が細胞の形になつて所謂村の更生計畫をやらなければならぬ。私の村ではその基本要項を三つ定めて居りますが、これは村の憲法であります。規約は増産なり消費なり、その他所謂生活改善とか冠婚

改善、時間勵行、その他いろ／＼私共の生活全體をとりまきました中に規約を定めて居ります。それは所謂法律であります。憲法と法律とが確立しましたならば、その憲法を守り、法律を守つて行くこと、各々組織がそこに動いて行くことが絶対に必要である。斯様に考へ、一般の組織を立てるため、村民を全體教育する、その組織が動くまでは、ある者の絶對的な努力奮闘が要るのでありまして、従つてそこに一人ですべての長を兼ねる必要もある。

そのあとは組織の力で動け

そして組織が出来て、次に教育なるものが中心になつて永久に將來までもこれを根底として、行くことが憲法でありますから、さうして見ると、所謂全體の人々の運用によつてこの計畫が動いて行くと云ふ、所謂農村の機構が確立しまして、そこに整然と動いて行くと云ふことにならなければならぬと思ふのであります。ところが、之がよく各村では、村長と信用組合長と農會長の意見が合はないと云ふ例があつて、以前は私の村でもさう云ふ風がありました。併し組合長なるものを冷靜に批判して見る時に、甚だ心淋しい點があります。例へば全體の信頼を受け

ることが必要であります。それは村民に對する父或は母、主人の如く親切でなければならぬ。これが中心でなければならぬ。ところが多くの語ひをして居る村の方々の語を承りますが、なりたさになる人があり、反對したさに反對すると云ふやうな慣例があるやうであります。村全體を親類か一族と致しますならば村民は子である。私の村では村民を子と致して居ります。村民中に一人立ちの出来る有産階級と、経済的には貧乏で一人立ちの出来ない無産階級とあります。一人立ちの出来ない者を守り育て、やるべきことが、一家の父としての重大な責務であると云ふ考へから、部落全體の更生組合と云ふものを作つて、その更生組合を言換へれば姉が弟の守りをするには蓋し當然であります。さう云ふ風にして始めて隣保共助の徹底した生活があり、そこに報恩感謝の祈りが現れて來、そこに何れも信念が入つて効果的である。斯様に考へまして、産業組合は村の経済的榮養物を子である村民に給與する所であるから母に喩へて、それから父は役場の者、所謂村の當局で、それは廣い範圍に亘つて、村長は無論のことそれから農會長、所謂更生組合の更生委員、村會議員等がそれに加はることは當然であります。私の村ではかう云ふ人達を二十二名、學校の校長なんかも入れまして、村の更生委員會を作

つて居ります。それから各部落の更生組合は十作つて居りますが、その更生組合を聯合致しましたものが即ち村の父になるのであります。親父を分析して見ると、教育機関であるところの學校、それから農家を指導致します——農政問題、農家經濟を直接指導し生産増産のことを教へる農會、村の政治を掌るところの役場——役場の者は、役場のあるところの理由、使命を遂行する憲法と法律を守るために、それから農會は農會存在の使命を果し、學校は學校の存在の使命を果し、目標は理想郷土を建設する。即ち小供達の幸福利益を絶對の目標としてやる。各種團體が争ふと云ふことは、その村に憲法がなく法律がないと思ふのであります。憲法あり法律ある所で、その憲法なり法律の命する目標そのものによつて運動して行く人は、全部の人が總掛りでやつて、さうして何人が倒れても直ちに交替して運轉される、斯様に機關が動かすべからざる威力を示すことが絶對に必要であると考へて左様にして居るのであります。

村長は石臼の臍たれ

唯村長と致しましては、總ての物に注意をし、總ての物に關心を持たざる譯には参りません。

但し私は先輩に斯様な話を聞いたのであります。私共の田舎に——都會の方はお分りにくいですが、米の粉を挽く石で造つた石臼があります。その石臼の臍になる氣持が必要だと云ふことを私の先輩が教へてくれました。石臼の臍は表面に現れて居りません、さうして功名名手柄は石臼の方に譲つて粉を挽かして、自分は隠れてゐて、身を削つて上の石の重さに堪へ功名は人に譲る、併し臍がなければ食合せがまもとに動かない、石臼が圓滿に動くためには、中心を誤まらずに、じつと我慢して堪へてゐる臍があるためである。この氣持を忘れてはならぬ、斯様に私は村の役場なり産業組合の仕事を受持つ時に言はれまして、實に金言だと思ひました。その善なることは人に譲り、さうして正しい中心を誤まらない、この石臼の臍になつた氣持で各般に眼を離してはならない。斯様に思ふのであります。洵に詰らぬことであります。だが、これで……。

座長 大變有難うございました。丁度十二時になりましたから休憩に致しまして、午後一時から再開致したいと思ひます。

午後一時再開

座長 それでは午前に引續きまして、これより座談會を開きたいと思ひます。

人を探すのが村長の仕事

兵庫縣山田村長藤本氏 私二、三分だけ時間を頂きたいと思ひます。私の村ではやはり村長がいろ／＼の長を兼て居るのでありますが、我々にしましたところで、到底この負債整理、経済更生と云ふやうな難かしい仕事はやつて行くだけの力がありませんでしたが、私の村には非常に有爲な人が後ろにありまして、その人が村長の仕事のやりよいやうに／＼と盡力して下さつて居る。先程何方かからもお話があつたやうですが、今自分がなくなつた後はどうするかと云ふ、さう云ふ場合には私の村の有爲な人のやうに、縁の下で働くこと云ふやうな氣分になつて、その新しい村長の仕事を進めるやうに御盡力せられると云ふことになりましたならば、非常に村の仕事が何時までもし易いやうに思ふのであります。さう云ふ人を作ること探すと云ふこと

が、又さう云ふ人を尊重すると云ふことが非常に大事ではないかと思ひます。偉大なる村長であれば人心を底から自覺させると云ふことが出来ますが、我々としては、さう云ふやうな全村民を精神的に自覺をさせると云ふやうなことはなか／＼出来ぬ問題のやうに思ひますので、私の村としては、私の背後に名譽慾や利己の慾と云ふやうなものが殆んどない立派な人がありまして、私の仕事を助けて下さるので、安易に今では更生途上にある次第であります。

座長 もう大體第二の問題は打切りたいと思ひます。第三の問題に入りまして、讀んで説明を致します。

國枝主事 (刷物の朗談)

第三 負債整理計畫無くば更生計畫なしとまで考へらるゝに至りました。

負債整理組合についての御意見は？

負債整理と云ふことが更生運動そのものと云ふ譯ちやありませんが、少くとも現實の問題と致しまして、この負債整理をどうするかと云ふことが、更生計畫の重要な本になつて居ることは御承知の通りであります。これにつきまして、今日負債整理組合と云ふものがあるのであり

ますから、村の事情に照合せまして、この組合についての御意見を承りたい、かう云ふ意味でござります。

負債整理と更生計畫

座長 この負債整理のことに關しまして、農林省におかれても、最初は無論經濟更生と一緒に、大いに強調され、又行くべき方針でありましたが、唯、負債整理組合法の通過と云ふことが、いろ／＼な事情から議會で遅れ、従つてどう云ふ經濟的方法で行くのが宜いかと云ふことに對する政府の方針やいろ／＼の備へが經濟更生と同時に備はつて協調されることが出来ないやうになつてしまつたのであります。遅れて法制が出来、それに従つて遅れてやつと整理資金の特別の融通が出来るやうになつたのであります。これは當然同時に協調されて進んで行かなければならぬ大きな部分であるのが、比較的最後の方に遅れたと云ふやうな形であつたし、又それを實際にやつて行くと云ふことは、事實に於て町村の方でも困難であつたと云ふやうなことから、町村の方でも遅れ、更に又資金の融通の方面も、大藏省の預金部の特別資金の融通と云

ふことがなか／＼困難で、税務署が預金部の支部になつたと云ふやうなことで、今まで收税の事務に従事した所が、今度は貸付けをするので云ふのですから、大變な變化で、私共には一寸考へられないやうな變種の事務のやうに思ふのであります。そこでそれを税務署にやらせたと云ふことについて、なか／＼諒解が持たせにくいと云ふやうなことで、比較的進まなかつた。最近に於ては大分解つて来て、方々に諒解も出来、又組織も備へられたと云ふやうなことになるので、今國枝君から御説明がありましたやうに、經濟更生上負債整理は大事なことでありますから、これについていろ／＼實情や御意見を伺ひたいと思ひますが、それに先立ちまして、この負債整理問題の全國の事情がどう云ふ風になつて居るかと云ふことの一應の御説明を農林省の方から伺つたらどうかと思ふ。その上で皆さんからこれらについての實情及び御意見を伺ひたいと思ひます。小平さんか或は金融課長からでも……………。

現在組合數三、一三九

金融課長西村彰一氏 それでは御参考のために、農林省の方で今お話になりました負債整理の仕



事を取扱つて居る者と致しまして、最近の状勢或は二、三融通資金の事等を申上げて御参考に供したいと思ひます。負債整理の状況は只今お手許に差上げましたものでお分りのことと思ひますが、只今石黒さんからお話もありましたやうに、更生運動は昭和七年の十一月から始まつたが、この負債整理組合法が出来ましたのは、昭和八年の八月一日からであつて、従つて一年ばかり遅れてかう云ふ法制が出来た譯であります。法律が施行せられましたから二ヶ月後、即ち十月に初めて負債整理組合が出来、その後組合が段々出来まして、現在では丁度三千百三十九程あるのであります。昨晩も農林大臣官邸でいろ／＼お記がございましたやうに、借金のない者もある者も一緒になつて組合を作るのは非常に馬鹿らしいと云ふやうなことや、又非常に法律が厄介で、規則がいろ／＼ござたして居ると云ふやうなことなどで、この組合が非常に出来にくいやうな事情もあるのでありますが、最近では段々組合が殖えて参りました。で、この組合——組合は無責任か保証責任の組合を作るのであります——を作りました市町村では、市町村の負債整理委員会が出来まして、その委員会で負債整理の具體的方法を考へ、實行して行くと云ふことになるのであります。

すが、現在の負債整理委員会は千九百十程あります。

負債整理は低利借替ではない

次に先づ資金の問題であります。損失補償契約をなす融通資金は預金部から四分五厘で出るのであります。それを市町村に貸す、市町村はその金を増歩なしに負債整理組合に轉貸する。負債整理組合ではこれを四分八厘以内で組合員に融通するといふことになつてゐます。尙融通した資金の返済に當つて何等かの事情の爲にその金が返せなかつた場合、損失の補償と云ふものを市町村がやることになつてゐます。その損失の補償をすると云ふ契約、即ち損失補償契約が結ばれて初めて預金部資金の融通額と云ふものが定る、それが現在では二千四百八十六萬圓程になつて居ります。而して實際に資金の融通のあつたのは昭和九年の三月十五萬圓出たのが最初でありました。一儲金を融通する場合その金いろ／＼の生産事業例へば耕地整理組合の仕事とか、各種事業の改善のために用ひられると云ふことであれば、その金の所謂再生産によつて、償還の目當てがつくのであります。ところが負債整理のために使ふ借入金と云ふもの

は、申上げるまでもなく、その金だけからは何等將來返すべきものを産み出さないのではありません。従つてこの借入金返すためには、自己の生活の状態をグツと改良してそれから生ずる餘剰によつてこれを返すと云ふ巨細な計畫を立てなければならぬことになるのであります。こゝに初めて經濟更生計畫に於て盛んに唱へられる所の各戸計畫の樹立と全く相一致して兩者不可分の關係がハッキリして參るのであります。借金整理の計畫と云ふものは、決して唯、低利の金に肩代りをするとか云ふ丈のものではありません。必らず將來の個人の更生計畫と云ふものがハッキリ立つて行かなければならぬものであります。従つて町村が金の融通を受けて、負債整理組合がこれを組合員の負債高に應じて融通するについては餘程この點をハッキリして、慎重に取扱つて置かなくてはなりません。預金部や農林省の方針と致しましては、負債整理組合員の負債全部を政府の低利資金に併換へると云ふことにはなつて居らないのであります。大體三分の一を標準に致しまして、低利資金の融通をする、後の三分の二と云ふものは、負債條件緩和即ち負債額又は金利の減額、償還期限の延長等に話合を進め、更に又個人更生計畫によりまして、將來収入が殖えて行くことによつて返して行くことになる。従つて政府から融通す

る二千四百八十萬圓の大體三倍、即ち七千五百萬圓と云ふ負債が整理されたこと云ふことが言ひ得る譯であります。申上げるまでもなく、四十五、六億と云ふ借金を農山漁村が持つて居るのであるから、この七千五、六百圓の程度の負債が整理されたのでは全く言ふに足りないのであります。

今こそ整理の最適期

そこで私思ひますに、現在のやうに非常に低金利で、又産業組合に於ても銀行に於ても預金が多すぎるといふ經濟状態はめつたにない。従つて現在こそは負債整理計畫を具體的に立てるに最も適當した時機と思ふのであります。景氣が好くなれば條件の緩和をやつたり、負債整理の具體的の計畫を立てると云ふことは非常に困難になつて來るのであります。尙資金の融通をなす場合具體的に貸付をするのは預金部の支部でありますが、この預金部の支部と云ふのは大體稅務監督局がなつて居りまして、監督局長が支部長になつて居ります。

税務署は取立てが本職

七〇

先程石黒さんからお話がありました。それだけ農山漁村民が熱心になつて居れば、預金部支部は喜んで金を出せば宜いぢやありませんかと云ふ事になります。預金部の支部は——税務署はその出張所になつて居りますが、徴税事務を長い間やつて居るものにとつて、金を貸すと云ふ考へ方は非常に薄い譯であります。成るべく租税を正確に徴收すると云ふ事が頭に強く入つて、金を貸すと云ふ考へ方と凡そかけ離れて居るために、動もすればその間に諒解がつかないやうな事もあつたのであります。又一面に於ては、この預金部支部の金と申しましても御承知の通り、これは郵便貯金が大部分を占めて居るのであつて、これが運用に當りましてはすべて運用委員会の決定に基いて金を出して行くのであります。郵便貯金は現在三分の利子であります。預金部は特別の會計を拵へて居りまして、郵便貯金の金をいろ／＼な方面に確實に運用致しまして、その郵便貯金の利子が入るやうになつて居りますが、預金部支部は、各貯金局をして郵便貯金を取扱かかせて居るために、手数料の意味を以て出して居る金だけが一千

萬圓あるのであります。従つて三分の郵便貯金は、千萬圓の金を出したり、他の経費が掛るの三分七厘位に運用して行かなければ三分の利子は拂へない譯になるのであります。低利資金は成るべく餘計に出すやうにして農山漁村のために使ひたいと云ふ事は、直接運用委員会に於ても考へて居られることではあります。確實にこれを出すと云ふことになると市町村の財政と云ふものを相見なければならぬので、——市町村は他にも政府の低利資金をいろ／＼借りて居るのであります。その政府の低利資金の前のが滞つて居る所に、負債整理組合が出来ても金を出すことが困難であると云ふ實情にもあるのであります。然し最近預金部支部に於ても農山漁村の實情に付ての諒解が非常について、金を出し具合が良くなつて居るのであります。負債整理として出す資金の豫定額は大體二億圓となつて居りまして、それによつて六億圓の負債整理の目當てをしたと云ふことになつて居りますが、六億と云ふのは一應の豫定であります。併し五十億の内其の利子歩合の割以上のももの三十億圓位のもものは、少くとも整理して行かなければ、農山漁村のためにはならないと云ふことになつて居るのであります。損失の補償につきましては、融通額の十分の三以内を限度として、その内四分の一を當該市町

七二
村が、四分の一を當該道府縣が、二分の一を三千萬圓を限度として國が補償すると云ふことになつて居ります。

無債者を入れるのは監視のため

大體さう云ふやうな實情でありまして、負債整理の仕事は非常に進まないぢやないかと云ふ御意見や非難も聞くのでありますが、これは事業の性質上已むを得ません。即ち金を借りて借金を返すと云ふのでありまして、その點について餘程徹底的に個人の計畫を立て、負債整理のことをやらなければならぬと云ふことになるのであります。尙ほ負債整理につきまして、法律の手續きが非常に面倒である、規則がなか／＼よく分らない、市町村でもつて、いろ／＼預金部支部から金を借りるときに、どう云ふ風に書いたら宜いかと云ふことが分らないと云ふこともあるのでありまして、さう云ふ點については私共の方でも出来るだけ努力致して居るのであります。成るべく市町村役場で作られる書類等は私共の方で雛形、注意書きを作り、更生協會の御斡旋によつて印刷し、その印刷物を見れば大體分るやうに、各町村が負債整理の金を

借出す方法を分り易くするやうな方法をとりたいと思つて居るのであります。借金がある者もない者も一緒になつて組合を作つて整理をすると云ふことは、非常に面白くないと云ふことは方々に於て聞くのであります。昨日のお話にもさう云ふ點があつたのであります。これは隣保共助と云ふやうな事で、無い者もある者も一緒になると云ふ譯であるが、結局、負債を整理するために金を借りて將來これを返すと云ふことになれば、十五、六年から二十年間位の期間を要するのであります。初めは非常な意氣込みでやつても、將來引續き確實にその金を返して行くと云ふことは、相互に監視が必要であります。借金の無い者に入つてもらふと云ふことよりも、寧ろ將來いろ／＼監視をして貰ふと云ふことの方が必要である。酒を自分は飲まないこととしたから、借金の無い者も一緒に入つて貰ひたいと云ふことで作つた、二三年は宜かつたけれども、又酒を飲み出すやうになると、隣の借金の無い者は、君は初め酒を飲まないといふことだつたが、飲んで困る、さうなければ俺達にも害が及ぶ、と云ふことを言はれないでも、言はれることを心配する、寧ろその狀況等を監督して貰ふ意味に於てお願ひ申して組合員になつて貰ふと云ふやり方でなければならぬと思ひます。借金の無い者まで將來いろ／＼

な負擔を負ふとか、負はないとか云ふことは、先程もお話がありました。さう云ふ問題ではないのであつて、相互監視によつて結局負債を整理して行くと云ふことに重要な意味がある。で、さう云ふことにして部落単位の無限責任、保證責任の組合と云ふものが現在出来て居るのであります。

これらの點は一々各町村に於ても分つて頂きまして、法律の趣旨も呑込み、經濟更生計畫が進み、いよいよ計畫が地について、個人計畫と云ふ所まで立至りますれば、結局さう云ふ不安や疑問はなくなるものではないかと自惚れて居るのであります。

途は開けてゐる——やり方一つだ

更生計畫は、生産増殖のことも、販賣購買の統制も、生活改善のこともあるが、それを實行する場合に於ては、相當工夫され、又技術的に研究をされて行かなければならぬことも随分あるのであります。計畫が立ちましても、直ぐに實行の出来ないものが相當あります。やり方一つで農山漁村民の負債の軽減が出来るのであつて、負債整理にしても、又金を借りる場合の借り

方、貸し方まで、いろ／＼あつて、農山漁村民のやうな、非常に文明からかけ離れた人達は、動もするとやり方一つで非常に大きな損をして居るのであります。申上げるまでもなく、現在郵便貯金の利率は三分である、銀行の定期預金が三分八厘と云ふ状態である。然るに普通町村で金を借りる場合は一割か一割以上も出さなければ金を借りられないと云ふことであれば、非常に困る譯であつて、さう云ふやり方は急には改められないでせうが、段々考へて頂く必要があると思ひます。特に農業用動産の信用法などの成績も擧らないのであります。牛馬、農具と云ふやうな農業用動産——自分はそのまゝ使ひながら、抵當權を設定して置いて、それを擔保に金を借りることが出来ると云ふ法律も設けられて居るのであります。さう云ふ法律の趣旨も不徹底であるのであつて、折角法律が出来ながらまだ十分にこれを利用して居ないと云ふ實情であります。これは一例であります。村長さん達も十分にお考を願ひまして、一面に於ては金融の、——金を借りる場合の貸し方又借り方と云ふものに對する考へ方も十分御注意を願ふと同時に、負債の整理と云ふ一番下の段を片附けないで、更生計畫を立て、結局地につかないことにはなるのではないかと思ひます。昨日秋田縣の村長からお話がありました。なか／＼

農山漁村民に個人々々の計畫を立てさせ、借金を返させると云ふことは困難である。それはむしろ後廻しにして村全體としての生産事業、副業によつて、村全體の収入を増すことにさせて、村の財産を殖やすことにして、漸次個人の負債整理が出来るのではないかと云ふ御意見もありましたが、御尤もの點もあると思ひますし、又考へ方は勿論結構であると思ひますが、結局農山漁村民は個人生活が主である。個人生活の改善のために、部落或は村として共同的に考へて行かなければならないことが多いのでありますけれども、それは一部分である。結局は個人の本當の地についた個人計畫と云ふものが土臺になつて、それを實行する場合に部落を單位として、或は町村を單位として實行すると云ふことになるのであつて、個人計畫に負債整理の案が立たなければ、本當に進んだ更生計畫ではないやうに、私共は思つて居ります。一面に於ては町村の財産を作り、不慮の災害があつた場合に個人を救済する方法も必要と思ふのであります。個人計畫が進まなければ、從來の癆である負債の整理と云ふものを先づ第一段におやり願はなければ何にもならない。それによつて二億、三億の農山漁村民の負擔を軽減すると云ふことは、やり方一つによつて相當出来るのではないかと私共考へて居ります。

以上氣付いた點を御參考までに申上げて置きます。

座長 今、金融課長のお話を詳細に伺つたのでありますが、この第三の點、負債整理組合に關する點を、香川の川島町長にどうぞ……。

第一歩で成功——全町へ普及

香川縣木田郡川島町長宮崎國之祐氏 私共の町に於きましては、經濟更生計畫と云ふものが、昭和八年の九月に完成し、それから懇々實行に着手すると云ふことになりました。先づ最も模範的の部落を第一着手として選定したのである。その部落の基礎的調査を行いましたところが、



模範的部落でありながら、非常な負債があると云ふ事が明かになつて來た。その負債は尤も大正十二年頃の小作争議の盛んな時に出來たものが、今の負債として残つて居ると云ふ事實も分りましたので、その部落にもつて

行つて部落計畫を立て、經濟更生を計り、相當の更生が出來ましてから——各農家とも、更生計畫の豫定は一ケ年に一戸當り六十圓乃至八十圓の黒字を生ずるといふことでありましたが

併し一方負債の状態を考へると、負債の利子を現金で支拂ふと云ふことになる。到底通り一遍の更生計畫を立てただけでは償還が出来ないと云ふことが判りました。それでこの模範部落に對しまして、昭和八年の十月負債整理組合を組織したらどうかと云ふことを話してみたのであります。所が部落の人達は何れも共鳴致しまして、それから組織して見やうと云ふことで組織にかゝりましたのが、八年の十一月でありました。その當時に於きましては、まだ負債整理組合法が發布になつて間もない時代でありまして、手続きを知らないで非常に困つた。結局組合の設立の申請と云ふものは、昭和九年の一月になつて完成致しました。それで組合の實行に着手して、その資金の供給を仰ぐと云ふことになりました。いろ／＼な困難にぶつかつたのであります。その結果非常に遅れて本年二月に初めて資金が來ました様な譯であります。ところで組合員二十六名のその中三名程が組合員全體の目から見ても、これはどうも資金の融通を受けても果して更生が出来るかどうかと云ふことが心配の種であつた。しかるにこの三名が負債整理に當つて、縣とか或は町とか、直接にさう云ふ公共團體から資金を借受けたのでなくて、負債整理組合から借入れたと云ふことが、非常に精神的に大きな變化を與へたのであります。

若し我々が不注意にして、或は怠けてその償還が出来ないと云ふことになつたら、お互に組織して居る組合員、自分の部落の近所隣りの者に對して申譯がない、自分はこの住み慣れた土地に居られない、さう云ふ風にならぬ様に一生懸命家の仕事をしなければならぬと云ふことを戸主なる者が家内全體を集めて非常に激勵するに至つたのであります。家族にありまして、今までは主人がさう云ふやうに苦しんで居たと云ふことを知らずに有耶無耶に暮して居つた状態が、そこで始めて一家の負債の事情を知りまして、それでは共々働きませうと云ふことになつて、一家朗らかに仕事をする事になつた。それで三軒共打揃つて従來のやり方と違つて仕事の能率が上つて來た。それでこれなら大丈夫更生計畫の實行が出来ると云ふ見込が附いた。負債整理は非常に結構なことだから負債整理組合を極力多く作つて行かなければならぬと云ふ考へは初めから持つては居りましたが、試験的に實際組織して、資金の供給を受けた後に、どう云ふ成績になるかと云ふ、その成績を見究めて、然る後に町内全部に作らうと思つてゐたのが、第一歩の結果に於て斯様に成績が良かったものですから、これなら大丈夫だ、負債整理は、經濟更生と相關聯して車の兩輪の如きものであると云ふ方針も確立し、極力町内を説い

て廻りまして、現在では七組合作つて居ります。さうして配分決定を受けましたものと、尙ほ今申請中になつて居るもので三萬五千圓程低利資金を借入れすることになつて居ります。その三萬五千圓で、その組合員の負債整理は大體十四萬圓位整理が出来ると云ふことになつたのであります。私共の町の最初の調査に於きましては、町民全體としては八十八萬圓の負債があつたが、その中農家五百五十戸の負債と云ふものが四十六萬圓である。四十六萬圓中十五萬圓位は自力で償還が可能である。残る三十萬圓の金は是非共何とかしなければならぬものであつて負債の整理と云ふことは現在非常に差迫つた問題となつて居るのであります。その結果現在七組合出来て居りますものを、明年の七月までには十五組合は是非組織したい、さうしてその十五組合で三十萬圓の負債の整理を——負債組合法の恩典によつて整理をつけたいと思つて居ります。

負債整理と經濟更生は車の兩輪

唯、負債整理組合を作ると云ふ段になると、非常に複雑な手続きが最初から要る。その複雑

な手続きすると云ふほかに、その部落としては固より部落計畫も必要であり、尙ほ進んでは我が家の負債の償還計畫を立てる必要もある。現在部落の方は負債償還の計畫が出来て居るが、我が家の計畫は組合全體としては作つて居らない。例へば三十名の組合で十名は我が家の計畫が出来て居つて、後の二十名は作つて居らないといふ様で、こゝにいふ所に對しましては、負債整理組合を作ると同時に、負債償還計畫と云ふものを作らなければならぬ、それを作るに當りましては、これは他の者に委して置きましたは、餘程時間がかゝりますので、それは私自からやつて居ります。負債整理組合の事業は、最初から全部私が事務をとつて居る、それで負債償還の計畫もつけてやる。大體二時間位で一家の整理計畫が作れるから、その部落は二日か三日掛つて十分調査をしますれば私の手で出来る。かように我が家の計畫の事務は結局私が全部引受けてやつて、さうして認可申請からその他總てのことをやつて居ります。なほ組合は全部無限責任でこれを組織して居る。無限責任になれば、先程來お話があつたやうに、結局負債のない者もその負擔を受けなければならぬ、連帶としての責任を受けると云ふわけになりますので、先づその問題を解くためには、當局として、町村長としては、餘程そこに努力

が要るのであります。そしてその部落の組合員たる者に十分諒解を得せしめ、次に負債整理計畫を作る段取りに進むのであります。そこに餘程の努力が要るのでありますが、一度諒解が出来まして、負債の償還計畫を作ると、今度は償還といふ問題になり、自分の一個の收支經濟の中で、相當の餘剩金を生み出す必要が生じて来る。その餘剩金を生み出すには、經濟更生によつて生み出す。結局經濟更生なるものが一番基礎となつて負債償還計畫が出来ると云ふことになり、この負債整理組合が出来ても、それを實行するには所謂經濟更生の出来る立派な部落にならなければならぬ。一方から云へば唯、金が餘つた、經濟改善や生活改善をするに云ふことでは、一家の經濟はうまく出来ないものであります。負債整理計畫を作つて、それによつて我が家の償還計畫を作る。さうして何年かの後には、本當に負債を償還すると云ふことが貫徹して、始めて經濟更生が眞に芽をふくと考へます。その見地から私は、この負債整理組合を成立すると云ふこと、經濟更生計畫を作り、我が家の計畫を立て、實行すると云ふことは離れることが出来ない、どこまでも一緒にやつて行かなければならぬ、この二つは車の兩輪の如くであると思つて、實行して居るやうな譯であります。

三好村の負債整理狀況

愛知縣三好村長久野氏 私の村の負債整理組合の現状は、部落十一の中九つに組合が出来て、資金の供給も済み、整理も既に大きなものは片附いて居る状態であります。村の經濟更生計畫に於きまして、經濟の調査をしましたところ、負債は全部で百二十萬圓ばかりになつて居りましたが、一方有金が九十萬圓餘ありました關係から、差引三十萬圓ばかりが此方で何とかしなければならぬ借金でありました。それで負債整理計畫を立てることにしました。部落を中心にして組合を作つて整理すると云ふ手筈に致しましたが、村の中二字は、一つは産業組合の一つに致しました關係から、従前非常に産業組合の成績がよく、低利資金の配布が澤山ありましたので、これに資金を廻す必要がなく、もう一つは借金の整理をするまでの必要のないものであります。後の九部落は皆整理を必要とする部落でありましたので、全部落員の賛成を得て組合を作ることになつたのであります。尤も中には負債の整理の必要のない、或は債權者に廻つて居る者もありましたが、更生計畫と云ふ氣分が充ち満ちて居りましたので承諾致してくれまし

て、その部落の中の委員会で負債整理をすると云ふことに、全部決定したのであります。初めから負債整理組合の気分がこんな風であつたし、或はその仕事に携はつて居る者が、大抵全部負債のある者でなくて、寧ろ貸しのある程度の人が中心になつて仕事を致して居ります關係から現在でも、非常に順調に進んで居る次第であります。それで三十萬圓の負債を整理することの計畫を致したのでありますが、預金部の關係で八萬圓の資金を融資して頂いて、二十四萬圓の負債の整理をすることになりました。いろ／＼な計畫中、個人の計畫も、勿論部落の計畫も立てまして、中にはいろ／＼な困難な事情も加つて居つたのでありますが、村としては比較的知識の程度が発達した方であるし、さうして有福な者が手をつけて居り、計畫の遂行上、或は計畫を立てるにつきましたも、親切にその負債を書き出す仕事などを取扱つて居りますので、村では、所謂負債整理をされる者は喜んで全部を提供するし、又喜んで仕事にいそしむと云ふ形になりました、順調に進んで参つたのであります。

始めて個人計畫も板につく

そんなやうな具合に仕事が進んで居りますが、私が考へますのは、無論私の村の經濟更生計畫に於ては、個人計畫も作り、部落計畫もその當時出来て居つたのであります。負債整理組合法の施行によつて、本當に個人の計畫が立つことになり、それによつて個人計畫が洗練されること云ふやうな状況になつて、私は非常に負債整理組合法の謳歌者の一人になつた譯であります。その運用につきましては、比較的、計畫が出来上つても金が遣入らないと云ふこともあつたのであります。この頃金も廻されましてそれも片付き、又これが實行の時には、——全部の者が感謝と理解を持つて居つた關係であると思ひますが、——資金が思つた程要らなくて済んだのであります。この點については此頃、預金部の資金の餘ると云ふやうなことは、調査が杜撰であつたからだらう、困るではないか、考へて貰ひたいと云ふお話があつたのであります。その時私は申したのであります。「計畫は常に慎重にやつてゐるのであるが、條件緩和の場合に於いて、いよ／＼資金が来て本當に金を持つて當りました場合には、債權者に於て債務者に同情すると云ふやうなことが出来て参りました、思つたより資金が要らないと云ふやうな本當に麗はしい形が出来て来る。さうした場合に、表面の交渉の上では言へない良い所がある

譯で、一概にさう云ふお叱りを受けては困る」と云ふやうな實情をお話したこともあるのであります。一寸感じでは負債整理組合は面倒くさい仕事のやうに思はれますが、やつて見れば難かしい仕事ではないと私の経験では思つて居ります。

座長（小平氏の方を向いて）負債の整理に付て金銭債務調停法に持出すのもありますか？

條件緩和の程度

經濟更生部長小平權一氏　そこまで行くのもありますが、そこまで行かなくてもこの條件緩和で平均して三割から四割位まで行つて居ります。條件緩和は期限をすつと延ばすとか、利息だけ負けるとか、元金も三割近くも切捨てること云ふことも相當ある。借金を調べて見ますと、日傭の労働者でありながら、四千圓も五千圓も借金がある者がある。それは長い間に何度も謄文を書替へてさう云ふ風になつて居る。そんなのは取らうとも思ひませんし、適當にお互の間でうまく話が進んで居ればそれで宜いと思ひます。



縣に轉貸の形式で融資出来ないか

香川縣川島町長宮崎氏　資金の供給に就いて、預金部の話を聞くと、非常に澤山の手数が掛かるさうですが、それを何とか方法を考へて下さつて、丁度自作農創設の維持資金、——あれは縣に轉貸になつて居るが——簡單に借入れられない町村のために、今の自作農資金のやうな轉貸の形式にして、事業資金を貸すことが結構なことではないかと思ひます。又段々他の町村に於て整理組合を作られた事情を聞けば、非常に手数が面倒だと云ふお話であるが、これではいざ資金借入れと云ふ時に、その金額も少くなつて居ると云ふことになるのではなからうかと思ひます。手数も大分簡單になつて居る自作農の維持資金に比べて見まして、お話にならない位である。そこを何とかして緩和する道を……。

府縣財政から見て不可能

座長　そのお話は制度が出来た初めにも考へて見た。或はある意味に於て具體案にもなつたので

すけれども、府縣の財政と云ふものは餘りに負債を餘計してはならぬ、個人の負債整理まで縣が取纏めてやると云ふことは、どうしても許されないと云ふことから、さう云ふことが今實現して居らない。府縣は、預金部に對しての債務に付いては、萬一組合の返さぬ場合には町村に補償するにしても、特別資金の融通を直接に預金部に對して負ふと云ふ形式はとらない。町村への損失補償金中にも、幾らか又町村の方に負はせて居ると云ふ形式をとつて居る。直接の義務關係を縣をしてとらせると云ふことに就いては、當時さう云ふことはやらぬ方が宜からうと云ふ方針から來て居るのであります。併しいろいろその點につきましましては、その時以來變遷がありますから、農林省の方としても内務省の方としてもお考へを願ひ、我々も考へて見たいと思つて居ります。

預金部にも理屈はある

小平更生部長 一寸申上げたいのですが、預金部の方で金を貸す方も借りる方も圓満にやらうと云ふので、昨年かから預金部稅務監督局と特別の懇談會を開いて努めて居るのである。當時稅務

監督局の負債整理關係者が集まりました、協議した時、ざつくばらんに、貴方が單に頑張るのか、それとも預金部の方でしないのかと云ふことを具體的に相談した。ところが向ふの方でもいろいろ理屈がある。それを聞いて見ると、簡單にすることを願ひすることは無理ではないかと云ふことを考へさせられました。それは負債整理と云ふ考へ、又借金の借換へをするとか云ふ考へで、唯、縣を通じて來たと云ふのが相當ある、さう云ふことを頻りに言はれて居る。もう一つは正直でない、不正直の點が多々あると云ふことも實に度々言はれて居る。これは具體的のいろいろな例も擧げられたし、又大體に於て農村が不正直が多いと云ふことを言はれる。それからもう一つは負債整理と云ふものは、どうしても道德と云ふものを多分に感ぜねばならぬ、それなのに道德的の考へ方が少い。さう云ふことを頻りに言はれて居る。隣保共助の精神と云ふものをどうしても及ぼすやうにしなければならぬのにそれが現はれてゐない、と言はれる。これらの中には今後は借りる方も注意しなければならぬと云ふ點もあるのであります。我々の方でも手続きの簡便と云ふことに努力して居りますが、預金部の方にもいろいろの事情もありますから、それらのことも十分お考へ下さるやうに。我々の方でも手続きを簡單にするや

うに努力致して居る次第でありますから、左様御承知を願ひます。

座長 今のお話は、預金部から直接町村に貸すと云ふ問題に就いてのお話ですが……。言ひ換へれば、預金部の資金を負債整理の目的に對して出すことに付ては、何處までも預金部支部から貸さなければ不安心でいかぬかといふ……。

小平更生部長 縣を通じて貸すと云ふことの相談に来る前に、餘程眞剣になつて來なければ、相談に乗りにくい。それから手続きを簡略にするためには、各農村で出来るだけは、相當整理するといふ觀念でやつて行かなければならぬと考へます。

整理法には道德高調が不足

富山縣射水郡淺井村長麻生正藏氏



私も負債整理組合法が出来ました當時から、現在の組合法を以て如何にして實際の負債整理に當てられるか、と云ふことを考へた結果、私共の方は昨晚も一寸申上げましたが、隣保共助と云ふのは負債整理組合法自體には現はれてゐないから、どうしても隣保共助の道德的の意味を多分に

に含ませたところのものを、可成り長い間眞剣にやらねばいかぬ、一時的のものではないと云ふことを考へて、道德的方面の指導と云ふことで報徳社を始めた。報徳社によつて道德方面の指導をする、同時に負債整理組合によつて資金を得ると云ふ行き方をして居ります。併し今の負債整理組合法について先程來、金融課長のお話を承つて居りますと、どうも當初から見せ金のやうな氣持がして仕方がないのであります。成程政府も損失があれば補償する、府縣町村もやると云ふ。ところが實際は町村が村債を起して負債整理組合に貸すから損を餘計するのだ、貸せと仰しやつても貸せない。損のいかぬやうな立場でなくては貸すことが出来ないといふ。又預金部の方が農村の人は嘘を言つて居るから困ると言はれたと云ふやうな御意見もありましたが、さう云ふこともあるかも知れませんが、私共から言ふと、嘘を言つて餘計な金を借りても、町村自體が損をするのですから、さうすることによつて町村は何にもならない。我々はさう云ふことは絶対にやらぬ積りでありますが、さう致しますと、今少しくやり方を……、預金部にいろ／＼な書類を出したり、又検査してそれを決定するに非常に手間がかゝる。金の來る時分には熱が冷めると云ふのが多い。當初は負債整理組合をやれば金が儲かると

云ふのでやるが、さて途中でみんなやめてしまふと云ふのが可成り多いやうであります。どうも見せ金で、実際には貸せぬやうなことにして見せてあるやうにも思はれる。今日のやうなやり方だと、補償する必要がないと思ふ。損が行かないだらうと思ふ。今のやうな貸し方でやりますと、何も補償の必要が起らぬことを補償すると云ふやうなことは必要がないではないか。補償するならば、今少しく簡単なやり方で、さうしてやはり負債整理組合の内容をもう少し……、或は産業組合の方面も利用してやると云ふやり方が實際に役に立つのではないかと思ひます。成程、理屈の上から言ふと、更生計畫を立て、かう云ふ風にすれば宜いと云ふことには問題がないけれども、さうするだけで農村の五十億、六十億の負債が何時になつて償還すること出来るか、非常に問題だと思ひます。今少し内容を完備して、さうして國家は多少の損失と云ふことも承知で補助する、損失はあるものとして補償する。我々町村當事者は損失をしては困るから、損をしないやうな範圍に、極力やらうと云ふ方法でやれば實際に役立つのではないかと思ひます。香川県、又愛知縣等のお話もありましたが、どうも私共は縣でも一番率先してやりましたのでありますが、不幸にして途中災害に遭ひ一時中止して居るやうな形でありま

す、本當に農家の負債を何とかしてやらうと云ふ積りならば、もう少し實情に即した、多少政府で補償しても已むを得ないと云ふ方法でやつて行けば生きて法律になるのではないかと思ひます。

道徳を明示した唯一の法律

座長 いろ／＼な法律は、成べく法律文の簡潔と云ふことからして趣旨を書かぬので、例へば産業組合は小生産者の團體として行くといつても小生産者の協同團結と云ふことが法律としては何處にも現はれて居らぬ、と云つた處から、大きな何百萬圓と云ふ會社が集まつて産業組合法によつて合同の企てをし、官廳も夫を許さうとした事例がある位であります。さう云ふやうに法文の書き方が悪い、之は一例をとつたのであるが、負債整理組合法の制定の時にはその點を可成り論じ、負債整理組合法に於ては、隣保共助の精神と云ふことを高調して、それを道徳的に明示して居るのである(註)。チャンと隣保共助と云ふやうなことが書いてある。書いてないのではない、書いてあるので、その位これについては道徳的觀念を基礎として行く

のだと云ふことは、他に例のない位強調した制度でありますから、道徳的觀念を基礎として立てられた制度であると云ふことを誤解のないやうに願ひたい。折角御計畫になつたのでありますから、それに昨晚のお話で伺ふと云ふと、洪水で非常に困難をお生じになつたけれども、寧ろそれはよく好轉して來て居つて、農民を團結に導びいたやうな形になつて居るさうですから、折角御計畫になつて負債整理をやらうと云ふのでやつて來て、甚だ面倒だと云ふので村長さんが挫けることなしに、矢張り一つ愛知、香川等の例もあるのでありますから、おやりになつて行くやうに、挫折のない御進行が願ひしい。手續きを成べく簡略にすると云ふ考へは、今部長も言はれたやうに、いろいろ試みられて居り、私共も何かもう少し別の方面から、やり良くして行くやうに願つて見たいと思つて居ります。一つ出来るだけ早く現制度の改正が出来るやうに願つて、その間緩みなく、まあ今の所仕方がないから面倒でも面倒見てやらうと云ふやうに願ひたいのであります。

註 負債整理組合法第一條 本法ハ農山漁村ニ居住スル者ノ經濟更生ヲ圖ル爲メ、保險、共助、精神ニ則リ其ノ者ヲシテ負債整理組合ヲ組織セシメ組合ノ樹立シタル負債償還計畫及經濟更生計畫ヲ履行セシメ以テ其ノ負債ノ整理ヲ爲サシムルコトヲ目的トス。

富山縣淺井村長麻生氏

恐縮致して居りますが、私の申上げたのは、今の手續きがいけないから出来ないといふ意味ぢやございませんので、今少しく簡潔に、實際に町村に於て出来るやうになれば、もう少し進むんぢやないかと思ひます。私共の村に於きましても、例へば二つの組合を作りました。さうして整理の計畫を實行されつゝあるのでございまして、恐らく相當の成績を挙げ得ると私共も喜んで居ります。その點をどうぞ誤解のないやうに願ひ致します。

預金部は實情を理解してるか

香川縣川島町長宮崎氏

先程一寸承りましたが、預金部の支部では、負債整理の内容を檢討しなければどうもお話が出来ないやうに伺ひましたが、併し負債整理組合に對して資金を融通すると云ふことについては、町村會の決議が要る、町村會の決議をする場合には非常に暗しい組合の組織が出来まして、町村が資金を借りるのに起債する。起債の決議に當つて、その負債整理なるものが正當かどうかを町會議員が檢討し、組合員の資産の内容がどうであるか、これならば果して金を町村が借りることについて起債をして宜いかどうかと云ふことを極く嚴重に

検討致しまして、尙ほ後で資金を貸すと云ふ時には擔保を提供させる。擔保を提供する場合には、私共の負債整理委員会で擔保の額が正しいかどうか、將來に於て若し損を受けるやうなことはないかと云ふことを、可成り厳密に検討する、さう云ふ風に二重に検討して、愈々これが間違ひないと云ふ時に始めて資金の供給を受けると云ふことになつて居りますから、負債整理組合そのものは、決して嘘を言ふ必要がなからうと存じます。でありますからその點を——實際の實情と云ふものを果して預金部としては諒解になつて居られるかどうかと云ふ疑惑を持つものであります。墨の上でのべつに町村に金を貸したとか貸さぬと云ふことだけを考へずに、實情を實際に御調査願つて、町村が果してどう云ふやうな決議をして起債するかと云ふことをお調べ下さいまして、決して心配はないものであると云ふ御信念を持たれてやつて行かれて宜からうと思ひます。

小平更生部長 監督局によつて大分聞くことが違ふ。非常によくやつて居るところの監督局内でも、稅務署によつて違ふ。殊に東京の管内はいろ／＼問題があつて、極く喧ましいことを言うて、それが又預金部長に傳はつてゐるやうな譯で、四五日前も預金部長に會つたが、なか／＼

經濟上の事情もあつて、どうしても手続きを簡單にすることが出来ない。手続きを簡單にしても、唯借金の肩代りだけでなく、負債を整理すると云ふことに間違ひないと云ふ、安心する實例を相當に示さなければ難かしいではないかと思ふ。現在折角出來た負債整理組合だけは、やはり金を借りることによつて、負債整理組合なるもの、法の精神に徹底する實例を示して頂きたい。さうすると、これは外にかう云ふ原因があつても、或は他の方法によつても、やはり負債整理が完全に出來るのであると云ふ實例が證明されると云ふと、餘程手続きを簡單にする制度を布く上に非常に助けになるが、手続きを簡單にするに直ぐさうでない例を示す（笑聲）。それで實によわる。殊にこの東京の近くの管内では、借金を嘘を言ふ、普通の低利資金を借りる場合にも、話を三分の一位掛けて言ふ。一面に於ては、村會が決議をしたところが、その翌日村長が來て、貸してくれては困る、自分は反對だけれども、村會で已むを得ず決定したから貸してくれるな、と云つて預金部に陳情すると云ふやうなこともある、と云うて居られた。どうもあの程度に信頼を與へるだけはしなければ……。現在のやり方に於ても相當うまく行くことになつて居ると云ふことで、餘りに手続きを簡單にすると云ふことばかり……。最初町村起債認可

は總理大臣がやることになつて居つたが、これはやらぬと云ふことになつて、段々それが簡單になつて今では知事に委任した。さう云ふやうに時期が立てば、さう長い時期を待たないでも相當善後策が出来る。やつてゐるといふ事例が示されると云ふと、手続きを簡單にする制度を極力實現するために助けにもなる譯でありますから、そのお考へでお進み願ひたい。

富山縣淺井村長麻生氏 府縣の方で連帶責任を負つても、府縣が損がいくと云ふやうになれば、無闇なことはやらないのでせう。

小平更生部長 それが無茶なことが出来るのです。それで一つ裁判になつたのがある。

座長 それは町村なりある團體に縣が無茶に借して居つたと云ふ例で、さう云ふ制度を開いて居つたんぢやない。それを開いてくれと云ふ今のお話……。

小平更生部長 縣を通して貸付けると云ふことは、預金部としては安心がならんかどうかと云ふ問題だ。

問題は内務省の問題

座長 預金部に必しもさう云ふ不安はない。その問題は寧ろお隣りの内務省の問題ぢやないかと思ふ。府縣財政上の問題だと云ふのぢやないか。

小平更生部長 内務省の起債の問題に……。

座長 地方財政として良いか悪いかの問題であり、之を立法する事はどうかといふ問題でせう。

預金部は確實に返させれば宜いのだ。それは預金部が直接貸しと云ふことに興味を持つてゐるなら別だが町村の方としては便利な方が宜いと云ふことになる。

小平更生部長 同じ見地で見ても、村の實情がどうかと云ふ心配があります。

自覺なければ組合も無駄

秋田縣由利郡石澤村長猪股謙二郎氏 負債整理の問題でありますが、私の村はまだ負債整理組合が出来てゐないのであります。先程更生部の方か、金融課の方ですかお話がありました。私の村は村營の製炭事業をやれば借金を返せる、従つて個々の經濟に對しては何等關係をする必要はないと私が言つたと云ふ風



に御批評なされたやうであります。私の考へはさうではありません。農村更生の計畫と云ふものはどうしても個々の經濟が根本であると云ふことは議論を俟たないと思ひます。個人の集まりは部落、部落の集まりは村と云ふ具合で、村の更生計畫を立てるに個人の經濟と云ふことは決して無視することは出来ない。併し個人の個々の負債を整理してやると云ふことには、先程来いろく座長その他更生部長のお話にもありましたが、なか／＼面倒がある。第一先づ組合員を道徳的に訓練しなければならぬ、それから各戸の農家の經濟——現在の資本主義經濟から見た現在の農業經營と云ふものは、全く問題にならない程利益が出て来ない。利益の出ないのを如何にして利益を稼ぐかと云ふことを先づ第一に考へなければならぬ。將來何十年の後に我々は生産物増殖なり、或は消極的な節約によつて返さなければならぬ負債でありますから、第一その點を村民に自覺させなければならぬ。それについては先程座談の中心としてありました第一の問題、これが根本になると思ひます。我々百姓と云ふものは、長い間やりつ放しの生活をやつて来た。田を耕しては食物をとる、井戸を掘つては水を飲むと云つた簡単な生活をして今日までやつて来たが、自分の收支と云ふことに對しては誰も計畫を立てゝゐない。

自分の家は幾ら入つて幾ら出るかと云ふ觀念に薄い。私共はそれをやらせやうと思つて苦心したのであります。

別の問題であります。選定指導と云ふやうな意味から考へまして、部落の中で特に悪い部落を二、三記帳させて、お前の財産の出入りに對してはつきり自覺しやうではないかと記帳せしめたのであります。それがなか／＼うまく行かない。補習學校の先生が三人、技術員が一人、役場の勸業係りもいろく直接指導したが、聞くことは聞きますが、實際にやるかと云ふと記帳しない。結局どうも村の方は俺の部落ばかり餘計な仕事をさせたと云ふ具合に、自分達のためだと云ふことを考へずに、あべこべに私共が恨まれた。そこでこれでは駄目だと考へ、村全體に昨年から記帳をやらせることになりました。昔の五人組制度と云ふ、而もお互に氣の合つた人々の組合を作つて、その中でよく分る青年を中心にして記帳を始めたのであります。ところが非常に大きな苦痛にぶつかつた。何であるかと云ふと、我々の農家の經濟と云ふものは現金の收入支出だけではありません。現物の收支と云ふことが最も我々農家の生活に於て重大な關係を持つてゐるのであります。例へば我々の農家は味噌を造つて居ります、今日は味噌

ます。役場の方に於ても負債整理規定なるものを設けて、尙ほ足りない所は産業組合に於て十萬圓の資金を投じて負債整理をやつて居ります。その方法については更に申上げますが、私共が困つてゐることを——縣の負債整理組合の研究會の時持上りましたことを、この機會に於て希望を申上げて置くことが二、三あるのであります。

産業組合で負債整理をやりたい

産業組合の確りして居る所は、産業組合で負債整理をして頂くやうに、法の改正をして頂きたい。これが第一です。その次は特別融通資金の利率の引下げ、これは最近に於きまして、補給の方法がその筋に於て講ぜられるやうな噂を聞きまして、どうか實現せらるゝやう願つて居ります。その次は特別融通資金の金額を多くして貰ふこと、希望だけ申上げて置きます。その次は事務簡捷のことでありまして、これは初めより全然簡捷のお氣持とのことですが、尙ほこの上の簡捷が欲しいと考へて居ります。その次は負債整理組合を産業組合に加入するやうに法の改正をして頂きたい。以上のことが私共の縣に於きまして負債整理組合關係の者が集まりま

した時の希望であつたのであります。宜しく御取計ひをお願い致します。

事例は既にある

小平更生部長 負債整理組合と産業組合と同一の権限があるやうに法律は出来て居ります。あとは施行規則でどう云ふものを指定するかと云ふことである。現在二ヶ所ばかりの信用組合に負債整理をやらして居る。これは段々研究して、——町村區域までは今考へて居りませんが、大體部落の負債整理組合に該當するやうな意味に於て信用組合ならば許すと云ふことで、北海道の信用組合に負債整理事業をやらして居る、さう云ふことが事例としてはあるのであります。それから負債整理組合の産業組合加入の問題は、方々にさう云ふ要望があるのでありますからそれは是非考へて見たい。これは法律の改正を要する問題でなく施行規則で出来るのでありますから……。

事務簡捷について

西村金融課長 事務簡捷のことですが、先程手続きを簡単にすると云ふ話が出ておりましたが、九月から市町村や負債整理組合から出す書類の變更改正をして貰ひまして、今お手許に差上げましたやうに簡単に致しまして、それを農村更生協會の方で印刷して頂いて、書類を四通——預金部の方に一通、一通は農林省、支部の方に一通で三通出す、もう一通は市町村の控へにする現在では税務署——預金部の出張所は書類を唯素通りさせることになつて居りますが、税務署によつてはその書類を握つて居つたりして、それがために後れるものもありますが、これは税務監督局で度々會議を開き、ぐづぐづしてゐるやうなものがあれば支部に言つて頂きさうして縣の方とも聯絡をとつて、出来るだけ早く照合せをして實施をするやうに方法をとつて居ります。支部の方では町村の状態を大體見ることになつて居るが、負債整理組合や個人の更生計畫まではなかく見られない、さう云ふ方面は農林省が縣廳が責任を持つと云ふことにし、さう云ふ方面までは支部の方では喧しく言はないと云ふことになつてゐます。唯、支部は市町村の財政納税の狀況——今までの低利資金の償還の狀況と云ふものは、どうしても調べなければならぬことになつて居ります。支給の決定は今實は大藏省の預金部で——大藏省の本部

で全國の支給の決定をすることになつて居ります。それがために手続きが後れると云ふこともあるのではないかと考へられませうが、まだやり出したばかりでありますから、本部で全國を統一して行く方法をとつて居るのであります。もう少し進めば支部の方に委せて構はないぢやないかと云ふお考もあるやうであります。支部が供給の決定も出来るのではないかと云ふやうな、又書類を簡単にすると云ふこと、出張所や支部の間のことがかうまく行けばいろ／＼な點がもつと簡単になるのではないかと思ひます。大體のことを申上げて置きます。

融通資金の利率と金額

小平更生部長 利子のお話がありました。これは農林省としては大藏省の方に度々要求してゐる次第であります。負債整理資金の償還期間が長いものですから、若し將來郵便貯金があつた場合に於て、負債整理資金の利子を上上げる譯に行くまい、現在三分の郵便貯金の利子を以て来て直ぐに下げることが困難であるといふのであります。しかし、出来るだけ利子の引下げについては努力致したいと考へて居ります。負債整理の仕事考へる場合に於て、元の負

債の全額と云ふことになる」と云ふと、これは借り貸しが済むと云ふやうなことになるので、負債整理にならぬと云ふことも考へられるので、この三分の一と云ふことについては相當研究の結果さうした譯であります。併しこれは法律に書いてあることでありません。手続きの問題でありますから、尙ほ實際に適するやうに考へて見たいと思ふのであります。大體三分の一と云ふやうな低額の金で、後は條件緩和で期限を延ばすなり、何かの方法で、所謂整理すると云ふことに行かぬといけないのであつて、元負債を大部分借換へると云ふやうな具合では、負債整理と舊債の借換へと問題が區別がないと云ふことで、大體三分の一と云ふことを考へて居る譯であります。尤も場合によつてどうしても三分の一以下と云ふこともあるのであります。産業組合に加入の問題は、産業組合に加入すればいろ／＼問題も起きると思ひますので、尙ほよく事情を聞いて、實際に考へて見たいと思つて居ります。

登録税を免除されたい

香川縣川島町長宮崎氏

登記法の改正についてとありますが、組合員の擔保を登録して權利を證

明するについて、質權設定の登録税の免除——組合から町村に對して質權の設定をするについては登録税が要るが、その金の出所がないのでありますから、登録税の免除をして貰ひたい。

私も縣の主事と話したのであります。その點を一つどう云ふ風にしたら宜いか……。組合が組合員から擔保を取つて、町村に對して、その擔保付の債權の讓渡をする場合でも、登録税免除と云ふ恩典を加へて貰つたら宜いだらうと思ひますが……。

小平更生部長

それは預金部で登記を要求して居るのであります。

香川縣川島町長宮崎氏 組合員は組合に擔保を提供して居るが、その擔保を町村そのものが讓渡を受けて居らぬと云ふ場合に、満期になつて町村が已むを得ず斷行すると云ふ場合に、そのまゝでは甚だ困る、個人の資格を以て——役員資格を以て町村が預かつて居ると云ふ關係になるかどうか、正式に讓渡するか、或は質權の設定をするとか云ふことで……。

座長 問題はそれの際の登録税の免除をしてくれと云ふことになるのですか？

香川縣川島町長宮崎氏 それが登録税法の除外例になつて居らぬから、登録税の免除になる特例をつけてお貰ひしたい……。

やり方で登録税は免れる

西村金融課長 質権を正式に設定致しまして、擔保に入れると云ふことを登記すると云ふことになると登録税を納めなければならぬ、それで質権の設定をしないで、債権の擔保にすると云ふことで、それを確保するために登記すると云ふ、かう云ふ場合は登録税は要らぬのであります。それはやり方の問題であつて、質権を設定して貰ふと云ふことをはつきり言ふと、登録税の規定で登録税を納めなければならぬ。町村の方も質権設定の方と云ふことでなくて、債権の擔保にすると云ふことで、それを附記登記で説明して行けば、登記税は要らぬのであります。詰りやり方の問題であります。

香川縣川島町長宮崎氏 その手続きの方法が分つて居らぬので……。

山口縣佐々並村長溝部氏 私共の方でもやはり不案内でありましたが、その登記の手続きのことを裁判所に對して相談し、又研究致しまして、段々うまくやつて登録税の要らないやうにやりました。

貧困者の負債整理に悩む

山形縣西村山郡高松村長加藤正信氏



山形縣高松村の負債整理の實況を申上げて批判をお願ひ致します。

私の村は負債整理組合法による整理はやつて居りません。この整理組合法の出来ました當時、村で度々委員會を開きまして、屢々調査をやりました結果、どうも私共の村には當嵌まらぬと云ふことになつた。どうして當嵌らぬかと云ふと、負債整理組合法によりましては、昨日來段々お話がありました通り、この隣保共助と云ふことでありますが、一番困つてゐるところの無産者——最下級の者に協同させるに都合が悪い、その人達がほんの五人か十人寄りまして作つた組合は、殆んど村會がこれを認めることが出来ぬと云ふやうな結果が出来ます。相當の擔保がなければいけないし、相當の保證がなければいけない、と云ふやうな結果から、組合の組織が非常に行惱みました。結局出来ることは點々として、彼方に三四人とか、此方に四、五人と云ふ風に拾ひ集めるけれども、それは中層の人だけで、下層には些かも及ばぬと云ふやうなことで、上層の方は自力で負

債の整理が出来ぬかも知れませんが、この負債整理は下級に及ばなければならぬのであります。隣保共助の精神を常に説いて見たところで、何らの擔保も、何らの補償もなければ、やはり村會がこれを認め、その組合の效能を發揮することは出来ないものである。村の負債を調べましたところ、大體全部で四十七萬五千圓と云ふ程澤山ありました。その他にまだ三十五萬圓ばかりの、これは上層階級の方の負債であります。それからまた他にも幾らかありました。それらを省いて、一戸平均最下級の方面が五百圓から八百圓の負債になつて居る譯であります。これらの負債は元何處から生じたものと云ふと、好況時代の肥料資金がたまつて居つたものが大部分であります。私共の方では、産業組合は全村總てが組合員である、一村一區である。この結果大部分の負債——四十七萬五千圓の大部分は産業組合に對する負債である。それで、私共は組合の負債を整理するのが一番であると思つた。その他にまた三十五、六萬圓の負債があるが、これは本人の力によつてなすものとして、先づ産業組合のものを整理しなければならぬ、といふので、私の村では委員會に於て二ヶ月經濟調査を致しまして、負債の整理案を立てたのであります。只今はその第一回の目標が了つただけであります。お手許にありま

す資料に出て居りますが、百五十一人が昭和八年度に於て整理をした、昭和九年度に二十一人合計百七十二人の者が整理して居るのであります。

三段に分けて負債整理

まだほんの駈出しであります。この整理の方法としては一番困つて居る者には若干の金を救済資金として與へる、これは購買と申しまして、自分の日常必需品を購買する場合に、その購買金の價格に對して割返しをする、その割返しをした金や、又罹災資金の方からも幾らか與へて最下級の方の者は整理して居る。もう一つ上の者は無利子位の所でやつて居る。その上の者は低利資金で以て三分乃至四分位、その上は五分位の低利資金、個々別々の利息で皆違ふのであります。さうして十五年々賦償還をすると云ふことを計畫し、實行して居るのであります。先づ今日の所までは餘程順調に行つて居るやうであります。まづ第一期でありまして、第二期、第三期計畫を立てる考へで居るのであります。どうぞ御批判をお願いいたします。

座長 高松村長に伺ひますが、今のお話の中にありました、極く下の人達に無利子で、それから

その上は三分とか四分の低利資金で、それからその上は五分と云ふやうに、中産階級に於ては普通の低利資金の利子で貸しておいでになるのですか。

山形縣高松村長加藤氏　さ様でございます。まだ十分保證の見込みのある者或は資産状態に於て、無利子若くは三分にしてやる程の者でないのは、重要な委員會の決議によりまして、五分位まではやつて居ります。

産業組合からの負債はどうする

富山縣淺井村長麻生氏

村の産業組合と負債整理組合の各個人との間の條件緩和であります。この點につきまして、既にいろ／＼成績を擧げて居られます方々に實情をお聞かせ願ひたいと思ひます。

座長

只今お話の山形縣の高松村長のやり方、これは整理組合でありませぬけれども、さう云ふやうな整理をやつて居るが、若しそれに對して批判があれば、と云ふのであり、それから富山縣の淺井村長の、これは極く具體的の話であります。負債整理する際の條件緩和に就いて、

村の産業組合の借入金に對してどうして居るか、と云ふことの實例、意見を聞きたいと云ふ、かう云ふ二つの件であります。それに關しまして、他の地方で何か参考になるやうなお話があれば結構であると思ひます。鳥取の安田さん、産業組合の條件緩和について一つ……。

感謝の心が整理の基調

鳥取縣竹田村長安田氏

只今のお答でなしに、私お尋ねするのであります。秋田縣の方の仰しやるやうに、私共も昭和七年に指定村になり、昭和九年四月まで負債整理組合を設立しなかつたのであります。縣の方では竹田村は割合よくやつてゐるやうだが、負債整理組合が出来ぬと云ふことはどうももの足らぬ、何故やらぬかと云ふことを係官からお叱りを受けました。それで私の方では、組合員が條件緩和をして貰ふのは相濟まぬ、どうしても元利揃へて戻すと云ふことをやつて見て、それで結局及ばない時に、自分が出来るだけの程度にさせて下さいと云ふ考へに引直つた時に、始めて有效な仕事が出来るところが何でも棒引にする法律が出たと云ふ氣持でやれば、恐らく組合が出来ましても損は當然、無用の長物が一つ出来る譯でありま

して、組合員が死んだ時に手続きを怠ると罰金を取られるのが關の山、結局効なくして禍ひが多い。皆んな感謝の氣持ちを持ち、さうして相濟まぬ、まけて下さつたからどうしても更生して行きます、と云ふ誓ひの確實に出来る程度まで村民を教育してから、さして貰ふことが有效であると思ひますから、それまで待つて下さいと云ふことにお願ひして、時期が遅れたのであります。丁度私の村で二十五萬一千圓程の中、十七萬圓ばかり頼母子講に關係し、後は個人貸借、頼母子講をやつて簡單に村の中では互に助け合ふと云ふ氣持で村民だけでやつて居ります。それで九年度は計畫通りやりました。私共の方では特別にお願ひして、十ヶ部落あるものを一組合にして、この問題につきましましては、私は志願して負債整理組合長にさせて頂き、又村の人も私のやる事なら、お前が世話してくれることなら財産のある者も無限連帯の責任でやらうと云ふことで、全村皆んな入つてくれた譯であつて、それでやりかけたのであります。

當面してゐる二、三の難關

私の村は岡山縣に隣接してゐる村で、そちらの者と結婚してゐる人もある。山境を一つ隔て

ゝ問題が起きた時にはなかなか難かしいのであります。金を貸した場合に、本人を見込んで貸したのではない、保証人が来て貸せと言つたから貸したと言つて頑張る者もある。又さう云ふ者があるだらうと云ふことを覺悟して、現在では私の村中の者が一緒になつてやつて居る、その場合に——保證の有力者がありました場合に、どの程度に條件緩和の墨をお引きになるかと云ふことを、上手にやつて居るお方から、實際の問題を承りたいと思ひます。それから債權者に對して、どうぞ何時何日に債權のことに付て御相談致したいと思ひます、と云ふことをいつてやつても……、無論貸金を負けると云ふことを喜ぶ人は少ないと思ひますが、この人達の所へ私達が何時行つても留守を使ふと云ふ位のことにはやり兼ねないのぢやないか、——どうも想像ですが、度々あるやうです、——さう云ふ場合に、その人に會ふまで、その人が應ずるまで此方の意志を立て、行くと云ふことになれば、一つの組合の經濟上に非常に困る問題が起るのであります。組合には財産がありませんし、縣の方から多少の補助金は頂いて居りますが結局それで足りなくなる場合が澤山ある。私共の村は貧乏村ですから、負債整理組合の計畫は全部一切私が引受けて、三百人ばかりのお世話をして居りますが、さう云ふ場合に毎日私

はそちらに廻る譯に行きませんし、と云ふやうなことで、どうも痒い所に手が届きかねるやうな感じが致します。

次に損失補償の問題であります。私の村は全村が無責任で立つて居りますから、只今五萬圓借りて居りますものを、全村でやると云ふならば、恐らくは縣や國に御迷惑をかけんでも宜いだらうと思ひます。村中が全體打つて一丸となつてやれば、損失補償と云ふことは音に聞いて實際を見ずに仕舞ふと云ふことになるのではないか、例へば私共農村の人々は、重荷を負つた神經衰弱、營養不良だから、その動きは幼稚なものであつて、それらの同僚を見る時に涙なしには見られないのであります。これは洵に極端なことでありませうけれども、この連中を助けるために損失補償をするならば、村が三萬圓や五萬圓は苦しくない、縣が出しても宜しいし國に損害をかけたとしても當然な話とも言へる、けれども私の村は國に損をかける譯には行かぬと云つて一生懸命やつて居る。それらの實情を見ると涙なしには見られないのであります。損失補償と云ふやうなことに對しての實際の事柄を、よく分るやうにお話をお願ひします。

座長 新しいお尋ねなんです。お尋ねに對してお話を願ひたいですが、どうですか。

信用の基礎を黒字に置く

鳥取縣竹田村長安田氏 條件緩和の具體的方法等の話は、産業組合の私が組合長になる前に、三萬九千圓程ありました。それが殆んど大部分固定貸付と云ふことになつて居つて、負債整理が出来る前に中央金庫から融資を借りて、その後十四ヶ年の年賦に引直した。それから後に貸付けを致しまして、私共が經營するやうになりましたから、さう云ふ例にぶつかりません。このため産業組合が持つて居る財産の高と、保證人の有力なものとなつて云ふ標準の信用程度表に、主として人格を標準にと云ふことが加はつて居りますが、それは全く問題にならぬ程薄弱で、先づ以て信用程度等はその人間の經濟的重量の重さ、脊の高さが標準になつてゐるやうであります。けれども私はそれではならぬ、土地とか或は保證人とか云ふものを、訴へて取ると云ふことになると、なか／＼訴へて取りにくい、又訴へて取ることではならない、して見るとさう云ふ信用程度の標準より、その者が何程の黒字を出して居るか云ふ所に重點を置かなければならぬ。保證があると云ふけれども、賣ると云つても農村購買力が減つてゐるから、財産を持つ

てゐても金にならぬ。金が儲からぬところに利に利が重なつて来て固定貸付になる。土地を十町賣つても手取りは僅かなものである。故にそれらのものを検討致しまして、産業組合資金は村全體の、部落全體の連帯で、組合資金は我が家の計畫で基礎づけられなければ駄目だ、と云ふので、斯様に大體の經營案を立て、取扱ひましたから、その後のものは無理がございませぬ。その前のものも大體片附けてしまひまして、それから産業組合は母であると云ふ觀念から母のためには何よりも先に、と云ふ氣持で扱はつて居ります。

富山縣淺井村長麻生氏 さうすると、産業組合の關係のものは緩和して居られぬと云ふ……。

鳥取縣竹田村長安田氏 まだ組合には手を掛けて居りません。今では頼母子講、個人貸し、銀行それらのものをやつてゐるだけであります。

座長 何方か、産業組合の債権は、この位の所で我慢して、整理する場合には承諾をしてやると云つた例はありませんか？

延滞利子だけ免除

香川縣川島町長宮崎氏 私の方は負債整理をする場合に、主として個人貸しを主に整理をする。

産業組合に入つてゐる組合員に對しては、利率の緩和と云ふことを助長するため、産業組合の利率と云ふものは二錢三厘以下と云ふことになつて居る。それで二錢二厘位で今まで借りて居る者が多い。さう云ふ連中は比較的今まで利息を延滞して居ると云ふ關係から、その滞り資金を支拂ひすると同時に、延滞利息を出来るだけ免除してやる、五百圓借りて居る人は、その内二百五十圓は融通資金で支拂ひする、今までの延滞利子と云ふも出来るだけつけて貰ふ、それは三年も四年も延滞して居れば、それを全部つけて貰ふと云ふのではなく、三年延滞して居れば一ヶ年か一ヶ年半の延滞利子を免除してもらふ、さうして後の二百五十圓の金に對しては相當利率の引下げをして呉れと云ふので大體一錢七厘から八厘、組合に對しては引下げて、組合方ではそれを拂つて居るやうな状態であります。年賦償還と云ふことは、組合定款に、計畫としては産業組合に對して五年十年と云ふ年賦償還計畫は立つてゐるのであります。組合に對しては現金の償還を行ふと云ふ方法で……。

座長 利子の部分に付て條件緩和は或る程度やつて居ると云ふ例ですな。

富山縣淺井村長麻生氏 自分はさう云ふ問題にぶつかつた時、個々の問題について解決して居りますが、一般的に今の三分の一だけの資金で、後の三分の二は條件緩和によつて行くと云ふことになり、産業組合で借りてない個人から借りて居るのは仕末がし易いが、産業組合から借りて居るのは仕末がつきにくくて困つたと云ふやうなことがあります、これについては何か農林省の方でどんな風にやれば具合よく行くか、何かお考へはございませんか。

組合貸にも條件緩和は必要

小平更生部長 今の問題は非常に難かしい問題でありまして、負債整理組合法と同じやうな他の整理に關する法律に於ても、一方庶民的の預金を預かつて居る機關に對しては、條件緩和は文字通りやると云ふことは非常に困難な實情にある。一方に於て金融機關たる公の使命を持つてゐるから、金融機關は個人の場合とは相當區別して考へなければならぬと云ふ建前へになつて居ります。それでこの信用組合に對する條件緩和と云ふことになる、やはり同じやうな考へで、村民全體の非常に零細な貯金を預かつてゐる關係から、村民全體の心臓と云ふべき金融機

關でありますから壞してしまふと大變なことになると思ふ。個人の場合とは相當差別して考へなければならぬし、それかと云つて、さう云ふことばかりに關はつて居つては村民の負債が整理出来ないこと云ふことになつては困る。それで私共としては出来るだけ村の信用組合の現状及び過去の予達の状況、將來の傾向を見て、ある程度の條件緩和はやらなければならぬと云ふことを考へて居る、従つて出来るならば今のお話のあつたやうに、利子の點に於て、又償還期間の延長等に於て考慮して見たいと思ひます。

時には積極的に整理せよ

尙ほそれで組合の負債がどうしても整理出来ぬ場合、その信用組合自體が債權の固定でもつて動きが取れないと云ふ場合になつて來ると、寧ろ積極的に整理してやつて、さうして個々の組合員の經濟更生計畫を立て、やつた方が、信用組合自體の機能を發揮し、又發達することに思ひます。その信用組合の發達から考へて、又個人の場合——組合員たる各農家の經濟の更生の状態から考へて、或る程度に打切つた方が宜いと云ふことになれば、寧ろ信用組合として

も減額をし、利子を下ろし、期限を延す、従来組合が何年も固定した債権を組合員に對して持つて居つて、どうしても仕方がないと云ふ場合には、ある程度で打切つてやる、と云ふ方針を考へて居る譯です。従つてどれだけで打切つたら宜いかと云ふことの問題になりますと、個々の組合に對して、それ／＼の事情を調べて見ないとお答へ出来ないのであります。

組合の貸金には無理が少ない

座長 今の川島町長、又部長のお話以外には、餘り何處でも實例のお話がないやうであります。これはかう云ふのではないのですか。産業組合の貸付と云ふものは、さう云ふ外の個人金融貸金業者、若くは頼母子講と云つたやうに、無理な條件がくつゝいて居らぬと大體に於て見てゐるんですな、そこで債務を整理すると云ふ中に、どつちか早く整理しなければ非常な勢ひで嵩んで來ると云ふやうな、債務の焦げつきの多い貸借を整理すると云ふことに付ては、組合と云ふものは比較的これは残して置いてても宜い、さうして利子の緩和とか、或は時によつては借換へで、それこそ債務整理でなくて債務の借換へで行くと云ふやうなことで、残して宜い部分

であるとかつたやうな、大體に於てさう云ふ觀念から來てゐるから、従つて事實もさうなつて居る、三分の一で多少の整理をし、外の方の部分は條件緩和なりで整理しやうと云ふ場合には或は残つても宜いと云ふ觀念が相當あるぢやないかと思ひます。一番無理のない借り方、貸し方をしてゐるのは産業組合である、それがために今まで非常な借金をして居つたのが、丸つきり洗はれて了ふこと、これはなか／＼難かしいかも知れませんが、幾らか舊債が舊債のまゝで残ると云ふこともあり、産業組合が一番さう云ふものになると思はれるのであります。さうぢやありませんか？ もつとも産業組合が因業な貸方をして居れば、これを先に整理しなければならぬと云ふことになるでせうが……。(笑聲)

富山縣淺井村長麻生氏 その人の借金をいくら後に残していか、産業組合はどうしてくれるかと云ふ問題も起つて來る。

産業組合は村民の身になれ

座長 産業組合も村民に對しての融通ですから、外の金貸業者に返してやるなら俺の方にも入れ

ろ、と云ふことを言はなくても宜いのぢやないか。年賦償還とか、長い眼で見ても、或る意味に於て外の借金も産業組合の借金になつて行けば、整理になることぢやないかと思ふ。負債整理を産業組合の作用でやつて行けば……。現に産業組合が家計相談部を設けてやつて居るが、福島縣等にもあるのです。寧ろさう云ふ風に長い眼で見ると云ふこと、時には外に率先してやつて居る例等も一二聞いて居りますが……。

融通資金の額の決め方

山口縣佐々並村長溝部氏 只今のお話のことではありますが、座長さんが仰しやる通り産業組合が最も宜い条件でありますから、自然それを残したがる、拂はないで舊債のまゝ置きたい、ところが例へば千圓の借財があるとして、全體に對して三百圓借り受けをしたが、条件緩和が件はないから前者を除外して、残りの額に對して三分の一の融通を受ける、さう云ふことにぶつかつて、つまり条件緩和が行はれなければ金を多額に借りられないと云ふことから、産業組合の方では非常に困つた、機構を害しない程度とありますから、どうも私の村の産業組合は至つて

堅いので、機構を害すると云ふ悪例を残しては他の方に及ぶから、非常に嚴格にやつて居るのであります。ところがどうも已むを得ないから期限延長と云ふことに引つかゝつて行つたのであります。さう云ふ點で詰りは、實を申しますと無理なやり方で、その點幾分餘計金を借りるために条件緩和を無理に行つて借りて居るやうなことになつて居るのであります。その點を……、産業組合だけは条件緩和をやらないものでも加へて合計額千圓の三分の一を借りることが出来れば結構であると考へて居るのであります。私の誤解かも知れませんが……。

座長 融通資金の金額の決め方は、今さう云ふことになつて居りますか？

小平更生部長 必ずしもさうぢやないので……。

山口縣佐々並村長溝部氏 廣島の監督局の方がお出になりました際に、負債整理と云ふものはどの件にも耳つて居るのでなければいけない、と云ふやうなお話がありましたので、私は非常に恐縮をしたのでありますが……。

小平經濟更生部長 それはよく廣島の監督局の方と打合せをしますが、初めは負債整理資金を借りる場合、負債を書き出す必要はあるけれども、必ずしも全部負債整理資金に切換へる必要は

ない。尙ほ問題のないやうに打合せをします。

西村金融課長 廣島の監督局長と打合せました時もそれが出ていろ／＼話しましたが、組合全體として初めに負債整理額と云ふものが出来まして、それを目當てに三分の一の融資をする譯でありまして、個人個人については三分の一を越しても構はないと云ふことになつて居る譯であります。それから負債の條件緩和には、元金の切下げばかりでなく、期限延長、利率の引下げと云ふ條件緩和も考へて居る次第であります。

富山縣淺井村長麻生氏 さうすると全部の負債整理額が十萬圓あると三萬三千圓までは出すと云ふことになるのでありますか？

西村金融課長 さう云ふ標準であります。

座長 鳥取のお對ねでしたか、保証人と云ふ目當てに對して金を借して居る者について、保証人に對して保證の債務を實行させやうとするのを、何處で棒引きをするかと云ふお話でしたか？

保證債務の取扱ひ方

鳥取縣竹田村長安田氏 さうであります。私が保証人に話をした時に、これだけに負けて貰つたから、君に代理辨濟して貰ひたいといふと譯の分つた保証人なら問題はないが、どうも私の家は貧乏して居るから、君に今日やる金は必らずあとで返して貰はぬと困るといふ。すると負債整理をした後に又負債を拵へなければならぬと云ふことになる。負債整理組合と云ふものは、例へば債權者に向つて、この程度にしなければ債務者は經濟更生が出来ないから、負けてやつて下さいと頼んでも負けないと云つた場合に、債務調停法に持ち出して無駄だと云ふことになる。負債整理の權威に拘はるし、將來にも影響します。成程この程度なら負債整理組合も、委員會としても言つて居るのが當然だから、この程度で負けてやりなさい、と言ふことを裁判所でやつて貰ふと、金貸しの方で負債整理組合は無茶なことはしないと云ふことを思ふ。さう思はせるやうに、どの邊で墨を引いたならば宜いかと云ふ點に苦しんで居ります。

座長 さうするとお尋ねは保證債務の關係ぢやなくて、主なる債務を、どの邊で棒を引いて宜い

か、保証人付の債務について、その債務を何處で棒を引いたらかと云ふ……、

鳥取縣竹田村長安田氏 主なる債務者の額をどの邊に引いたら宜いか、又保証人が拂はなければ到底主たる債務者は支拂ふ能力がないから、さう云ふ場合には保証人と云ふものゝ取扱ひ方はどうしたら宜いかと云ふことです。

座長 貴方の所は報徳主義で固めて居られるのだから、その報徳主義で、とてもやり切れないと云ふ所で、最低限の引かせ方が標準になるのではないのですか。外の方は寧ろそれを聞いて、それよりもつと負けてやると云ふやうな所に結局落着くぢやないですか。(笑聲)

整理を邪魔する者の扱ひ方

鳥取縣竹田村長安田氏 村民からはさう云ふ問題は起きて居りません、ところが隣村とか、國境を越えた所に行くくと、竹田は經濟更生をやつて居るさうだが、一寸からかつて見やうぢやないかと云ふことで(笑聲)實際の話であります、私の心易い、國境の他縣の人ですが、この人は金を残すに妙を得て居る、負債整理組合を竹田が拵へてやり出すと直ぐ、私の村の大谷、

福本と云ふ部落に貸しがあると云ふので、やつて来て少し負けてやるから證文を書換へよと云ふ、私の方では政治的に考慮を拂ふ必要があつたので、書換へるなと云ふ——それは支拂はないと云ふ意味ではないのです。そこで相當誤解されてしまつた。それで私はどうかして宜い鹽梅にやりたいと思つて、そればかり研究して居ります。併しこれを冷靜に考へて見た場合、負債整理組合と云ふもので整理しやうとすると、向ふでは取れるだけ取つて、經濟更生を見てやると云ふやうな温い氣持でなしにやると云ふ人々に對してはどうしたら宜いかと云ふやうな問題が、今も相談に上つてゐるのが二、三あります。

座長 それは裁判の金錢債務調停法に思ひ切つて出して御覽になつたらどうですか、貴方の所が負けたら、と云ふやうなこともありますけれども、實情がよく分つて行けば、そこが裁判と調停と違ふのですから、整理と云ふことでやつて居るのを妨げるやうなやり方と云ふことが分れば、必ずしも比方が負けると云ふやうなことはないと思ひます。

富山縣淺井村長麻生氏 私 はかう云ふ氣持でやります。主たる債務者の保證に有力なものがついて保證人の判をついて居る以上は、少しは出してやれ、その代り保證人に對しては主たる債

務者が更生した。曉は報恩の意味で幾分でも戻すと云ふ考へになれと言つて居ります。さうして堪え得る程度の所で墨をひくと云ふこと以外にはなからうと、考へて居ります。

座長 さうですなア、まあさう云ふ所でありませう。今のやうに、後から債務者同志の間で求償権を行ふと云ふやうなことは放棄されて、さう云ふ風になつたら、自然に金が出来たら勉強して返すと云ふ氣持で、片方で戻すと云ふのが一番宜い道德的の話でせうなア。

交渉に取合はぬ人はどうする？

それから、麻生さん、その次に御質問の、債権者に交渉してやらうと思ふが、手紙をやつても来ないし、行けばゐない、と云ふのでどうにかならないかと云ふお話でしたが、これはどうにかなりませんか？ (笑聲) 小作調停法の方には調停の日には出て来なければならぬと云ふ義務が附けてあるのですが、引張つて来る譯には行かぬから、その義務の實行は難かしいけれども、併しその法律に義務を正式に定めて置くことと云ふことは、少くとも宜からうと思ひますが。鳥取縣竹田村長安田氏 裁判所に出て来なくとも罰則がないから……三遍戸を叩いても尙ほ聽か

ない場合には、負債整理組合なり、委員會で出した通りの調停案を認めて頂くと云ふやうな風に……(笑聲)

損失補償は何處で發現するか

座長 損失補償は、村の全員無限責任で背負ふと云ふ時は、どう云ふ場合に實現するかと云ふことは……

鳥取縣竹田村長安田氏 もう一度簡単に申し上げます。損失補償と云ふことは、私共の村のやうに借錢の多い者のみが組合員であつた場合にのみあり得るかも知れませんが、全村民が、財産家も、有力者も、貧乏人も一緒に居つて居つた場合に、その組合に損失が起つた場合、無限連帯でありますから、その中から無論出して、それが足らぬ時に國なり、縣なりがお出しになるやうに私は思ひますが、その通りでありますか？ かう云ふお尋ねであります。

返すのを前提の補償契約

小平更生部長 それはよく質問されることでありますが、大體この補償と云ふのが、返さぬと云ふことを前提に補償するのぢやなく、主たる債務者が必ず返すと云ふことの前提の下に補償にかゝる。今、國、道府縣と町村の負債整理組合が損失補償契約をするのでありますが、その場合に債務者たる負債整理組合員は必ず返すと云ふ提の下にこの補償契約が出来た。さうなれば國が補償する所がないと云ふお尋ねだらうと思ひますが、併しさうして置いた上に損をすることが出来るぢやないか、不可抗力でありますとか、いろ／＼な事情で不作になるとか、冷害があるとか、風水害があると云ふやうな事情で返せぬ場合が起きて来るのでありますが、愈々國、府縣、町村が補償する段になりますと、債権者としては、又町村、國、府縣としては各農家がとことんまで追求されてしまふ、と云ふ所までは追求が出来ない事情が出来るのであります。無限連帯責任で無限に債務を負ふのでありますが、實際の場合になりますと云ふと、その村の全員が村から逃げてしまふまでに、とことんまで追求は出来ない。どうしてもある場合には現在損失補償と云ふことがなさうに見える契約状態であつても、いろ／＼な場合に損失が出て来るのぢやないか、従つて國家、府縣等が補償せねばならぬ事情が出て來ます。それは中

央金庫の特別融通の時にもさう云ふ議論が出たが、あゝ云ふややうに嚴重にやつて居れば損失は起きないだらうと思つてゐたが、さうした時期がやはり來て居る、二、三年立てば損失が出て居る。それはいろ／＼な場合にもさう云ふことがある。殊に農業方面になりますと、先づ第一天災と云ふものが問題になります。可成り嚴重な計畫で無限連帯責任でやつて居つても、不慮の災害が來れば、或る場合にはどうしても損失補償に持つて來ざるを得ない、今想像出来ない場合が起きて來る。簡単に無限連帯の責任だから、國家に損失を與へるやうなことはないといふ場合に片附ける譯に行くまいと思ふのであります。實際の場合は油斷出来ない問題でありますさう云ふやうに考へて頂きたいと思ひます。

座長 さう致しますと、大體第三の問題はその程度に致しまして、次にいろ／＼な點に付ての御苦心談や、御希望をゆつくり伺ひたいと實は思つて居りましたが、恰度四時になりましたから、第四は全部省略を致しまして、この席での座談會を閉じたいと思ひます。併し第四の問題は今晩又いろ／＼御懇談を願ふことになつて居りますから、その時に於てそれ／＼お願ひを致したいと思ひます。

青森縣横濱村長大關氏

私は實はこの更生協會と云ふいものにつきましたは、洵に認識がなかつたのでありますが、今回お招きによりまして上京致しまして、いろいろと承りましたところが、考へ方によりましては、農村更生策を實施致します上に於きましては、内務省並に農林省の別働隊のやうに見受けられるのであります。又私共町村の第一線に立つて働いて居る者から考へますと云ふと、いろいろ御相談致し、御援助を願ふことが薄山あると思ふのであります。それで只今各縣の負債整理のお話を伺つたのでありますが、その中には非常に成績がよく進んで居る所もあり、又現在に於ては、いろいろと御苦心をなさつて居るやうな状態になつて居られる所もあるやうですが、私の縣としましては、負債整理どころの話ぢやない、冷害で、本年又水害を受けると云ふやうな状態でありまして、これからどうして困つて居る者が食つて行くかと云ふことを、我々が憂へて居るやうな状態であります。東北振興策、或は更生策と云ふやうな策につきましたは、いろいろと御心配に預かつて居るところであります。その中で、青森縣の中の——先程申上げたやうな、青森縣が更生すると云ふことは、青森縣の上北、下北、三戸の三郡を更生すると云ふことに結局相成るのであります。さう致しますと、云ふ

と、中産階級に對する計畫と云ふやうなことも勿論必要でありますけれども、それよりもつとお願ひしたいのは——大開墾のお話は聞いて居るが——中小の開墾は洵に施設が遅いやうに考へて居るのであります。殊に漁村の關係から致しますと、どうしても漁村には農と云ふものを組み合せる更生策を作らなければならぬと云ふことを考へます時分には、どうしても大衆を基礎として中小の開墾が必要であると思ふのであります。どうかさう云ふ點を特に青森縣の更生のために考へ下さるやうに願ひしたいと思います。

將來の御協力を願つて閉會の挨拶

座長 それでは、今回お集まり願ひました農村更生座談會はこれを以て終了致したいと思ひます。皆さんは昨日お着きになる早々、夜遅くまで農林大臣の官邸で、農林大臣のお聴取りがありました。した際に御出席を願ひまして、非常にお疲れの際、恐縮に存じたのであります。併し又とない機會でありましたので、十分なお話を頂いて有難く感謝致しました。今日は又朝から只今まで、熱心にお話を頂いて、お互に經驗する所、又抱懷してゐる御意見等に連關致しましてお話

下さいます。非常に有益だつたことを、感謝を致します。今後、農村更生協會と致しましては、折々、或は東京に、或は地方的に、かう云ふやうなお話の會、若くはその他を段々とやつて参りたいと考へて居るのであります。どうぞ今回御來會の諸君はさう云ふことを致します。協會に對しまして十分の御理解をお持ちくださつて、一つ地方的に御協力を是非願ひたいと考へます。この點を特にこの機會にお願ひをして置く次第であります。又今日町村長諸君の以外に、關係官廳、並に關係團體、特にこの問題について非常に御熱心をお持ちになる方が、朝から大勢お出を頂きまして、少しもお歸りになることなく、只今までお聴き下さつたことは、協會として洵に有難く感謝を致します。農村更生の事業は殊に難かしい、只今までいろ／＼と意見の御交換を願ひました上に於ても現れて居りますやうに、なか／＼實行の上には於ては困難であり、面倒な問題であります。有ゆる方面に互つて、これは町村長諸君の非常な御熱心を持つてやつて頂くことの必要は勿論であります。その外に於て、或は官廳、或は諸團體、その外一般世間に於て、これに關して十分の理解と同情と激勵とを持つてやつて頂くに非ずんば、絶対に目的を達し得ない困難な問題です。併しどうしてもこれをやる以外

に途はない、これをやれば立直りが出来ると確信するので、御來會の諸君全體に對しまして、將來も倍舊の同情と熱意とを以て、この運動に對して御贊助下さらんことをお願ひ致す次第であります。長い間お坐り下さつたことを厚く御禮を申し上げます。

午後四時十五分閉會

關係町村の概況

青森縣上北郡横濱村

第一村の概要

一 土地(昭和八年)
民有有租地反別は

田 一七一町四反
畑 二三七町七反
山林 三六二町二反

外に國有地山林四、〇九二町二反、御料地田二二三町二反、畑二二三町、山林三、二六六町九反等があり、國有地及び御料地は夫々民有地の四倍に達してゐる。

二 戸口(昭和八年)
職業別戸口は

農業 三九五戸 一、四三一人
漁業 三〇戸 四五人
其他共計 六八七戸 四、七九二人

三 生産額(昭和八年)

農産 一三五、〇二九圓
畜産 八、四四三圓
林産 一〇六、九一一圓
水産 一二七、四〇四圓
工業 四二、九〇〇圓
計 四二〇、七二七圓

四 農家經濟

水田七反・畑一町を耕し勞働可能人員男三人・女二人外に老幼者四人計九人の家族を養ふ農家經濟の大正八年と昭和五年とを比較すると(單位圓)

漁業	出稼	水田	畑作	副業	合計
収入	収入	収入	収入	収入	
大正八年 〇〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇七	一〇三	一、三〇七
昭和五年 五〇	二〇〇	一六八	六六	六三	五八七

五 負債(昭和七年)

農家負債は二五五千圓、漁家負債は七二千圓に上つてゐる。

第二 村經濟更生計畫の概要

六 指定年度——昭和七年
七 計畫要項と実績

イ 耕地擴張計畫

昭和九年末迄に田三〇町畑一〇〇町を擴張し計畫面積の七二%に當る。

ロ 重要産物の増殖増産計畫

水稻は冷害のため大豆は風水害のためいづれも昭和九年度は減收を免れなかつたが小麦と馬鈴薯は大いに收入をあげた。

ハ 自給肥料の生産獎勵並に販賣肥料の使用改善に關する計畫

昭和七年と九年とを比較すると自給肥料生産量は一倍半金肥使用量は二倍以上に増加した。

ニ 馬耕傳習並に普及獎勵計畫

昭和七年末馬耕具現在臺數二五が九年末には九一に増加したが、馬耕面積は未だ耕地面積の二割に

すぎぬ。

ホ 冬期間における適切なる作業に對する計畫

竹細工の講習を開き製菓機の機械を購入した外海岸砂利採取運搬労働の收入も一萬圓に達した。

ヘ 産業組合設立促進に關する計畫

昭和八年三月保證責任四種兼營組合を設立し九年末組合員四三四人、販賣高と購買高は九年度に夫々一八千圓、主なる販賣品は小麦と馬鈴薯、主なる購買品は肥料と米穀とである。昭和九年九月産業倉庫を驛前に建設した。

ト 郷黨組合設立に關する計畫

昭和九年末組合數二〇・組合員數四六一、いづれも備荒田畑を設置し根貯藏高は昭和九年度末に於て一九七石六斗である。

チ 農事改良實行組合の増設指導に關する計畫

昭和六年末四組合・一二五名より九年末には一七組合・四四四名に増加し、いづれも共同耕作地を有し婦人がその耕作に當つてゐる。

リ 漁業に關する施設計畫

水産加工改良講習會・築磯及び投石・出稼漁業の幹旋保護等を行つた。

ヌ 教育及び教化團體の計畫

負債整理方法樹立に關する計畫
早害冷害のため未着手である。

ヲ 追加計畫

村營牧場の新設・公益質屋設置・産業開發道の開墾
共同作業場の設置・農道林道の改修・納税組合の設置・副業としての養豚養兔の奨励・貯水池の新設・冷害防止試作地の設置・無肥料試験地の設置・移出白菜の増殖等を追加計畫し、貯水池新設以外はすべて既に實行中或ひは施設完成を見てゐる。

岩手縣紫波郡彦部村

第一 村の概要

一 土地 (昭和九年)

民有有租地反別は

田 三六二町四反
畑 一九八町二反
山林 三七五町四反

自小作別耕作面積を見ると

地目 自作地 小作地 合計
田 二三九町八反 一五四町九反 三九一町七反
畑 一四二町九反 三六町八反 一七九町七反

二 戸口 (昭和九年)

職業別現住戸數は

農業	一二八戸	専業	本業
其他	二三戸		
合計	一五一戸		
現在戸數	四〇九戸		

三 生産額 (昭和九年)

農業	二〇〇、四八一圓
畜産	一〇、一二八圓
合計	二一〇、五九九圓

林産	六、一三二圓
鐵産	七五〇圓
水産	一二六圓
工業	一一、三七四圓
計	二二八、九九一圓

第二 村經濟更生計畫の概要

四 指定年度——昭和七年

五 計畫要項と実績

イ 土地分配の整備と土地利用の合理化

自作農を昭和八年に四戸、同九年に八戸創設した。その總商積は五町三反、低利資金借入額は一萬圓である。

ロ 金融の改善

昭和八年八月保證責任四種兼營の産業組合を組織し、組合員數一五一、出資口數二八五の現状である。又昭和九年六月大卷負債整理組合を組織し一三千圓の融通を受くる決定を得た。公益質屋は昭

和八年に開設し同九年中貸付延人員は三五二人である。

ハ 勞力利用の合理化

昭和九年における事業は薬工品に於て延人員四、四〇〇人収入、二六六圓、ホームズパン製織において九戸五五二圓、道路工事其他に従ふもの延三、五〇〇人、自家醬油醸造戸數九三戸、兒童製作として燻製製造一六八圓等である。

ニ 農業經營組織の改善

計畫的に經營するため記帳を奨励し現在記帳戸數は一〇九である。又經營の多角化のため肥育牛・綿羊・アンゴラ兎・養豚・養蠶等を奨励し、宅地利用のため果樹植栽を實行してゐる。

ホ 生産方法の改良及び生産の統制

稲作・養蠶・畜産・大麥・小麥等の主要農産物の改良増産を計つてゐる。

ヘ 生産販賣の統制

移出米を個人的に販賣してゐるのを産業組合に統

制する計畫で目標數量は五千石である。

ト 農業經營品の配給統制

肥料の自給、肥料・飼料その他の農業經營用品の配給統制などを包含する。

チ 農家經營の改善

一五の農事實行組合の下に五戸乃至七戸を以て組織する農事實行班をおいて共同耕作・共同作業場の利用その他に統制をとつてゐる。共同作業場は村内四部落に各一棟づつ、主として三井・三菱の義捐金に俟つて建設し、各種作業の他精神修養會・座談會・結婚式・短期道場等に利用し將來は各實行組合に建設する豫定である。

リ 共済積立備蓄貯蓄

家畜保險制度の普及充實・備蓄貯蓄・共済積立貯金などを計畫する。

ヌ 各種團體の連絡活動

村會・牛乳共同處理組合・産馬改良實行組合・畜牛養殖組合・養蠶組合・養豚組合・綿羊組合・養蜂組

合・養兔組合・製糞組合・製繩組合各一、養蠶實行組合二、農事改良實行組合一五および信購販利組合などの各種團體は隔月毎に常例會合をひらき經濟更生委員會と連絡をとつて活動してゐる。

ル 産業教育

ヲ 精神作興

六原道場による中堅男女青年の養成と振興會合による村民の教育訓練を行つてゐる。

宮城縣遠田郡富永村

第一 村の概要

一 土地	
田	五七八町七反
畑	一五三町五反
一戸當耕地	二町二反
二戸口	
總戸數	四〇〇
内農家戸數	三三〇

總人口 二、七四八 内農業人口 二、四八六

三 生産額

米	二二〇、九一五圓
小麦	三、八三五
大麦	五、〇三五
大豆	五、七六〇
蕎麥	二六、二五〇
畜産	四、七九〇
農工品	三、一五〇
他	四、五〇〇
合計	二七四、二三五
農家一戸當	八三一

第二 村經濟更生計畫の概要

四 指定年度——昭和八年

五 計畫要項と実績

イ 精神作興に關する事項

農事實行組合では氏神奉祭と月例会開催、農會記

念日には全村戸主大會、産業組合記念日には全村主婦大會、小學校では精神作興記念日並に反省修養日の設定などを實行してゐる。

ロ 實行組合擴張強化に關する事項

従來の申合組合たる睦親講を中心として農事實行組合を設立し現在組合數一二、組合戸數三三〇である。各組合とも共同經營共同作業により基本財産を蓄積することとし現在既に一、五一〇圓に達した。

ハ 農業經營改善に關する事項

耕地改良——耕地整理組合による水田耕地整理を完了し畑約一〇町にも實施した。

勞力の利用と節約——經營の複雑化による過剩勞力の利用と共同作業による農繁期雇入勞力の解消を實行した。

農業經營組織改善——主穀經營に養畜を加へ更に蔬菜と綠肥との栽培を採入れ冬期の餘剩勞力は薬加工に向けてゐる。

二 經濟統制

本村計畫中特に力を入れてゐるのは産業組合による販賣購買の自主的統制であつてその成績は顯著である。又利用方面では農業倉庫の建設、共同作業場の擴張、機械器具の利用設備の擴充などを實施してゐる。

ホ 生活改善

農事實行組合・主婦會を主體とする生活改善申合事項の實行、農會指導による農業經營設計の樹立、豫算生活・記帳の勵行、自家醬油の醸造などにより冗費の削減を計つてゐる。

ヘ 負債整理

本村民の年平均經常收支はほぼ均衡の状態にあるが臨時支出は之を負債によるの外はない。その上現在負債額四一〇千圓がある。これを昭和八年度以降一五年間乃至三〇年間に完済せんとする計畫である。

ト 村農會に於て行へる事項

耕地整理九年度二四町餘、水稻以下三種の作物計畫、蠶桑計畫、農工品計畫、家畜並飼料自給計畫などを實行してゐる。

チ 産業組合に於て行へる事項

貸付計畫は五〇千圓の計畫を突破して七一十圓に上り主として生産資金である。

販賣統制は一九五千圓（豫定一二四圓）、購買統制は六二千圓（豫定四六千圓）、利用部は二千圓に達した。

六 計畫實施後の經濟狀況

イ 農産物による現金収入額

昭和七年一七八千圓、同八年二六五千圓、同九年度一八七千圓、九年度の減退は米の凶作と蕎麥の値下りによるものである。

ロ 自給による節約額

自家用醬油・桑葉・肥料などの自給額は昭和七年四三千圓、同八年四八千圓、同九年四九千圓であるが、九年度は凍害による桑葉・綠肥の不作のため

成績は餘り進展しなかつた。

八 經濟統制
産業組合による販賣・購買利用額は昭和七年から同九年までに四六千圓から二五九千圓に躍進した。

秋田縣由利郡石澤村

總戸數五四八戸のうち農家戸數は四九五戸即ち九一%を占めてゐる。農家戸數の内訳は

第一 村の概要

一 土地 (昭和十年)

臺帳による土地面積は

田 五五六町——小作面積二九一町
畑 七九町——小作面積 五町
山林 一、四一五町
原野 七七九町

耕地のうち他町村有となつてゐるのは田三五町・畑一町である。

二 戸口 (昭和十年)

三 生産額 (昭和九年)
主なる生産物を挙げれば
米 九千石 二二二、三三五圓
木炭 六萬俵 三〇、〇〇〇圓
杉 一〇萬石 一〇、〇〇〇圓
薪炭材 三八〇萬石 九、〇〇〇圓
クレー 四千貫 六、九七〇圓
蔬菜 四、三一七圓
大小豆 二五〇石 三、〇二四圓
四 農家經濟と農家負債
一 戸當收支經濟を見るに
計畫當時 昭和九年
收 入 七八一圓 六一三圓

支 出 八二七圓 七四〇圓

差引不足 四六圓 一二七圓

私經濟負債 一、二二七圓 一、一四五圓

但し昭和九年は凶作により三割以上の減收であつた私經濟負債には税滞納・醫藥料未済・無盡頼母子負債を含んでゐない。

第二 村經濟更生計畫の概要

五 指定年度——昭和八年

六 計畫要項と実績

イ 村に於て行ふ事項

村民養成機關の組織改善——百姓道場を建設し田二町・畑三反・馬一頭・羊二頭・鶏などを飼養し専修科生徒によつて耕作經營してゐる。
村營製炭事業——白炭窯二八・黒炭窯四合計三二を建設三五人の製炭夫により昭和八年度九千俵同九年度一六千俵を生産した。同十年度は一六千圓の收入を豫算してゐる。

ロ 部落に於て行ふ事項

生活改善必行事項——實行されてゐる。
休日制定——勵行されてゐる。
労働賃銀の協定——労働の繁閑により實行困難だが漸次施行の豫定である。
八 個人に於て行ふ事項
家計簿の記帳——總戸數の四割に達してゐる。
農家經營簿の記帳——農會指導下に農業經營改善同志會三〇名が實行中である。

ニ 産業經濟團體に於て行ふ事項

村農會——開墾一町歩、溜池二ヶ所、堆 品評會、稻採種圃四反歩、共同作業場一ヶ所その他の事項を實施した。
漁業組合——鯉兒九千尾その他の解化放殖、保護施設を行つた。
苗代跡地利用組合——昭和八年度利用面積は二三反である。
養兔組合——副業として昭和八年度は一二〇頭の

生産販賣を行った。
 農業経営改善青年同志會——經營改善の中心機關として經營簿の記載の普及に努めてゐる。
 産業組合——有限責任を保證責任に變更し、負債整理のため昭和八年に五六千圓を融通した。貯金は前年に比し三千圓を増加し、利用部は製粉機・壓臼機・精麥機各一臺を購入した。

ホ 學校及び教化團體に於て行ふ事項

學校——國旗掲揚調査を行った。
 婦人會——自家用醬油製造講習會を開いた外女子青年團と共同で生活改善品評會を開催した。
 女子青年團——右の外農家料理講習會を開催した。
 青年團——農村娛樂施設として郷土藝術競演會を開催した。

ヘ 其他の事項

經濟更生計畫のために各部落・各團體の會合において村長は講話講演を行った。

村内團體整理のため養蠶實行組合を解散して農會養蠶部とし婦人會は農會婦人部に編入、漁業・養兎苗代跡地利用などの諸組合も農會の部として編成された。

山形縣西村山郡高松村

第一村の概要

- 一 土地（昭和十年）
 - 田 三六二町
 - 畑 一五二町
 - 山林 三五二町
- 二 戸口（昭和十年）
 - 戸數 六三三戸
 - 人口 四、一〇〇人
- 三 生産額

農家戸數は全戸數の八〇%餘を占めてゐる。

ロ 精神作興

村は五網の普及徹底・村經濟更生實施案の作成・全村學校の開設・實業公民學校による青年の調育などを施設してゐる。

ハ 教化關係事業

生活改善・學用品統制配給などを行ひ、特に異色ある移植民の調育を行つてゐる。これは昭和三年開設した實業公民學校に於て早くから施してゐたが後新に移植民科を設け昭和八年には植民同志會を結成した。同年村に於て植民獎勵規程を決定し獎勵金交付の途を講じたが、二年間における移民實行者は四名で従來の計畫移民十數名と合して二〇名に餘る移民を出してゐる。なほ村共濟會の事業として窮民に對する廉米配給五一石・家庭常備薬配給一〇〇個・農繁託兒所開設四部落・兒童保護六五圓支出などを行つた外昭和九年の凶作には村内地主の醸出米六百餘俵を飯米不足農家二三〇戸に貸付けた。

米 五、六八四石
 芹 九、一七九貫
 草履 八五四、〇〇〇足

四 農家經濟（昭和七年）

計畫樹立當時一戸當平均は

收 入 五八一圓
 支 出 七〇五圓
 差引不足 一二四圓

五 負債（昭和七年）

計畫樹立當時の總負債額は無盡を除いて四七五千圓であつて一戸當平均七五八圓に當る。

第二 村經濟更生計畫の概要

六 指定年度——昭和七年

七 計畫要項と実績

イ 組織整備

村振興委員會・幹事會・五人組及び全村二三の實行組合による組織を整備した。

二 要素整備

山地開墾二十餘町・水田暗渠排水一〇町・農道改修
共同作業場設置などを完了した。

ホ 水田二毛作

農會に於ける十數年の研究により昭和七年に村内
一二〇名の熱心家を以て二毛作研究會を組織し、
最近では大麥七町・紫雲英三〇町・菜種五反などの
作付を見るに至った。

ヘ 小麥・陸稻増作

ト 果樹増植

梅の老樹を補給し山の開墾地には葡萄園を拓いた
チ 小家畜増加
有畜農業實行組合を組織し豚・細羊・鶏の増加に努
めてゐる

リ 生産物共販統制

草履表・米などについて實行した。

ヌ 負債整理

昭和七年度村民負債四七五千圓中急速に整理の必

要あるもの五〇千圓の中三二千圓を第一目標とし

月餘に亘る家計調査と戸別整理案の作成により附
帯約定書を徴して貸付をなし、他方日掛一銭貯金・
購買貯金券の發行などを行った。負債整理の實施
成績は

昭和八年度 二八、一四五圓 一五一人
同 九年度 六、〇五〇圓 二一人
ル 共同購買

産業組合を通じて行ひ昭和九年度の成績は

肥 料 二三、〇五〇圓(村内消費の九〇%)
食糧雜貨 二七、三八〇圓(米麥外五一種)

ヲ 自家用醬油醸造

製造戸數一五〇・製造量一〇石に達した。

ヰ 家計調査指導

簿記配布戸數四五戸・農事實行組合二組合に對し
農會が指導してゐる。

カ 共同利用設備

産業組合と部落共同作業場二ヶ所に脱穀機其他の

利用設を設備けた。

福島縣伊達郡石戸村

第一 村の概要

一 土地(昭和八年末)

民有有租地及び山林は

田 一三八町一反
畑 三四九町四反
山林 一、〇四三町七反
村民耕作地を自小作別に見ると

田 畑 計

自作地 七八町〇 二八〇町三 三五八町三
小作地 七六町六 七三町〇 一四九町六
計 一五四町六 三五三町三 五〇七町九

二 戸口(昭和八年末)

農 自作 一五八世帯 五八三人
自小作 一九五世帯 七一九人

業 小作

計 九三世帯 三四三人

其他 一三四世帯 一、九六〇人

合計 五八〇世帯 三、六一五人

三 生産額(昭和八年末)

農産 三〇一、五〇三圓 藪・米・果實・其他
林産 三三、四八〇圓 木炭・其他
畜産 四、五九九圓 鶏卵・其他
工業 五、九一〇圓 醬油・蠶糸類・其他

第二 村經濟更生計畫の概要

四 指定年度——昭和七年

五 計畫要項と実績

イ 食糧の自給増充

米の増收のため五年間に村有地三〇町の開墾を計
畫し九年度までに既に水田二五町・畑二町の開墾
を完成した。昨年は凶作のため收穫皆無だったが
農村醇化同盟會を組織して實地研究を進め更に村

内二ヶ所に凶作防止實地指導地を設置した。又荒廢桑園整理跡地及び混作獎勵と水田裏作とによつて小麦・大麥の増産をはかり兩者共に三〇〇石ばかり目標を突破した。

□ 自給肥料製造法の改善と増産

家畜頭数の増加・雜草落葉の蒐集・糞糞糞沙の利用などによつて實行組合毎に競つて増産し本年度は見積り生産額既に一五〇萬貫に達してゐる。又綠肥も漸次増産せられつゝあつてその總面積は四五町七反となつた。

ハ 有畜農業の獎勵

肥料自給のために有畜農業の經營を獎勵し前記醇化同盟移數農場に畜牛聯合會の研究所を設けた。現在村内の家畜飼養頭数は馬一二〇・牛四八〇・綿羊一五〇・豚一三〇・兎八、〇〇〇である。かくて自給肥料増産の結果年々一五千圓に上つてゐた金肥購入高が本年は三、五〇〇圓程度に節約し得る見込である。

ニ 醇化同盟の活動

前記の村有開墾地の模範的小作經營を行ふほか移數農場には改良和牛八頭、乳牛一頭を飼育し養兎は八五〇頭に達し牧草を栽培して飼育管理の模範的方法を研究中であり優良種兎を蕃殖頒布した數は三七戸に對し六〇〇頭に達してゐる。

ホ 生活改善に關する事項

敬神崇祖・時間勵行・早起勵行・元費節約・豫算生活の實行などを行ひ、特に且ボウ(且那樣)氣分の排撃と婦女子の勞働症惡氣風の矯正とに力を入れてゐる。

ヘ 納税に關する事項

納税組合三〇を組織し組合員三二五戸に達し昭和九年度にはその擴充のため獎勵金一、八五〇圓を支出した。又金融を便にする信用組合・公益質屋で貸出をなし極貧者に對しては勞働力の販賣斡旋に努めてゐる。他方滞納整理に努めて現在納税成績は九八%に達した。

ト 公民道徳に關する事項

刑事事件以外の村民間の紛擾を調停するため紛議調停委員會を設置し、禁酒の勵行に努め、部落中心人物を養成し、郷土精神の涵養普及に努めてゐる。

チ 教育關係の事項

移動農民學校を開催した。

リ 勤業關係の事項

産業組合の擴充・家畜衛生試驗場の設置・乳牛處理工場の設置等をなし村内四ヶ所の共同作業場は或は精米機を設置し或は養兎を行ふなどして成績をあげてゐる。

又 金融關係

自作農創設貸付は一八人に對し約一九千圓その面積は一町三反である。

栃木縣安蘇郡三好村

第一村の概要

一 土地(昭和九年)

田	一一一町九反
畑	三〇一町二反
山林	四六七町四反
原野	四町二反

二 戸口(昭和九年末)

總戸數五二七の内譯を見ると

本業		副業		計
自作	八九戸	九戸		九八戸
自小作	二一六戸	一九戸		二三五戸
小作	一四二戸	二二戸		一六四戸
蠶業	一戸			一戸
林業		四五戸		四五戸
商業・工業	四四戸	一四戸		五八戸
其他	三五戸	二九戸		六四戸
計	五二七戸	一三八戸		

人口は昭和五年十月一日現在で三、一一五人である。

三 生産額（昭和九年）

農産	一九三、六一一圓	米・粟・煙草・小麥・大麥 其他
畜産	二、六六二圓	
林産	二六、九四八圓	用材其他
鑛産	四四〇圓	
工業	五五、一一七圓	石灰・絹織物・其他
計	二七八、七七八圓	

四 負債

村合計	二八一、四二〇圓	昭和五年八月（調査）	昭和十年八月（推定）
一戸當	五七三圓	一四〇、〇〇〇圓	二九七圓

第二 村經濟更生計畫の概要

五 指定年度——昭和七年

六 計畫要項と実績

イ 自治振興に関する事項

納税組合の普及——納税組合三六、組合員五二三

戸で村税農會費の納入成績は良好である。各種團體の統制及び連絡——全農家を三二の農事組合に組織して役場・農會・産業組合の細胞團體とし農會に青年部、産業組合に産青聯を設けて活動してゐる。

ロ 耕地の擴張改良に関する事項

ハ 土地利用に関する事項

ニ 自作地の増加に関する事項

ホ 生産改良に関する事項

ヘ 農業經營改善に関する事項

農業經營は耕地反別一戸當七反餘で集約的多角形經營に改善しつつあり、青年學校・農事組合・個人に於て研究心は旺盛となつてゐる。

ト 講習・講話・實地傳習會の開催

チ 金融に関する事項

負債整理——負債は主として中産以上に多く集中せる向きなので整理は相當速く進行せられる見込みであるが、昭和五年八月と同十年八月との

リ 農産物の販賣に関する事項
ヌ 物資の購入に関する事項
ル 農村教育に関する事項

間に村全體として約十四萬圓の負債が整理された見込であり、従つて一戸當負債は五七三圓から二九七圓に減じたと推定される。
昭和四、五年に於て農業補習學校の實習として部落に毎基本調査を行ひ教育を實地に則せしめるべく努めた。又村の事情より見て海外移住民が多く現にジャワ島に居住せるもの十數名に上つてゐる。

ヲ 社會施設に関する事項

村營助産婦の設備——完了した。
用排水設備・溜池・道路——工事完成した。
新聞雜誌購讀普及——産業組合で取扱い數と質とに改善を加へつゝある。
中堅人物の活用——適應適材主義を實行してゐる

ワ 生活改善に関する事項

冗費節約——先づ冠婚葬祭社交儀式に於て冗費が多かつたのを漸次改めて行こうとする情勢にあり、日常生活に於ても飲酒・喫煙・喫茶などの奢侈を排し昭和九年には青年團が絕對禁酒を叫び次第にその影響は村の内外に及ばうとしてゐる。
時間確保——漸く實行の氣運に向つてきた。
貯蓄——貯蓄心も次第に強まりつつある。
信仰——もと／＼信仰心は一般に乏しいので大いに強調する必要がある。
家庭改善會——部落毎に主婦の會として家庭改善會を組織し生活改善家庭改善の運動に参加してゐる。

千葉縣安房郡豊房村

第一 村の概要

一 土地（昭和九年五月）

田	二九二町六反	内小作田	一四九町七反
畑	二〇五町五反	内小作畑	七五町七反
山林	八六一町七反		
二 戸口	(昭和九年五月)	戸数	人口

内負債利子	三一、八二六圓
公租公課	二九、九五八圓
生活費	二六三、三九七圓
經營費	七二、六〇三圓
差引不足	一〇三圓
一戸當	

第二 村經濟更生計畫の概要

五 指定年度——昭和七年

六 計畫要項と実績

イ 村に於て行ひたる事項

實質剛健相互扶助の氣性の涵養をなし、勞働日數年二六〇日目標を突破すること二〇日に及び匡救土木事業の施行も好成绩でその貨銀により出資金を支辨して産業組合に加入した者も尠くない。生産方面では米の増收・小麦作付反別の倍加・堆肥生産量の目標突破などに成績をあげ、生活改善方面では村内殆ど冗費なきまでに節約が行はれて約

三 生産額 (昭和六年度)	計	七〇五	三、七〇八
米	六、四二二石		一〇八、五三一圓
大麦	一、九五五石		九、七八〇圓
小麦	二一五石		二、〇四三圓
其他	—		一三七、〇二四圓
四 農家經濟 (昭和六年)	農家收入	二五五、五七八圓	
	農家支出	三二八、一八一圓	

二二千圓の節減を見るに至つた。

ロ 部落に於て行ひたる事項

- 一例を西長田部落にとれば
- 精神教化——年中行事を神社中心に行つた。
- 共同事業——會合・道路修理・害虫防除・山林經營等を行ひ産業組合には全員加入した。
- 納税——徵稅日の午前八時まで完納した。
- 農業經營——自治組合毎に採種圃を設け米に於て反當一升の増收を見た。
- 共同販賣——部落全員參加した。
- 生活改善——冗費を節し毎月十五日には全部落が貯金を行つた。
- 八 個人に於て行ひたる事項
- 個人に於ても各々その部落計畫に準じて計畫を樹立し所々その実績を収めてゐる。
- 二 團體に於て行ひたる事項
- 村農會——各部落毎に稻・麥の採種地を設置し害虫防除期の共同購入を幹旋し饑米品評會を開い

て豫期以上の成績を収めた外水稻多收穫栽培技會を開催した。

産業組合——共同作業場を新設し之に伴つて米麥の精白・製粉・大豆粕の粉碎・肥料の配合・蠶豆落花生の共同選別荷造出荷・種苗の購買・茅俵蓄の共同出荷などを行つて組合員の利益を計つた。

椎茸栽培組合——楮木一二千本を造成して東京方面に出荷し優良品たるの聲價を得た。

ホ 學校其他に於て行ひたる事項

學校——國旗掲揚・皇太神宮奉祀などの外供給部を經營して兒童一人當一五二錢の配當をなし實習地を經營し竹細工の講習實習を行つた。兒童貯金も昭和八年九月以降實施してゐる。又青年訓練所・補習學校の就學率・出席率も可なり向上を見た。

青年團——産業部を新設して團員の産業智識を向上せしめ村統計調査及び經濟更生計畫に對する踏調査を擔當して相當の成績を収めてゐる。

富山縣射水郡淺井村

第一 村の概要

一 土地 (昭和九年末)

官有地一町一反・民有免租年期地三〇二町五反をのぞいた民有有租地の中耕地及び山林面積は

田 八〇町七反
畑 一町四反
山林 四反

二 戸口 (昭和九年末)

職業別戸数は

農業 三〇三戸
漁業 一戸
工業 一〇戸
其他 二〇戸
計 三三四戸

本籍人口は二、五二二人・現在人口は二、〇七六人で

ある。

三 生産額 (昭和九年)

農業 四二、八四五圓 米・其他
畜産 六、五一〇圓
礦産 七五〇圓
水産 三、八三五圓
工業 一五、一五四圓 蠶工品・其他
計 六九、〇九四圓

第二 村經濟更生計畫の概要

四 指定年度——昭和七年

五 災害

昭和七年以來全村を挙げて更生計畫に邁進中昭和九年七月十一日關らずも庄川の氾濫によつて未曾有の災禍を被り耕地の三分の二以上は荒廢に歸し七名の人命を失ひ人家の流失倒壊も少くなく村の振興計畫も根本的に更改するの餘儀なきに至つた。今その被害額をあげると

土地 一、二二七、五〇〇圓
家屋 二一八、八〇〇圓
家財其他 六〇、四〇〇圓
農作物 一四二、五〇〇圓
道路其他 二八一、〇〇〇圓
神社佛閣 五、〇〇〇圓
公有物 三、〇〇〇圓
計 一、九三八、二〇〇圓

六 計畫要項と実績

八月一日決潰堤防の假工事完了を待ち直ちに振興委員會を中心に各種團體長等を網羅したる水害復興委員會を組織して對策を樹立し同月十七日殆んど全村民の參加の下に復興大綱を決議し實行を表明した。その主なる項目について見ると

イ 村民訓練

自力・協同・奉仕・進歩の更生四則を遵守しその達成に報徳教義による報徳結社をつくり常會を通じて相互共勵に努めてゐる。水害前に二報徳社で

あつたのが水害後七社に増加し、社員数は三三〇名に達しその報徳金は合計三、八〇〇圓である。

ロ 産業經濟部面

當初の計畫は大體八〇——一〇〇%の實績を収めつゝあつたが昨年の水害のために生産計畫は目下一斷停頓を蒙りなくせらるゝの状態にある。しかし産業組合を中心とする村經濟は左表の如く水害前に比して却つて協同化せられ向上の一路を辿りつゝあると謂へる。

	昭和八年	昭和九年	昭和十年
貯金	一、一六、三	一、二六、八	二、〇〇、六
貸付金	一、四六、四	一、三九、七	一、九二、〇
預け金	四二、一	五九、四	六七、三
借入金	七五、九	六七、九	六六、四
未収入金	一五、七	一五、八	一四、八

尙産業組合利用部に人絹工場を建設し既に採業を開始してゐる。この人絹工場は水害による耕地の

埋没流出より生じた餘剩勞力を利用して収入を得せしむる目的で昭和十年三月竣工・四月より操業を開始して現在女子一六名を使用してゐる。將來の計畫として家内工業的に副業として各戸に行はしめることになつてゐる。

ハ 教育教化方面

豫て報徳主義によつて訓練しつゝあつた小學校兒童は水害時に頗る活躍してその効果を立證した。又從來から繼續してゐた村内三ヶ所の農繁期託兒所を婦女會の手に移し一年を通じ殆ど全託兒を實行し或部落では給食をも實行してゐる。なほ産業組合主義を強調して計畫實行の先驅者たるべく盟友六〇名を以て産青聯を結成した。

石川縣江沼郡月津村

第一村の概要

一 土地 (昭和九年)

官有地	七四町七反
國有林野	一一町九反
民有有租地	三四九町二反
内田	一九七町六反
畑	二三九町九反
山林	四六町四反
民有免租地	一九三町三反
二戸口 (昭和九年)	
農業	三一戸
漁業	三戸
其他	四五戸
計	三五九戸
人口は男子九九六・女子一、〇三〇合計二、〇二六である。	
三 生産額 (昭和九年)	
農産	
食用	九四、五五〇圓
特用	二四、四七二圓

果實	二、五一五圓
養蠶	三三、一七一圓
畜産	二七、一八八圓
水産	四、一六五圓
工業	一三、六六八圓
四 貯金 (昭和九年)	
郵便貯金	一三二二人
貯蓄銀行預金	一八人
産業組合貯金	八四八人
計	二〇五、六〇六圓

第二村經濟更生計畫の概要

五 指定年度——昭和七年

六 計畫要項と実績

イ 生産方面

家畜家禽頭数の増加・農作物の増収・副産品の増産等を計畫し目標を突破した項目と目標に到達しな

かつた項目とは約半々である。

ロ 經濟方面

販賣統制八六%購買統制七九%に達しその他の項目も目標に到達せるものが多い。農中小组は一〇、負債整理組合は三が夫々組織された。

ハ 教化方面

昭和九年一月縣より教化指導村に指定され同十年一月中央教化團體聯合會より同じく指定された。村では村長を中心とする教化委員會を組織し各字では教化常會を開き小學校兒童も常會を毎月催し工場に於ても毎日泉居遶拜と毎月教化常會とを實行する計畫である。

ニ 學校の事業

産業經濟方面に關する施設としては花卉栽培・茶摘斂技會・害虫驅除・販賣實習・其他を行ひ、生活改善方面の施設としては學用品の共同購入・蠶虫驅除・其の計畫してゐる。なほ教化指導方面には神社活掃奉拜・勸語詔書奉讀日設定・兒童常會・其

他の施設の計畫がある。

ホ 青年學校青年團の事業

産業經濟方面の施設として稻作栽培田經營・家庭實習地經營・植林地及柿畠の經營・一人一研究・販賣實習品評會・其他を行ひ、生活改善方面としては時間勵行・義務貯金・公德箱の設置・農業經營農政經濟學研究・禁酒を施設する計畫であり更に教化方面に於ては訓練大會・巡回指導・神社掃除・其他の項目があげられてゐる。

ヘ 婦人會女子青年團の事業

産業經濟方面に關する施設計畫として蠶繭講演會經濟講演會・廢物利用研究・貯金實行・共同勞役・其他・生活改善方面に關する施設計畫としては見學旅行・體育會・身體検査・衛生講話・乳幼児審查會・生活改善講演會・洗濯並家庭看護法講習會・其他、教化方面の施設計畫としては部落中心敬老會・模範團員の表彰・精神講話・其他がある。

ト 産業組合の狀況

昭和九年度の成績を見るに組合員數二五七・川資額二五〇千圓・貯金一八〇千圓・貸付金一九四千圓・販賣高五〇千圓・購買高三三〇千圓である。負債整理貯金の現在額一〇千圓更生貯金のそれは三千圓に達した。

長野縣小縣郡浦里村

第一村の概要

一 土地	一六八町二反
田	六町〇反
畑	二六五町七反
桑園	二八四町四反
山林	
二 戸口	
農 業	戸數 百分比
自作	六二二戸 七六%〇
	二一九戸 二六%七

にある。

第二 村經濟更生計畫の概要

四 指定年度——昭和七年

五 計畫要項と実績

イ 主要作物作付反別計畫

従来の養蠶備前經營を食糧自給に方向轉換し桑園並に普通畑の換田と栽培改良による増收を基として反當收量計畫・總收量計畫を樹立し昭和八年は天候順調のため豫定を六%突破したが昭和九年は天候不順のため計畫の八〇%にすぎなかつた。

ロ 肥料計畫

自給肥料施用改善・自給肥料造成の計畫は堆肥に於ては家畜頭數増加・糞糞處理土壘數増加により、綠肥は裏作栽培増加のため夫々計畫當時に比し二倍近くに増加した。

ハ 桑園計畫

桑園反別の整理は水利不便のため計畫通り進捗せ

三 生産額

自小作	二六四戸	三二%三
小作	一三九戸	一六%九
商業	四六戸	五%六
工業	三九戸	四%七
其他	一一戸	一%三
計	八一八戸	一〇〇%〇
農産	一〇五、九五七圓	
畜産	一五六、八五八圓	
工業	三二、一六二圓	
林産	二、六二九圓	
水産	一五、五六一圓	
計	三三三、九一七圓	

灌溉不便なため耕地の六五%は桑園が占めてゐて農産物の生産は村内の消費を充すに足らず米の如きは年々一千石の不足を見てゐる。村民の主たる収入は養蠶に依存し農家現金収入の八割以上に達する状態

反當收養量改善は計畫通りには行かなかつたが計畫樹立當時に比してはいづれも良くなつてゐる。

二 養蠶並に收購改善計畫

桑園收養量の増加と飼育方法の改善により昭和九年度は反當收養量は殆んど計畫通り實現した。蠶品種を統一しその處理については養蠶實行組合單位に共同販賣組合共同乾繭四組合の成績を収めた。

ホ 養畜計畫

自給肥料造成と勞力利用の上から家禽家畜は年々増加し自給飼料栽培と飼料共同購入により農家經營改善上資する處渺くない。

ハ 副業計畫

原料の自給し得るものを主眼に冬期餘剩勞力利用の上から薪加工のため機械の共同購入を行ひ既設率數四〇に達し製繩仕上の上共同販賣を行つてゐる。なほ眞綿加工座線系に於て自家用或は贈答品

となした外二一五貫の販賣をなし桑白皮・凍豆腐・松茸なども副業として行つてゐる。

ト 農産物販賣統制計畫

本村は主要食糧は不足し多額の購入によつて補つてゐるので自給自足を目標とし増收による過剩生産物は産業組合を通じて販賣統制を計つてゐる。

チ 各種團體連絡統制計畫

各種團體統制委員會を設け各團體主幹部を網羅して聯絡協調を計つて相當の成績を収めてゐる。

リ 教育改善及精神作興計畫

從來農民組合運動激甚なりし本村は特にこの點に力を注ぎ現在は青年學校就學率一〇〇%に達した。

又 農事實行組合設立並組合計畫樹立

ル 自作農設計計畫

ヲ 農村工業施設計畫

ワ 農村慰安娛樂計畫

カ 生活改善計畫

愛知縣西加茂郡三好村

第一村の概要

一 土地 (昭和九年末)

村內民有有租地は

田 八〇四町九反

畑 四二三町五反

山林 五四八町九反

村民耕作地は

自作地 小作地

田 四七五町二反 四九三町七反

畑 四〇〇町八反 一一三町四反

二 戸口 (昭和九年末)

現住人口は男三、三七五女三、三二一計六、六九六であり榮態別戸數は

農業 一、〇〇二戸 八五%六

工業 一〇戸 〇%一

商業 一〇三戸 八%八
其他 五五戸 五%五

計 一、一七〇戸 一〇〇%〇

三 生産額 (昭和九年度)

農産 五八九、七七九圓

畜産 一五五、二五七圓

林産 七三、三九一圓

水産 八、〇五二圓

礦産 四、三〇〇圓

工業 一、九六三圓

計 一〇、五六九圓

現住一戸當 八四三、三一一圓

七二〇圓

四 貸借 (昭和七年)

貸預貯金額 九一三、二六〇圓

負債金額 一、一六三、九〇〇圓

差引負債額 二五〇、六四〇圓

一世帶當 二〇五圓

第二 村經濟更生計畫の概要

五 指定年度——昭和七年

六 計畫要項と実績

イ 原野開墾

本村の土地は不良土が多いが利用方法宜しきを得れば良好な耕地となり得るので大正十五年に縣から四〇〇町歩の拂下を受け爾來漸次開墾をつゞけ經濟更生計畫樹立後は急速に進展し今や二〇〇町歩に達せんとしつゝある。尙この事業のため特に縣が不良土開發地を設けて模範青年農家一〇戸を移住せしめ縣農林技手一名を駐在指導に當らしめたので本村の農墾經營もこれに刺戟をうけて一大革新を遂さんとしつゝある。

ロ 生産的專項

稻作合理的栽培計畫・小麦増産計畫・蔬菜果樹栽培計畫・菜種増産計畫・養蠶計畫・肥料改善計畫・副業加工計畫・食糧自給計畫などいづれも目標に向つ

て着々と進んでをり就中成績の好いのは小麦増産計畫・蔬菜栽培計畫・菜種増産計畫である。

ハ 經濟的專項

産業組合擴充——從來の五産業組合を漸く統一して保證責任四種兼營となし現在組合員九六六名貯金二〇六千圓貸付金一二五千圓、利用部は醫療簡易化の目的を以て診療所を設けし醫師・看護婦・助産婦各一名を聘してゐる。

負債整理——昭和八年末負債整理組合九を組織し一三年間に既存負債を全部返済すべく整理資金はすでに各組合に轉貸を完了した。

ニ 社會教育的專項

生活改善——時間生活・自給生活・分度生活の確立を目標に行ひ特に葬儀改善・冠婚改善・時間勵行については近頃町村にも好影響を興へてゐる。婦人教育——毎月例會を開いて教導に努め成績良好である。

青年教育——男女青年團各々行事表を作成して實

行してゐる。

學校教育——勤勞主義の強調と農民道を主眼とする訓練とを中心としてをり且農會の依囑により豚の飼育と仔豚の養成をなし村の畜養業獎勵に貢献してゐる。

ホ 經濟更生促進施設

經濟更生事業共進會——各部落を實行單位として開催し指導獎勵上著しい効果をあげてゐる。自治祭——毎年開催して計畫實行の過去を批判し次年度の計畫實行を宣誓すると共に併せて各種團體の訓練と村民和樂一致に資してゐる。

滋賀縣蒲生郡馬淵村

第一 村の概要

一 土地(昭和八年)

民有有租地は

三五八町九反

其他

一三二町五反

計

四九一町四反

田耕作反別は自作地二〇一町九反・小作地一九六町〇反・合計三九七町九反である。

二 戸口(昭和八年)

現住世帯數は五一八、人口は男一、二一六名女一、二四四名合計二、四六〇名である。職業別戸數は

農 業 三六〇戸 七三%

工 業 三〇戸 六%

商 業 三七戸 七%

其他共計 四九九戸 一〇〇%

商工業の中兼業農家戸數二五、合計農家戸數は三八五戸で村内戸數の七七%に當る。

三 預金と負債(昭和八年八月)

イ 預 金

産業組合 一七四、一〇二圓

銀行 四二、七〇〇圓

頼母子 三二、五〇八圓

無 盡

郵便局 一六、四四七圓
其他 一七、七二八圓

計 二八三、四八五圓
一戸當 五六八圓

口 負債

産業組合 九一、八五二圓

村 四、八〇〇圓

銀行 六四、七七七圓

無母子 四一、二九六圓

個人 二二、四二四圓

其他 五、九〇〇圓

計 二三一、〇四九圓

一戸當 四六三圓

第二 村經濟更生計畫の概要

四 指定年度——昭和八年

五 計畫要項と実績

イ 計畫實行の指導督勵

實行督勵委員の設置、部落毎の更生座談會開催、
村報の發行、各種會合における更生歌の唱和、各
委員の活動、各團體の協調、更生記念日の設定、
委員會懇談會の開催、計畫書の各戸配布などを行
つてゐる。

ロ 村に於て行ふ事項

耕地の擴張、耕地の交換分合、乾田普及、深耕、
その他二六項に亙る。その中成績の舉れるものは
畜牛頭数の増加、農業簿記の普及、稻品種の統一
などである。

ハ 部落に於て行ふ事項

實行督勵委員の活動、生活改善の勵行、部落農區
の活動などを實行してゐる。

ニ 個人に於て行ふ事項

深耕、苗代、稻品種統一、肥料選定、堆肥製造、
裏作増加、畜産増加、副業助長、記帳勵行、生活
改善などの諸項の勵行を努めてゐる。

ホ 産業經濟團體に於て行ふ事項

産業組合に於ては販賣並びに購買の統制に於て特
に成績をあげつゝある。

ヘ 學校及び教化團體に於て行ふ事項

小學校に於ては團體觀念の明徴外五項、青年學校
に於ては實業補習教育の徹底外四項を具體化して
實行してゐる。

ト 其他の事項

青年團・主婦會・處女會・自治協會・在郷軍人分會・
消防組など夫々の事項を計畫實施してゐる。

六 計畫實施の綜合的結果

イ 更生精神の普及

ロ 農業生産の進展

昭和九年は風水害のため打撃をうけたにも拘らず
産量と飼養鶏羽数との減少を除けば各種項目い
づれも増加を示し就中青豆・飼養豚数・飼養鯉数・
堆肥生産量・鶏卵價額などに於ては計畫樹立當時
に比して非常な躍進を示してゐる。

ハ 農家支出の節減

自給肥料の増産により金肥を節減した外生活改善
の勵行による支出節減は煙草節減外一項目におい
て七千圓に上つた。

ニ 農家負債の整理と貯金の増加

組合利用の漸次普及により高利債が組合資金又は
自己資金によつて償還された。貯金も相當増加し
た。

ホ 農家經營の計畫化

ヘ 販賣購買の統制化

兵庫縣神崎郡山田村

第一村の概要

一 土地（昭和十年）

民有有租地のうち

田 二三四町二反
畑 二一町〇反
山林 五一三町二反

村民耕作地の自小作別は

田	自作地	小作地	計
一二一町四	一四三町四	二六四町八	
烟	一〇町八	四町一	一四町九
計	一三二町二	一四七町五	二七九町七

三三二

工産	四八、〇一二
水産	四三五
計	三一三、〇一一
農産價額農家一戸當	七一七圓五一錢
生産總額現住一戸當	八五七圓五六錢

二 戸口 (昭和十年)

地主自作	二八戸
農 自 作	四八
農 自 小 作	一三八
業 小 作	一二五
計	三三九
其他共計	三六五

現住人口は男一、二〇三名・女一、一八一名・合計二、三八四名である。

三 生産額 (昭和十年)

農産	二四八、九七五圓
畜産	六、六〇五
林産	八、九八四

四 農家經濟

總 額	農家一戸當
農業收入	一九七、五三〇圓
其他收入	四二、七三八
計	二四〇、二六八
農業經營費	三四、六七五
生活費	一七二、六七六
負擔	三九、一〇五
計	二四六、四五六
差引不足	六、一八八
貸借	
貸預貯金	二七二、五七〇圓
負債	五五三、六五〇
計	二八二、〇八〇

差引負債 二八二、〇八〇圓
一戸當 七四三

第二 村經濟更生計畫の概要

- 六 指定年度——昭和七年
- 七 計畫要項と実績 (昭和十年五月)
- イ 計畫実行の指導監督

村更生委員會に於て実績を調査し年三回以上委員會を開いて批判検討をなす外年四回以上教化聯合會總會を開いて報告協議をなし更に講演・談話・座談會の開催印刷物の配布をなしてゐる。
- ロ 村に於て行ふ事項

縣道八〇〇米と縣道三〇〇米を改修し濕田六町歩に暗渠排水を施設した。
- ハ 部落に於て行ふ事項

米麥改良から生活改善に至る八項目を實行した外昭和九年には特に湖華蕙織を奨励して平年の二倍の働きを示すに至つた。

二 個人に於て行ふ事項

- 經營を計画的に行ふ者計畫當時七名のもものが五〇名に増加しその發表した成績によると農業収入平均三五〇圓の増加を示してゐる。
- ホ 産業經濟團體に於て行ふ事業

農會——稻作・麥作・蔬菜・蠶草・養畜・澆加工・肥料改善の各項に於て豫想以上の成績を収めてゐる。
 - 産業組合——貯金 (計畫當時に比し一八千圓増)・販賣統制・購買統制・肥料配合所設置・共同作業場設置 (自家醬油醸造による利益だけで年に三千圓)などに於て目覺しく活躍してゐる。
 - 有畜農業組合——和牛四〇頭の共同購入と共同育雛舎の建築を完了した。
 - 蔬菜出荷組合——大根の共同出荷を行ひ好成绩を収めた。
 - 教化團體に於て行ふ事項

小學校・青年學校・婦人會・男女青年團など皆夫々

に計畫し活動してゐる。

八 經濟更生の効果

イ 更々精神の作興

ロ 農家収入の増加

一戸當收入増二八六圓・支出増七二圓差引純収益増加二一四圓に達した。

ハ 負債整理と貯金増加、經營組織の改善、販賣統制の強化、農家生活の改善

和歌山縣伊都郡紀見村

第一村の概要

一 土地

村内の土地面積は

田 二六九町三反
畑 八二町九反
山林 一、二七七町〇反
村民の耕作面積に付て見れば

三 生産額

主なる生産物をあげれば

米 四、七三一石
麥 一、五一四石
菘 二〇、三五六貫
木材 二五、〇〇〇圓
木炭 四二、六〇〇貫
四 農家經濟（昭和七年）

地目 自作地 小作地

田 一七六町四反 七一町五反

畑 七三町四反 一七町七反

計 二四九町八反 八九町二反

一戸當耕作反別は田畑合計五反四畝である。

二 戸口

人口は男一、八七二人・女一、八一四人・合計三、六八六人であつて、總戸數七一三の八七%に當る六二七戸は農家である。勞力は常に過剩であり特に夏季に於て著しい。

計畫樹立當時は收入合計四一一千圓・支出合計五七三千圓・差引不足一六二千圓。村民一戸當不足額三二七圓弱に當つてゐた。

第二 村經濟更生計畫の概要

五 指定年度——昭和七年

六 計畫要項と実績

イ 生産改良統制計畫

自給肥料の増産——畜牛數二ケ年間に一〇〇頭・鶏二ケ年間に一二千羽増加し厩肥増産は著しい成績をあげてゐる。

林間園藝——南天・松・榎・柳・其他の切花の栽培。栗の高接などの面積十數町歩に達した。

其他——經濟更生簿の記載勵行・農林作業の共同化などは特に成績良好である。

ロ 經濟改善統制計畫

貯金増加——計畫樹立當時に比し九三、六三五圓を増加した。

販賣購買の統制・金融の改善——着々進行中である。

ハ 生活改善計畫

結婚改善實行團——未婚青年男女全部を會員として結婚の合理化に努めてゐる。

其他——自給自足調間の設定・家計簿記載の普及に成績をあげてゐる。

ニ 社會教化計畫

精神教育——國家觀念の強調・敬神崇祖觀念の涵養に努めてゐる。

更生計畫督勵——新に村更生主事を任命して計畫實行の督勵に努める外特に統計を尊重し統計調査の結果を自村反省の資料とし部落別の勢力を示して進むべき方向の示唆に供してゐる。

系統的計畫の完成——更生計畫樹立と同時に部落計畫・個人計畫の樹立を奨励し現在二一實行組合八組合は年次別數字的計畫を樹立したが更に本年八月農村更生協會の指導を機として協會

指導様式に基く個人計畫の樹立と共に未だ年次別數字計畫を樹立せざる組合には悉く年度内に樹立する申合せをなし個人・部落・村の階梯的年次別數字の計畫の完成を見る日も近きにある。

七 計畫實行と村民經濟

計畫實行以來の成績を見るに左の如く年々所期の目的を達成しつつある。これは農産物價格の騰貴に負ふ處もとより少くはないが一面又村民一致計畫實行に努めたる結果による處も亦極めて大である。

收入

項目	昭和七年	昭和九年
農業生産	二三七、九二四圓	二七四、〇四八圓
林業生産	四四、〇八八	六九、三五一
加工生産	一七、九五七	三二、四五四
其他生産	一、六八五	四、四一一
其他收入	一〇九、七八〇	一三五、二三八
計	四一一、四三四	五一五、五〇二

支出

經營費	五七、九七七	六八、一七四
生活費	四二三、七四六	四一八、七一八
負擔	三五、九一九	三七、八九八
計	五一七、六四二	五二四、七九〇
收支差引△	一〇六、二〇八	△九、二八八

鳥取縣東伯郡竹田村

第一村の概要

一 土地(昭和七年)

所有別に見れば(單位町)

地目	地積	所有別		
		本村民所有地	公有地	他村民所有地
田	一八二、九	一六六、七	〇、一	一六、一
畑	三三、七	五九、一	二、〇	〇、六
山林原野	五、三三、二	一、二八、六	二、三三、三	一、五九、三

利用別經營別に見ると(單位町)

二 戸口(昭和七年)

地目	利用別		經營別	
	一毛作	二毛作	自作	小作
田	一一六、九	六五、〇	八一、六	一〇〇、三
畑	三八、九	二四、八	四四、一	一九、六

四 村民經濟(昭和七年度末)

村總計

一戸當

總收入	一九五、九六四圓	六五三、二一圓
總支出	二〇九、六四二	六九八、八〇
現金收入	一一〇、八二四	四〇二、七五
現金支出	一三四、五〇二	四四八、三四
差引不足	一三、六七八	四五、五九
貯預金	一五一、七三八圓	
負債	三二〇、四四〇	

五 貯預金と負債

貯預金	一五一、七三八圓
負債	三二〇、四四〇

第二 村經濟更生計畫の概要

- 六 指定年度——昭和七年
- 七 計畫要項と実績(昭和九年度)

三 生産額(昭和七年度)

種類	總收入	現金收入
耕種	七七、〇四九圓	一九、三三一圓
養蠶	二二、八五五	二二、八五五
畜産	六、〇五五	五、三七九

三 生産額(昭和七年度)

職業	戸數	人口	
		男	女
農	六三	二二六	二二八
自小作	九三	三〇〇	三〇四
自小作	二八	一〇〇	一〇四
小計	二四七	七九六	八二四
其他	五六	一九〇	三五九
計	三〇三	九八六	一、一八三

農家戸數は全戸數の八二%に當る。

イ 産業經濟方面成績

年々更生に進みつゝあつた處へ昭和八年末來の桑樹の大凍害（栽培面積の六割枯死）と九年秋の大風水害（一戸當一、二〇〇圓の損害）との二度の災厄に見まわれ更生の数字的基礎に大打撃をうけたが轉禍爲福の信條によつて更生精神は益々旺盛である。

増産特別施設——耕作部（早植面積計畫前に比し四〇町増）、畜産部（畜産貸付金七、五〇五圓）、林業部（製炭五〇千俵の豫定の處水災のため三七千俵）等の施設がある。

漁業組合施設——養魚場の新設・採卵計畫・養殖計畫などにより一二千圓の純益をあげる計畫である。

水災対策——復舊工事勞賃収入の天引二割貯金・村民生活經費節減などを行つた。

負債整理——全村を一區とする負債整理組合を設立し各戸に我が家計畫を樹立せしめ又村内の類

ロ 教育方面成績

母子整理が進行してゐる。
小學校教育——少年團・模範産業組合の設置その他七項目に亘り實行中、成績良好である。
公民學校並男女青年團——自治會・更生研究會の開催、出張指導その他一六項目を計畫實行して着々と成績を収めてゐる。
婦人會其他——生活改善その他の諸項目に努力してゐる。

ハ 産業組合成績

貯金四千圓貸付金七千圓を夫々増加した。

ニ 増産計畫成績

耕作部——甘藷・小麥・粟に於て進歩著しく稻作その他に於て減少してゐる。

養蠶部——桑園凍害のため減少した。
林業部——木炭以外は成績良好である。

畜産部——牛飼育頭數九一増加を始め鶏・兎共に増加してゐる。

ホ 消費節約成績

農業經營費二千圓・家計費三千圓・特別支出一八千圓を夫々節減し得た。

ヘ 更生基金蓄積成績

更生貯金外三種の基金に於て一年間に四三一千圓を増加した。

ト 諸税徴收成績

國稅九九%七、縣稅九八%七、村稅八三%二といふ成績である。

チ 各種會合出席成績 良好

山口縣阿武郡佐々並村

第一 村の概要

一 土地（昭和九年）	臺帳面積	見込面積
田	三八三町八	四〇一町四
畑	二〇、〇	二二、六

三 生産額

農産	一六二、一三一圓
畜産	八、〇三〇圓
林産	四六、五二五圓
其他	一一、〇〇〇圓
計	二二七、六八六圓

人口（現住）

二、四九六

山林 二、一〇五、九 七、四四八、三

其他 二二、八 二七、七

計 二、五三二、五 七、九〇〇、〇

二 戸口（昭和九年）

職業別戸數（現住）

農業 三三七

林業（製炭） 八

商工業 二五

其他 六〇

計 四三〇

四 農家經濟（基本調査）

總農家に就いて見れば總收入二二七、六八六圓、總支出二四二、七七六圓差引一五、〇九〇圓の不足となる。農家一戸當にすれば約三五圓の不足である。

五 負債

負債なきもの九三戸で負債の總額最低一二二、〇〇〇圓となつてゐるが、之は一戸平均二八八圓に當る。現在負債整理組合は八である。

第二 村經濟更生計畫の概要

六 指定年度——昭和八年（但し昭和五年より産業計畫要項と実績）

七 計畫要項と実績

イ 主要作物

米麥作を中心とするが、品種改良、採種圃、肥料試驗田設置等により、米作は昭和七年に比し反當一斗七升の増收となつた。從來極めて小額であつた裸麥小麥も九年度は夫々五〇〇石、一三〇石の産額となつた。

四〇

ロ 肥料計畫

自給肥料増産の成績は

昭和七年	紫雲英	厩堆肥
同 九年	四四〇千貫	五三〇千貫
	七〇〇	八九〇（昭八）

購入肥料に就ては肥料試驗の結果配合案一二種を設計し九年度は佐配合肥料八〇〇噸を製造した。

ハ 自作農副設施持

九年度まで通計四四名（融通金額四三、三八〇圓、關係耕地一三町九）に上り四四名は自作農共同會を組織してゐる。

ニ 林野改善

村有は實測約二、八〇〇町歩、立木地を年平均六七町の輪伐計畫をたて、柴草採取地も改善の結果採取量二五萬貫に及ぶ。民有の薪炭林は二〇——二五年で統制ある輪伐主義をとる。

ホ 木炭及製炭窯の改良

昭和七年 窯數 二〇〇（防長新式一七九）

同 九年

改良したるもの二三四、優良炭の生産は前年度に比し一五%の向上となつた。

カ 畜産計畫

九年度は畜牛組合設立、肥育、育成、生産共に目標突破で実績は良好である。其他共済施設、取引改善、購入資金の融通、畜舎の改善成績も良い。

ク 産業組合

組合員四四二、實行組合加入三三、口數九三〇口である。

昭 七 昭 九

貯金 四七、四七圓 四七、二五圓 増 一九、八三圓

貸付 四八、四九圓 三七、五二圓 減 一六、九七圓

組合で行ふ低利貸付は左の如くである。

畜牛購入資金 全額利率五、四分 一〇六頭（九、五六圓）

炭材購入資金 同 五五件（四、八八圓）

畜舎既肥會 一口三〇圓（利息農會）

改善資金 無利息五ヶ年賦（産組負擔）

五件（一五〇圓）

キ 販賣購買の統制

負債整理資金 毎年二萬圓、五ヶ年十萬圓の計畫販賣にて米、小麥、菜種、木炭は産業組合にて全額若くは八割以上の取扱をなし、他に果實、茸類、竹、肥牛等の取扱も漸次利用されてゐる。購買では、金肥は全量を組合より配給し、その六割を配合肥として配給す。飼料約八割取扱、其他種苗、農具、家畜家禽の取扱三九七圓である。生計用品は店舗式で事務所一ヶ所配給所二ヶ所で購買高三〇、二二二圓。利用は精米、精麥、製粉、婚儀用具等であるが、利用状態は漸次良好に向つてゐる。

ク 社會教化

學校が中心となるが、生活改善と共に良く實行されつゝある。

香川縣木田郡川島町

第一 町の概要（昭和十年）

一 土地——民有地

田 三七八町八六
畑 二九町六五
山林 四二町七四
其他 四八町八一

本町民にして他市町村にて所有する耕地 吾町七
本町にて他市町村民の所有に在かる耕地 八五町七

二 戸口

職業別戸数

農業 五四三
商業 一一九
工業 一二七
其他 六三

計

八五二

現在人口

四、五三五

三 生産額

農産

三九二、九〇九圓

四二

林産

三、三〇〇

水産

二三〇

工業

二二七、五二六

計

六二三、九六五

四 農家の收支經濟（昭和八年）

收入總額四〇六、二三〇圓支出總額四四三、〇〇六
圓差引不足三六、七七六圓にして一戸當にすれば收
入七三九圓（現金四六二圓）、支出八〇五圓（現金五
三七圓 不足額六六圓（現金七五圓）である。九年
度は收入總額四八四、八二〇圓、支出四六〇、二一五
圓にして一戸當りにすれば四五圓の超過となつてゐ
る。

五 負債及預金（基本調査）

負債總額八八萬圓、預金五〇萬圓差引借越三八萬圓
で一戸當四九七圓に當る。（負債整理組合現在六）

第二 町經濟更生計畫の概要

六 指定年度——昭和七年

七 計畫要項と実績

本町は農産戸數六七%を占むるを以つて第一次計畫
は農業を中心とし第二次以後に於て商工業に及ぶ。
目標を收支の均衡に置き計畫當時農家一戸當六六圓
の不足を補つて八八圓の過剩を生ぜしめんとするの
である。

イ 經營改善計畫

米麥作の改良——指導獎勵の結果米麥の品質、收
量共に大いに改善せられた。
蔬菜の集團栽培——昭和九年より馬鈴薯を獎勵の
結果現在四六反に及び、外に里芋一一反、菊花
二二反の栽培がある。

農産加工及副業

優良農具共同利用場に於て製粉、製麵をなし、
臥及麥稈質田も獎勵の結果生産額の増加をみた
が九年度は約一〇千圓の産額となつてゐる。猶
昭和八年度より五番柿の獎勵を行ひ、約二、七
〇〇本の苗を配布し、現在約四、七〇〇本に上

つてゐる。

有畜農業

四反五畝以上の耕作者は必ず牛若くは馬を飼
育せしむることとし、養鶏も共同孵化、育雛等
により獎勵したる結果、畜産による總收入も計
畫當時の二八千圓に比し四一千圓に増加してゐ
る。

自給肥料増産

堆肥品評會、積込週間、草刈デー等により獎勵
するがその成績は左の通りである。

昭七	五七、〇〇〇	三、一〇〇	七〇、〇〇〇
昭九	六八、〇〇〇	七、〇〇〇	一七五、〇〇〇

我が家計畫（二二〇戸）部落計畫の樹立と實行も
進みつゝある。

ロ 販賣購買改善計畫

町の販賣總額二〇萬圓購買總額約二六萬圓を可及
的産業組合總會を中心として、共同による利を收

めんとするのである。

農會

農會市場の開設——蔬菜、果實の出廻りに毎週三日間開場する、九年度取扱高六、七三七圓
購買幹旋——生産用品に限るが、九年度約五、七〇〇圓の幹旋をなした。

産業組合

購買——肥料、飼料、雜貨であるが、計畫當時四千圓餘であつたのが、三四千圓餘に増加した。
販賣——米麥の取扱三、五〇〇俵が一〇、二九九俵と増加した。同じく信用組合による金融改善がある。

貯金——一七七千圓(七年末)は二五二千圓(九年末)と増加し、貸付——一四九千圓は一五〇千圓となつてゐる。

ハ 社會教化計畫

學校を中心とする町民一般の社會教化の外に經濟更生農村青年學校、經濟更生婦人會及處女會、或

は青年團の一人一研究、農事研究會等を開き、其他各種團體的、個別的に教化指導に努めつゝあるが、その成績も相當良好である。

佐賀縣小城郡砥川村

第一村の概要

- 一 土地(昭和九年)
 - 田 三〇六町一反(耕地整理三町三反)
 - 畑 一〇七町五反
 - 山林 五五町八反
 - 原野 五八町〇反
 - 其他(宅地共) 四二町〇反
- 二 戸口(昭和七年)
 - 職業別戸數
 - 農業 二四八
 - 商工業 一一八
 - 其他 一〇九

人口

三、四二一

三 農産(昭和九年)

- 米 一七六、八七九圓
- 麥 二四、九五六圓
- 繭 一〇、一五七圓
- 果實 一〇、九〇〇圓
- 其他 豆、甘藷、菜類、榿實、蠟叭、鷄卵、木材等

四 村の收支經濟

	七 年	八 年	九 年
收 入	三二四、二八五	三六六、三五五	四〇二、三三七
支 出	四二五、七三三	三八一、三六二	四〇一、四六四
過不足(不)	一〇一、三四八	四、八八三	(過)九三
貯金貸金	七、四四三	八、五三六	八、七二六
利息	三、七三三	三、七三三	三、七三三
負債利子	三、七三三	三、七三三	三、七三三
負 債(昭和七年)	總額二九一、八七一圓		

第二 村經濟更生計畫の概要

六 指定年度——昭和七年

七 計畫要項と実績

- イ 米麥作の改良計畫
- ロ 自給肥料増産計畫
- ハ 果實、養蠶に関する計畫

果樹は温州蜜柑が主で、昭和七年一〇町二に對し一五町六に達してゐる。養蠶は桑園の總反別に於て、近年の繭價安により昭和七年度の二六町餘より稍減少してゐるが、收購量は反當一六貫八〇〇に對し一九貫八〇〇となつてゐる。
- ニ 菓細工計畫

昭和七年度に於ける製菓糖、製繭機臺數八八臺、五〇臺は夫々一二〇臺、七〇臺と増加してゐる。
- ホ 販賣專業計畫

米麥の販賣統制を主とするも現在は

	昭和七年	昭和九年	販賣能力
米	八〇〇石	一、八一〇石	四、五〇〇石
麥	—	四三五石	一、七五〇石
- ヘ 購買專業計畫

肥料種苗の共同購入を主とし年々増加を示しつつある。

ト 農業倉庫及共同作業場に關する計畫

農業倉庫は米、麥、菜種、樺實、牧糞の入庫、共同作業場は肥料配合、糞細工品、蒔、果樹の荷造に利用されてゐる。

チ 消費節約計畫

調味料、冠婚費等の生活費より購入肥料費等に至る諸項目に互り、計畫當時の總支出高約一六四四圓の平均二割を毎年節約し、之を負債整理に充てる計畫である。爾來毎年三〇千圓乃至三五千圓の節約となつてゐる。

リ 共同事業

農事實行組合による共同炊事は現在五組——四〇戸、日數一〇日宛を行ひ、青年の麥採種團は九部落二町歩となつてゐる。

又 教化及生活改善

家計簿を全戸に配布し、毎月審査、冠婚葬祭費節

約による貯金及其他各種貯金の勵行、毎朝打鐘による早起獎勵納稅組合の設立等が主なるものである。

ル 負債整理計畫——組合によるもの

負債整理組合

九 (村は十二部落)

右 人、員 二四二人

負債金額 二三八、二三七圓 (緩和額三六、三六圓)

昭和九年度(第一次)元利金支拂額 四〇、〇〇〇圓

大分縣大分郡判田村

第一 村の概要 (昭和九年)

一 土地 (民有有租地)

田 二五七町三反

畑 一五二町一反

山林 四四四町三反

原野 三四一町五反

右の外所有地が五町三反ある。

二 戸口

職業別戸數

農業 四九六

商業 六〇

其他共合計 六二五

人口

合計 三、四二五

三 生産額

農産 一四〇、九五九圓 米、麥、蒔

林産 一二、〇四七 薪炭、用材

畜産 五、四七三 牛、馬、鶏

水産 一三四

工業 一一五、三七二 清酒、茶製品

計 二七三、九八五

四 農家經濟

各戸に關する生計調査無きも村總體現金收支概算による一戸當平均收支は

收入 四二五圓 支出 四五九圓

で平均三四圓の不足である。

五 負債

總額四一二、四五九圓、一戸當平均六七三圓である。

第二 村經濟更生計畫の概要

六 指定年度——昭和七年

七 計畫要項と実績

生産方面

イ 米麥の改良統一

小組毎に採種團を設けて、物々交換により種子を配布し、又毎年品評會を開催してゐる。

ロ 水利改善

本年中に完成する溜池の増築、堤防の卷替により村の農家の一割が利益を享けることとなつた。

ハ 牛馬生産獎勵

種付料、種牝牛馬購入・優良駒積の保留等に對しては既に永く補助をなしてゐたが、更に仔牛の共同購入、家畜保險加入に對し、産業組合より資金

を融通する外、本年度は村設牛馬市場厩舎二十房の改築を行ふ。

二 堆肥の増産

緑肥種子の購入補助、原種栽培をなし現在一戸當一、六六〇貫——反當約四〇〇貫となつてゐる。

經濟方面

イ 産業組合

計畫樹立當時と現在の事業成績を比較すれば

	昭七、末	昭一〇、八
出資口數	一、二三八口	一、四九五口
貯 金	七二、九〇〇圓	一一二、三六〇圓
貸付金	七八、〇〇〇圓	一一三、二五〇圓
販賣(米、麥、菜種)	—	二二、六〇〇圓
購買(肥料)	一六、八〇〇圓	一八、二〇〇圓

ロ 農村家庭工業獎勵

蠶延——製織戸數八〇戸、總額八、二〇〇圓であり計畫樹立當時の倍額となつてゐる。

蠶繩——昭和九年創始したが目下器械五五臺に上

つてゐる。尙七島養蠶製造は更生計畫樹立と共に獎勵の結果年收約七、〇〇〇圓に上つてゐる。

ハ 共同簡易水道

計畫當時五ヶ所約七〇戸であつたが、本年二ヶ部落新設により計約百戸が上水道を使用してゐる。

ニ 部落計畫

三大字に各一組合宛設けた模範的指導組合は全部完了し他の約三〇の小組合も一應計畫を樹立した農家簿記の普及は本年約二〇〇戸である。

教化方面

小學校では郷土讀本を編輯し正課となし模範産業組合を設置してゐる。青年壯年のため夏期講座を實施すると共に月刊村報を發行してゐる。

統制

従來一名の技術員を二名に増員し、計畫の實行は小組合単位とし、贊助委員も主として壯年を以て之に充て實行を期してゐる。

編輯後記

一、本書は昭和十年十月十七日産業組合中央金庫講堂にて本會が主催せる農村更生座談會の速記録である。

二、この座談會に先立つて十六日夜農相官邸に於ては各村長より「我が村の更生狀況」が語られ十八日夜内相官邸に於ては「我が村の更生上最も苦心した點」が述べられた。この前後二回の座談會を併せて今回の農村更生座談會はいよゝゝ完全なものとなるのである。幸ひにして農相官邸にそれについては東洋經濟新報一六八一號にその速記が掲げられてゐるが、内相官邸のそれについては遺憾ながら記録が残されなかつた。本記録中に發言しない方の生じたのも座談會が前後三回に亘つてゐた關係によるものである。

一、佐賀縣小城郡砥川村長石川三郎氏は病氣のため出席されなかつた。

一、卷末に附した資料は各町村よりの報告に基き本協會が作成せるものである。

昭和十年十二月十日印刷
昭和十年十二月十五日發行

編者 農村更生協會

發行者 東京市麴町區有樂町一ノ九ノ二
小野道雄

印刷者 東京市小石川區西江戸町十二
西勝太

東京市麴町區有樂町一ノ九ノ二

發行所 社団法人 農村更生協會

電話丸ノ内五〇三三
振替東京八一九五〇

定價五十錢

終

